

農林土木業務委託共通仕様書

平成 19 年 10 月

静岡県建設部監修

農林土木業務委託共通仕様書改正

- 1 平成 12 年 4 月 3 日 静岡県告示第 350 号の 7 全面改正
- 2 平成 19 年 10 月 26 日 静岡県告示第 940 号 全面改正

施行日 平成 19 年 11 月 1 日

第1編 共通編

(適用)

第1条 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、静岡県が発注する農林土木工事（ただし、漁港に係るものは除く）の測量業務及びこれに類する業務（以下「測量業務等」という。）に係る静岡県業務委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 本業務に使用する計量単位については、国際単位系（SI）によるものとする。

(用語の定義)

第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1)「発注者」とは、知事及び知事の委任を受けて業務委託契約の締結を行うかい長をいう。
- (2)「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と業務委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3)「監督員」とは、契約図書に定められた範囲において受注者又は業務代理人等に対する指示、承諾又は協議の職務等を行うもので、約款第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員、担当監督員を、総称していう。
- (4)「検査員」とは、測量業務等の完了の確認に当たって約款第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (5)「業務代理人等」とは、測量業務の業務代理人及び現場における業務施行の技術上の管理を司る主任技術者で約款第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- (6)「契約図書」とは、契約書、約款及び設計図書をいう。
- (7)「契約書」とは、「業務委託契約の書式の改正について」（昭和62年3月30日付け管第763号）に基づいて作成された書類をいう。
- (8)「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (9)「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- (10)「共通仕様書」とは、測量業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (11)「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (12)「現場説明書」とは、測量業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- (13)「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (14)「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとなる計算書等をいう。
- (15)「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (16)「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- (17)「通知」とは、発注者又は監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量業務等

に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

- (18)「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量業務等の遂行に係わる事項について書面をもって、知らせることをいう。
- (19)「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た測量業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (20)「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (21)「回答」とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
- (22)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (23)「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (24)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。
緊急を要する場合は電子メール及びファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (25)「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (26)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務等の完了を確認することをいう。
- (27)「打合せ」とは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために業務代理人等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (28)「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正補足その他の措置をいう。
- (29)「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (30)「S I」とは、国際単位をいう。

(業務の着手)

第3条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務代理人等が測量業務等の実施のため監督員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

(業務実施)

第4条 測量業務等は、静岡県が定める公共測量作業規程（以下「規程」という。）及び測量作業規程の運用基準により実施するものとする。

(測量の基準)

第5条 測量の基準は規程第2条の規定によるほかは監督員の指示によるものとする。

(設計図書の支給及び点検)

第6条 受注者から要求があつたり、監督員があり、必要と認めた場合は受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において、備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等は無償で追加支給するものとする。

(監督員)

第7条 発注者は、測量業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。
- 4 監督員が、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従わなければならない。監督員は、その指示を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

(業務代理人等)

第8条 受注者は、測量業務等における業務代理人及び主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 業務代理人は、測量業務の履行にあたり測量法第48条に定める測量士であり、日本語に堪能でなければならない。
- 3 主任技術者は、契約図書等に基づき測量業務等に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。また主任技術者は、測量業務等の履行に必要な知識と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 4 業務代理人は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し業務を実施しなければならない。
- 5 業務代理人は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し適正な労働条件を確保しなければならない。
- 6 業務代理人は、屋外における測量業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、測量業務等が適正に遂行されるように、管理及び監督をしなければならない。

(提出書類)

第9条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、業務委託料代理受領承諾申請書遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において、様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は完了時において、委託料500万円以上の業務について受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(休日又は夜間における業務)

第10条 受注者は、測量業務の都合上、通常の勤務時間外に現場業務を必要とする場合、別紙により事前に監督員に届け出なければならない。

(打合せ等)

第11条 測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、測量業務の

方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じ打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 測量業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務代理人と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 業務代理人は、共通仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

(業務計画書)

第12条 受注者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務内容 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制 (緊急時含む) (9) 精度管理 (10) 使用する主な機器 (11) その他
- 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(資料の貸与及び返却)

第13条 監督員は、特記仕様書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却しなければならない。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失または損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複製してはならない。

(関係官公庁への手続き等)

第14条 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。

- 2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合は、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第15条 約款第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、特記仕様書の定め、あるいは監督員の指示により、受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
- 4 受注者は、測量業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として、業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会いするとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更しなければならない。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

(土地への立入り等)

第16条 受注者は、測量業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、約款第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、測量業務等を実施するため、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、占有者に迷惑を及さないよう十分注意して、立入るものとし、この場合において遅滞なく占有者に通知しなければならない。

3 受注者は、測量業務等を実施するため植物、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、所有者の承諾を得て行うものとする。この場合において生じた損失は、特記仕様書に示すほかは受注者が負担するものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

(成果物の点検)

第17条 受注者は、観測、計算簿等の点検した箇所には、点検者の氏名及び点検年月日を記入するものとする。

(成果物の提出)

第18条 受注者は、測量業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了届出書とともに提出し、検査を受けなければならない。

2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合、又監督員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

3 受注者は、成果物において使用する計量単位については、国際単位系(SI)によるものとする(従来単位を併記してもよい)。

4 受注者は、「測量成果電子納品要領(案)【国土交通省】」、「CAD製図基準(案)【国土交通省】」及び「デジタル写真管理情報基準(案)【国土交通省】(以下「要領」及び「各基準」という。)に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の上、決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン(案)【静岡県】」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン(案)【測量編・静岡県】」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(案)【国土交通省】」を参考にするものとする。

(関連法令及び条例の遵守)

第19条 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

(検査)

第20条 受注者は、業務完了届出書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出してなければならない。

2 発注者は、測量業務等の検査に先立って受注者に対して、検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

3 検査員は、業務代理人の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 測量業務等成果物の検査
- (2) 測量業務等管理状況の検査

測量業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、「電子納品運用ガイドライン（案）【静岡県】」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）【測量編・国土交通省】」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）」を参考にするものとする。

（修補）

第21条 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

- 2 受注者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。
- 3 検査員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は約款第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

（条件変更等）

第22条 約款第18条第1項第5号に規定する「予期することができない特別な状態」とは、約款第29条第1項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督員が受注者に対して約款第17条、第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

（契約変更）

第23条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務等の委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 委託料に変更を生じた場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、測量業務等履行上必要があると認められる場合
 - (4) 約款30条の使用規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする
- (1) 第21条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

（履行期間の変更）

第24条 発注者は、受注者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

- 2 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更業務工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 3 約款第22条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

（一時中止）

第25条 発注者は、約款第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合は、受注者は書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の測量業務等の進捗が遅れたため、測量業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により、測量業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により、測量業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 前項の場合において、受注者は屋外で行う測量業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければ

ならない。

(発注者の賠償責任)

第26条 発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第27条 受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 約款第40条に規定する暇庇責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

(部分使用)

第28条 発注者は、次の各号に掲げる場合には、約款第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。

(再委託)

第29条 約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することは出来ない。

- 1 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、測量業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務等の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。なお、協力者が静岡県等の測量・建設コンサルタント等契約競争参加資格者である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。

(成果物の使用等)

第30条 受注者は、約款第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

(守秘義務)

第31条 受注者は、約款第1条第5項の規定により、測量業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の発表に際して第30条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。

(安全の確保)

第32条 受注者は、測量業務等の現場が隣接し、又は、同一場所において別途測量業務等がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。

- 2 受注者は、測量業務等に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の

安全確保に努めなければならない。

- 3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 4 受注者は、測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 5 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり災害を防止するため、次の各号に挙げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 測量業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、使用人等の喫煙の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い周辺の整理に努めなければならない。
- 7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、測量業務等の実施にあつては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。又、災害発生時には第三者及び使用人の安全確保に努めなければならない。
- 9 受注者は、測量業務等の実施中に事故等が発生した場合には直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに提出し、指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

(別 紙様式)

休日・夜間 作業届

1 業務委託名

2 施工箇所

作業年月日	平成 年 月 日 (曜日)
作業時間	(自) 時 分 (至) 時 分
作業内容	

上記のとおり作業を行うのでお届けします。

平成 年 月 日

総括監督員 様

申請者
現場代理人

印

農林土木業務委託における管理技術者等の資格について 別紙資料

該当業務	資格名	摘要	備考
農業土木設計業務に係る管理技術者及び照査技術者	①技術士（総合技術管理部門）	農業土木、地域農業開発計画、農村環境に限る。	事業内容や地域の特殊性又は受注者の事業を考慮して、契約担当者が必要と認めるときは、技術士（建設部門）とすることができる。
	②技術士（農業部門）	農業土木、地域農業開発計画、農村環境に限る	
	③RCCM（農業土木） RCCM：シビルコンサルティングマネージャー	農業土木に限る。	契約担当者が必要と認めるときは、部門以外のRCCMとすることができる。
	④農業土木技術管理士		
	⑤畑地かんがい技士	畑地かんがい部門に限る。	
	⑥建設コンサルタント登録規定第3条-ロ	該当する部門に限る。	建設大臣が同程度の知識及び技術を有する者と認定したもの。
	森林土木設計業務に係る管理技術者及び照査技術者	①技術士（総合技術管理部門）	林業、森林土木、森林環境に限る。
②技術士（森林部門）		林業、森林土木、森林環境に限る。	
③RCCM（森林土木）		森林土木に限る。	契約担当者が必要と認めるときは、部門以外のRCCMとすることができる。
④林業技士			
⑤建設コンサルタント登録規定第3条-ロ		該当する部門に限る。	国土交通大臣が同程度の知識及び技術を有する者と認定したもの。
地質・土質調査業務委託の業務代理人	①技術士（総合技術管理部門）	地質に限る。	
	②技術士（応用理学部門）	地質に限る。	
	③RCCM（地質）	地質部門に限る	
	④地質調査技士		
	⑤建設コンサルタント登録規定第3条-ロ	該当する部門に限る	国土交通大臣が同程度の知識及び技術を有する者と認定したもの。
用地調査業務の主任技術者	①土地改良補償業務管理者		
	②上記と同等の能力と経験を有する技術者		土地改良事業又は治山・林道事業の用地補償業務に関し7年以上の経験を有するもの

測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）について

1. 目的

建設コンサルタント等の選定手続きについて、より一層の客観性、透明性及び競争性を確保しつつ、技術力に信頼のおける業者を選定するため、財団法人日本建設情報総合センターが運営する「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS：Technical Consulting Records Information Service）」へのデータ登録を行い、全国のコンサルタント業者等に関する業務実績情報、技術者情報、会社情報のデータベース化を図るものである。

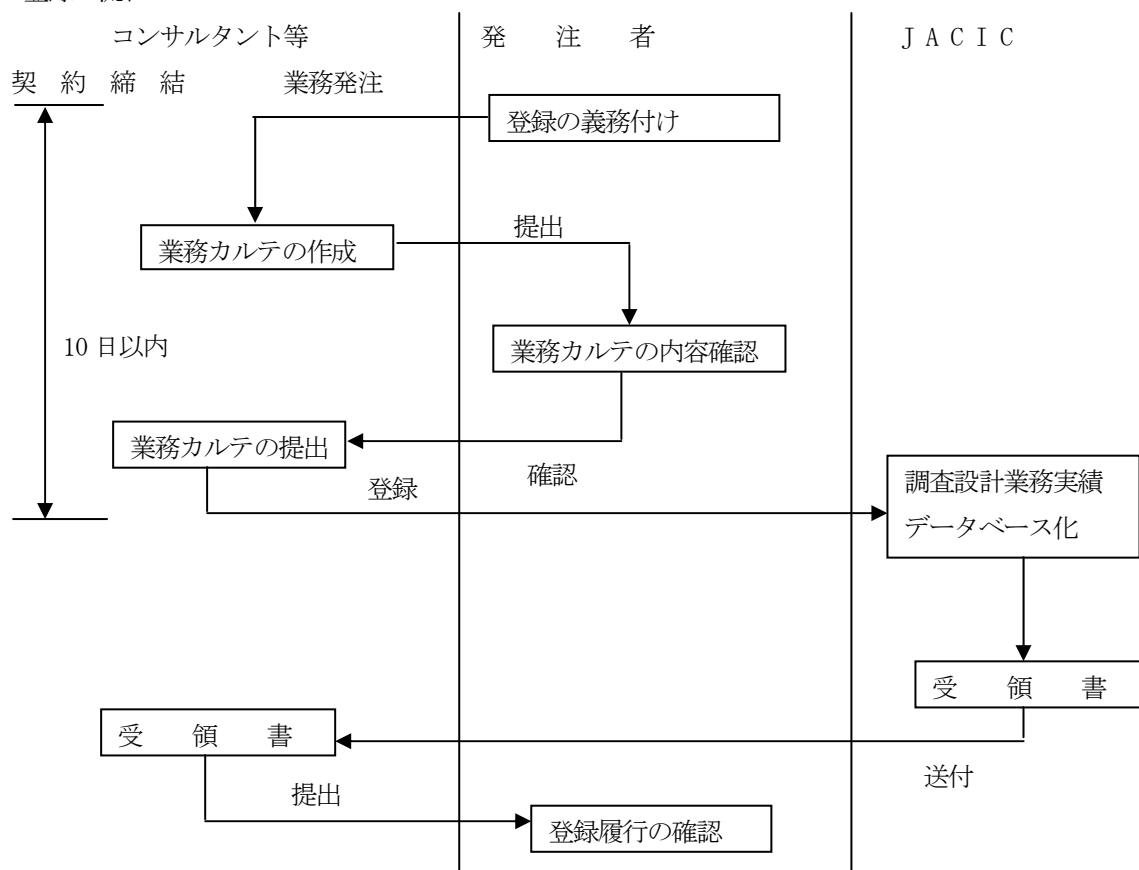
2. 対象業務

契約金額5百万円以上（消費税込み、最終金額）の土木関係建設コンサルタント業務、地質業務及び測量作業を対象とする。

注) 1) 公益法人に発注した業務は対象としない。

2) 複数の業務内容（測量＋土木コン等）で発注した業務については、主たる業務（業者選定を行った業務）で判断する。なお、金額は、請負金額（合計金額）とする。

3. 登録の流れ



注) ・業務カルテの登録は、業務契約時、中間変更時、業務完了時ごとにおこなう。

・業務カルテの登録は、コンサルタント等から JACIC にフロッピーを提出するか、又は、オンラインで登録する。

なお、発注者は業務カルテの記載内容の確認及び登録視行の確認をおこなう。

・業務カルテの内容確認は、監督員がおこなう。

・CORINS/TECRISセンター 東京都赤坂7丁目10番20号アカサカセブンスアブエニュービル4F

(電話) 03-3505-2973 F X 番号 03-3505-2974 E-メール: tecris@sup.jacic.or.jp

第2編 農地測量編

(作業管理及び精度管理)

- 第1条** 業務に従事する者は業務の目的をよく理解し、関係者に対する言動に留意し、関係者からの質問、疑義に関する説明等の限度については監督員の指示を受け、独断あるいは憶測による説明を行ってはならない。
- 2 受注者は、現場作業実施中における安全の確保をすべてに優先して労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じ、適切な管理を行わなければならない。
- 3 隣接する別途の測量がある場合は、適用する基準及び成果について照合しなければならない。
- 4 受注者は、各作業工程において、観測精度基準（別紙1）に示す精度を確保するため適切な精度管理を行い、この結果に基づいて、精度管理表を作成して発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、各工程別作業の終了時、その他適切な時期に所要の点検を行わなければならない。ただし、発注者が特記仕様書で指定した事項については、各工程別作業の終了後速やかに点検測量を行わなければならない。

(公共測量)

- 第2条** 特記仕様書において、公共測量又は公共測量に準ずる測量を定められた測量は、静岡県が定める静岡県公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準によるものとする。

(工食用測量)

- 第3条** 工食用測量とは、農業農村整備事業等に係わる工事の設計、施工、用地取得、換地及び管理等のための測量をいい、次に掲げる各号の測量に区分する。

(1) 基準点測量は、次に掲げる測量に細分する。

- ア 基準点測量
- イ 水準測量

(2) 地形測量は、次に掲げる測量に細分する。

- ア 平板測量
- イ 空中写真測量

(3) 応用測量は、基準点測量及び地形測量の成果を使用して行い、目的により次に掲げる測量に細分する。

- ア 路線測量
- イ 用地測量
- ウ 確定測量
- エ 面積測量

(基準点測量)

- 第4条** 基準点測量は、原則として1～4等三角点又は1～3級基準点及び国土調査法に基づく地籍図根点（以下「地籍図根点」という。）に基づき、4級基準点測量（静岡県公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準に定めるもののうち、既知点数に係る規定を除く。以下の基準点測量について同じ。）と同等以上の基準点測量により行うものとする。なお、基準点測量の方式は、特に定めのある場合を除き、結合多角方式又は単路線方式によるものとする。ただし、局部的な測量で用地測量又は確定測量を伴わない場合等、高度の精度を要求しない測量にあつては、任意多角測量によることができるものとする。

- 2 水準測量は、原則として1～3等水準点又は1～3級水準点に基づき、4級水準測量（静岡県公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準に定めるもののうち、既知点数に係る規定を除く。以下の水準測量について同じ。）と同等以上の水準測量により行うものとする。

(地形測量)

- 第5条** 平板測量は、4級基準点又はこれと同等以上の精度を有する基準点等に基づき行うものとする。

- 2 空中写真測量は、公共測量によるもののほかは、別に定める仕様により行うものとする。

(応用測量)

第6条 路線測量とは、次に掲げる各号に区分する。

- (1) 路線選定は、特記仕様書等に定める縮尺の地形図を用いて、平面線形縦断線形等及び経済性、社会性、現地
の状況等を勘案して、路線の位置を選定するものとする。
- (2) 線形決定は、路線選定の結果に基づき、現地の状況を勘案して、地形図上にIP等の位置を定め、IPに基づ
き線形図を作成するものとする。なお、線形図の作成は、次表の略号を用いて、曲線の緒言を計算して行う
ものとする。
- (3) 曲線の諸元を表示する場合は、次の略号を標準とする。

名	称	略号	名	称	略号
(1)	起点	BP	(19)	緩和曲線上のKE点における曲率の中心	M
(2)	終点	EP	(20)	主接線(緩和曲線原点における接線)	OX
(3)	交点	IP	(21)	クロソイドのパラメータ	A
(4)	交角	IA	(22)	KE点のX、Y座標	X, Y
(5)	曲率半径	R	(23)	緩和曲線長	L
(6)	接線長	TL	(24)	KE点における曲率半径	R
(7)	曲線長	CL	(25)	移程量(シフト)	ΔR
(8)	外線長	SL	(26)	点MのX、Y座標	X_M, Y
(9)	円曲線始点	BC	(27)	KEにおける接線角(ら線角)	M
(10)	円曲線終点	EC	(28)	KE点の極角(偏角)	τ
(11)	曲線の midpoint	SP	(29)	短接線長	σ
(12)	中央縦距	M'	(30)	長接線長	T_k
(13)	弦長	C	(31)	動径	T_L
(14)	緩和曲線始点	BTC	(32)	法線長	S_0
(15)	緩和曲線終点	ETC	(33)	T_k の主接線への投影長	N
(16)	クロソイド曲線始点	KA	(34)	Nの主接線への投影長	U
(17)	クロソイド曲線終点	KE	(35)	$X+V=T_L+U+V$	V
(18)	緩和曲線原点	O			T

(4) IP設置測量は、線形決定により定められたIPを、4級以上の基準点及び地籍図根点に基づき現地に設置するものとする。ただし、上記によらないIPは、周囲の状況を勘案して、現地に直接設置するものとする。

この場合において、IP座標は、農地編第3条第1項により新たに設置された基準点(以下「新点」という。)に基づき決定するものとし、線形図の作成は、前号の規定を適用するものとする。

(5) 中心線測量は、基準点測量の新点又はIPに基づき、放射法又は視通法により、主要点及び中心点を現地に設置するものとする。

主要点及び中心点の区分は、次表のとおりとする。

名 称		略 号
主 要 点	交 点	I P
	起 点	B P
	終 点	E P
	円 曲 線 始 点	B C
	円 曲 線 終 点	E C
	曲 線 の 中 点	S P
	緩 和 曲 線 始 点	B T C
	緩 和 曲 線 終 点	E T C
	ク ロ ソ イ ド 曲 線 始 点	K A
	ク ロ ソ イ ド 曲 線 終 点	K E
中 心 線		—

(6) 中心点の間隔は、特に定めのある場合を除き、次表を標準とする。

種 別	間 隔
道路又は水路の計画調査	100m 又は 50m
道路又は水路の実施設計	50m 又は 20m

(7) 仮BM設置測量は、平地においては3級水準測量、山地においては4級水準測量により水準点を現地に設置するものとする。

(8) 縦断測量は、中心点等からの距離を鋼巻尺又は光波測距儀で測定するとともに、標高を仮BM又はこれと同等以上の水準点に基づき、平地においては4級水準測量、山地においては簡易水準測量により定め、縦断図を作成するものとする。

(9) 横断測量は、中心点等からの距離を繊維巻尺等により、標高をレベルにより定め、横断図を作成するものとする。ただし、急峻な山地においては、標高をトランシット、光波測距儀等による間接水準測量により定めることができるものとする。

(10) 用地幅抗設置測量は、中心点等からの距離を鋼巻尺等により、直接測定することにより、主要点及び中心点から中心線の接線に対して直角方向に、用地幅杭を設置するものとする。

2 用地測量は、別に定める用地調査業務等共通仕様書により行うものとする。

3 確定測量は、最新の農林水産省農村振興局測量作業規程及び同運用基準を準用するものとする。

4 面積測定は、最新の農林水産省測量作業規程及び同運用基準により行うものとする。

(成果物)

第7条 受注者は、業務が完了した場合成果物一覧表（別紙2）及び特記仕様書に示す成果物を成果物内訳表及び業務完了届とともに提出し検査を受けなければならない。

(別紙1)

観測精度基準

1. 基準点測量

(1) 観測における許容範囲は、次のとおりとする。

区 分 項 目		1 級基準 点 測 量	2 級基準点測量		3 級基準点測量	4 級基準点測量
			1 級トータルステー ション、セオドライト	2 級トータルステー ション、セオドライト		
水平 角 観 測	倍 角 差	15''	20''	30''	30''	60''
	観 測 差	8''	10''	20''	20''	40''
鉛 直 角 観 測	高度定数の較差	10''	15''	30''	30''	60''
距 離 測 定	1セット内の測定値 の較差	2 cm				
	各セットの平均値の 較差	2 cm				
測 標 水 準	往復観測地の較差	$20\text{mm}\sqrt{S}$ Sは観測距離(片道 km 単位)とする				

(2) 結合多角方式、閉合多角方式、単路線方式における点検計算の許容範囲は次のとおりとする。

区 分		1 級基準点観測	2 級基準点観測	3 級基準点観測	4 級基準点観測
結・ 合単 多路 角線	水平位置の閉合差	$10\text{cm}+2\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$10\text{cm}+3\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$15\text{cm}+5\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$15\text{cm}+10\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$
	標高の閉合差	$20\text{cm}+5\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$20\text{cm}+10\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$20\text{cm}+15\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$20\text{cm}+30\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$
閉 合 多 角	水平位置の閉合差	$1\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$1.5\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$2.5\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$5\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$
	標高の閉合差	$5\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$10\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$15\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$30\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$
比高の正反較差		30cm	20cm	15cm	10cm

N : 辺数

ΣS : 路線長 (km)

(3) 平均計算による誤差の許容範囲は、次のとおりとする。

ア 厳密水平網平均計算によるもの

区 分 項 目	1 級基準点測量	2 級基準点測量	3 級基準点測量	4 級基準点測量
一 方 向 の 偏 差	12"	15"	—	—
距 離 の 偏 差	8cm	10cm	—	—
単 位 重 量 の 標 準 偏 差	10"	12"	15"	20"
新 点 位 置 の 標 準 偏 差	10cm	10cm	10cm	10cm

イ 厳密高低網平均計算によるもの

区 分 項 目	1 級基準点測量	2 級基準点測量	3 級基準点測量	4 級基準点測量
高 度 角 の 偏 差	15"	20"	—	—
高 度 角 の 標 準 偏 差	12"	15"	20"	30"
新 点 位 置 の 標 準 偏 差	20cm	20cm	20cm	20cm

ウ 簡易水平網平均計算によるもの

区 分 項 目	3 級基準点測量	4 級基準点測量
路 線 方 向 角 の 偏 差	50"	120"
路 線 座 標 差 の 偏 差	30cm	30cm

エ 簡易高低網平均計算によるもの

区 分 項 目	3 級基準点測量	4 級基準点測量
路 線 比 高 の 偏 差	30cm	30cm

2. 水準測量

(1) 往復観測値の較差の許容範囲は、次のとおりとする。

区 分	1 級水準測量	2 級水準測量	3 級水準測量	4 級水準測量
往復観測値の較差	$2.5\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$10\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$

(注) S は観測距離 (片道、km 単位) とする。

(2) 点検計算の許容範囲は、次のとおりとする。

区 分	1 級水準測量	2 級水準測量	3 級水準測量	4 級水準測量	簡易水準測量
環 閉 合 差	$2\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$10\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$40\text{mm}\sqrt{S}$
既知点から既知 点までの閉合差	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$25\text{mm}\sqrt{S}$	$50\text{mm}\sqrt{S}$

注) S は観測距離 (片道、km 単位) とする。

(3) 平均計算による誤差の許容範囲は、次のとおりとする。

区 分	1 級水準測量	2 級水準測量	3 級水準測量	4 級水準測量	簡易水準測量
単位重量当たり 観測の標準偏差	2mm	5mm	10mm	20mm	40mm

3 平 板 測 量

平板測量における基準点の展開及び細部測量における精度は、次のとおりとする。

(1) 基準点の展開誤差は、図上 0.3mm 以内とする。

(2) 地物等の測定誤差は、図上 0.3mm 以内とする。

4 路 線 測 量

(1) 点検測量は IP 点間距離の計算値と測定値の較差を求める方法により行う。なお、較差の許容範囲は、次表のとおりとする。

区 分	距 離		摘 要
	30m 未満	30m 以上	
平 地	10mm	$S/3,000$	S は点間距離の計算値
山 地	15mm	$S/2,000$	

IP 点間の距離が直接測定できない場合は、その条件点の座標値決定に用いた既知点から別に求めた座標値の較差、又は TS の対辺測定機能を用いて条件点間距離を測定しその較差を確認する。又は IP を含めた 4 級基準点測量により求めた IP の座標値との較差により確認する。

この場合の較差の許容範囲は、上表に準ずる。ただし、座標値により確認する場合は、短い方の距離を使用する。

(2) 中心線点検測量は、隣接する中心点等の点間距離の計算値と測定値との較差を求めることにより行う差の許容範囲は、次表のとおりとする。

区 分	距 離		摘 要
	20m 未満	20m 以上	
平 地	10mm	$S/2,000$	S は点間距離の計算値
山 地	20mm	$S/1,000$	

中心点間等の距離が、直接測定ができない場合は、その条件点の座標値決定に用いた既知点から別に求めた座標値の較差又は、TSの対辺測定機能を用いて条件点間距離を測定し、その較差を確認する。この場合の較差の許容範囲は、上表に準ずる。ただし、座標値により確認する場合は、短い方の距離を使用する。

(3) 仮BM設置測量の観測の精度は、次のとおりとする。

平地……………3級水準測量による 山地……………4級水準測量による

(4) 縦断測量の観測の精度は、次のとおりとする。

平地……………4級水準測量による 山地……………簡易水準測量による

(5) 横断測量における点検測量は、点検測量率によって選択された横断面について、再度横断測量を実施し、その結果に基づいて描画した横断面図を、先に描画した横断面図の中心点及び末端見通杭を固定して重ね合わせ、横断形状を比較することにより行う。また、中心杭と末端見通杭の距離及び標高の測定値と点検測量値の較差の許容範囲は、次表のとおりとする。

区 分	距 離	標 高	摘 要
平 地	$L/500$	$2\text{cm}+5\text{cm}\sqrt{L/100}$	Lは中心杭等と末端見通杭の測定距離 (m 単位)
山 地	$L/300$	$5\text{cm}+15\text{cm}\sqrt{L/100}$	

(6) 用地幅杭点間測量は、用地幅杭点間距離の計算値と測定値の較差を求めることにより行う。なお、較差の許容範囲は、次表のとおりとする。

区 分	距 離		摘 要
	20m 未満	20m 以上	
市 街 地	10mm	$S/2,000$	Sは点間距離の計算値
平 地	20mm	$S/1,000$	
山 地	50mm	$S/400$	

この用地幅杭間の距離が直接測定できない場合は、その条件点の座標値決定に用いた既知点から別に求めた座標値の較差、又はTSの対辺測定機能を用いて条件点間距離を測定しその較差を確認する。

この場合の較差範囲は、上表に準ずる。ただし、座標値により確認する場合は、短い方の距離を使用する。

5 点検測量

(1) 点検測量率は、次表を標準とする。

測 量 種 別	率	測 量 種 別	率
1・2級基準点測量	10%	数 値 地 形 測 量	2%
3・4級基準点測量	5%	線 形 決 定	5%
1～4級水準測量	5%	中 心 線 測 量	5%
簡易水準測量	5%	縦 断 測 量	5%
地 形 測 量	2%	横 断 測 量	5%
一 筆 地 測 量	2%		

(別紙2)

成果物等一覧表

1 測量標杭の規格は、次表を標準とする。

名 称	材 質	杭 の 標 示 色	形 状 (単位 cm)
距 離 標	コンクリート		12×12×120
距 離 標	木・プラスチック		6×6×60
I P 杭	木・プラスチック	青	9×9×90
役 杭	木・プラスチック	青	9×9×75
中 心 坑	木・プラスチック	赤	6×6×60
引 照 点 杭	木・プラスチック	白	9×9×75
控 え 坑	木・プラスチック	白	6×6×60
見 通 坑	木・プラスチック	白	4. 5×4. 5×45
水 際 杭	木・プラスチック	白	4. 5×4. 5×90
用 地 幅 杭	木・プラスチック	黄	6×6×60
筆 境 界 杭	木・プラスチック	黄	4. 5×4. 5×45
用 地 境 界 杭	コンクリート	赤	12×12×90~120
保 護 杭	木・プラスチック	本杭と同色	6×6×60
基 準 点 杭	木・プラスチック		6×6×60
補 助 基 準 点 杭	木・プラスチック	無着色	6×6×60
仮 B M 杭	木・プラスチック	無着色	9×9×75
水 準 基 標	コンクリート		9×9×75
用 地 境 界 仮 杭	木・プラスチック	赤	4. 5×4. 5×45

(注) 標杭を設置する位置の状況によっては、金属標識、プレート、十字鋸等を使用することができる。

2 基準点測量の成果物は下記を標準とする。

- (1) 成果表
- (2) 成果数値データ
- (3) 基準点網図
- (4) 観測手簿
- (5) 観測記簿
- (6) 計算簿
- (7) 点の記
- (8) 建標承諾書
- (9) 精度管理表
- (10) 点検測量簿
- (11) 平均図
- (12) 測量標の写真
- (13) 測量標設置位置通知書
- (14) 基準点現況調査報告書
- (15) その他の資料

3 水準測量の成果物は下記を標準とする。

- (1) 観測成果表及び平均成果表
- (2) 成果数値データ
- (3) 水準路線図
- (4) 観測手簿
- (5) 計算簿
- (6) 点の記
- (7) 建標承諾書
- (8) 精度管理表
- (9) 点検測量簿
- (10) 平均図（選点図添付）
- (11) 測量標識の写真
- (12) 測量標設置位置通知書
- (13) 基準点現況調査報告書
- (14) その他の資料

4 地形測量の成果物は下記を標準とする。

- (1) 地形図
- (2) 原図
- (3) 複製用ポジ
- (4) 原図（第2原図）
- (5) 精度管理表
- (6) その他の資料

5 路線測量の成果物は下記を標準とする。

- (1) 観測手簿
- (2) 計算簿
- (3) 成果表
- (4) 線形図
- (5) 線形地形図
- (6) 杭打図
- (7) 縦断面図
- (8) 横断面図
- (9) 詳細平面図
- (10) 引照点図
- (11) 点の記
- (12) 精度管理表
- (13) その他の資料

成果等の種類は、次表に示すとおりとする。

成果等の種類	該当する測量の種類									紙質
	線形決定	条件点の観測	IP設置測量	中心線測量	仮BM設置測量	縦断測量	横断測量	詳細測量	用地幅杭設置測量	
観測手簿		○			○	○	○	○		
計算簿	○	○	○	○					○	
成果表		○			○	○☆		○☆		
線形図	○									ポリエステルフィルム厚さ0.075mm(300番)以上
線形地形図				○						同上
杭打図									○	
縦横断面図						○	○	○		ポリエステルフィルム厚さ0.075mm(300番)以上
詳細平面図								○		同上
引照点図				○						
点の記			○	○ 主要点のみ	○					
精度管理表		○	○	○	○	○	○	○	○	

(注) ☆：観測手簿と成果表を併用する様式のものを使用する場合には、成果表を不要とする。

- 2 デジタルデータで取得できる成果等については、電子記憶媒体にファイルして、併せて提出する。
- 3 成果等を電子記憶媒体にファイルする場合は、その記録様式の説明書及び記録様式を示す出力用紙の一部を添付する。

第3編 治山測量編

(測量に関する一般的事項)

第1条 測量は、治山技術基準〔第2編（山地治山事業）、第3編（防災林造成事業）及び第4編（地すべり防止事業）〕の「測量」によるもののほか次の各項によるものとする。

- 2 測量に用いる器材は、別紙1（成果物一覧表）に掲げるものと同等以上の性能を有し、常に点検整備したものを使用しなければならない。
- 3 測量公差及び測定方法は、原則として別紙1に掲げるとおりとする。
- 4 基準点の標高は、原則として国土地理院の設置した、水準点又は三角点等を基準として定めるものとする。
なお、これにより難しい場合は、国土地理院の地形図（1/25,000・1/50,000）又は森林基本図（1/5,000）の標高を基準として定めることができるものとする。
- 5 基準点は、起点、終点付近及び構造物の設置予定箇所付近等の不動点に堅固に設置するものとする。
- 6 測量杭の設置及び規格等については次の各号によるものとする。
 - (1) 測量杭は、原則として測点番号を起点方向に向けて設置するものとする。
 - (2) 測量杭は、上端を赤ペンキ等で着色して見出しやすくするとともに、その移動・紛失を防ぐため適宜保護し、必要ある場合は引照点を設けるものとする。
 - (3) 岩盤やコンクリート工作物の天端等で杭打ち込みが不可能な箇所では、赤ペンキ等で+印又は鋸などで測点を表示するものとする。
 - (4) 測量杭の規格は基準点杭にあつては、5×5cm角以上、長さ45cm以上とし、点杭等は、3×3cm角以上で、長さは40cm以上のものとする。なお、合成樹脂製等の杭を使用する場合は、原則として前記寸法に準ずるものとする。
- 7 空中写真測量については、特記仕様書によるものとする。
- 8 測量の結果は、測量野帳に記入し、一件ごとに整理のうえ保存するものとする。
- 9 受注者は、業務が完了したときは、成果物一覧表（別紙1）及び特記仕様書に示す成果物を成果物内訳表及び業務完了届とともに発注者に提出し検査を受けなければならない。
- 10 成果は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けずに受注者はこれを他に公表、貸与、閲覧、複写及び譲渡してはならない。

(測量業務の内容)

第2条 測量業務の内容は次の各号のとおり区分する。

- (1) 渓間工計画測量は、次に掲げる測量に細分する。
 - ア 中心線測量
 - イ 縦断測量
 - ウ 横断測量
 - エ その他測量
- (2) 山腹工計画測量は、次に掲げる測量に細分する。
 - ア 山腹地形測量（山腹平面測量）
 - イ 山腹縦断測量
 - ウ 山腹横断測量
- (3) 海岸防災林造成計画測量
- (4) 防風林造成計画測量
- (5) 保安林管理道等路線計画測量

- (6) 総合治山等計画測量
- (7) 地すべり防止工計画測量
- (8) 計画資料用写真の撮影

(溪間工整備測量)

第3条 溪間工計画測量の範囲は、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

2 中心線測量は、次の各号によるものとする。

- (1) 中心線測量は、その内容により次のとおり分類する。
 - ア 中心線測量は、トランシット等を使用し、主要点及び整備目的を考慮した（以下、）中心点の水平位置を、任意多角方式により既知点を出発点とし当該既知点又は他の既知点まで測定し、平面図を作図する。
 - イ 簡易中心線測量は、簡易トランシット又はコンパス等を使用し、主要点及び中心点の水平位置を、既知点又は任意の不動地点を出発点とし測量予定地点までの片道測量を行い平面図を作図する。
 - ウ 中心線縦断測量は、簡易トランシット又はコンパス等を使用し、主要点及び中心点の水平位置、地盤高を同時に測定し、平面図及び縦断面図を作図する。測定は片道測定とする。
- (2) 中心線測量の測点は、可能な限り溪床の最低点とし、次の（3）、（4）及び縦断測量などを考慮して設けるものとする。
- (3) 両岸山腹の状態（崩壊地、露岩地）、溪床と両岸の境界、流水の汀線、大転石、溪床砂礫の堆積状況等が明らかになるように測量するものとする。
- (4) 土地利用区分（林地、田、畑等の区画）、各種建造物、既設工作物（道路、歩道、橋梁、堤防、護岸、堰堤、床固、用水路、送電線等）、林相等の現況が明らかになるように測量するものとする。
- (5) 平面図には、測線、測点及びその番号を記入しなければならない。平面図の縮尺は、原則として1,000分の1とし、必要に応じて2,000分の1又は500分の1とし等高線の間隔は5mを原則とする。

3 縦断測量は、次の各一号によるものとする。

- (1) 縦断測量は、その内容により次のとおり分類する。
 - ア 縦断測量は、レベル等を使用し、中心線測量で設置した測点、変化点の地盤高及び主要な築造物等の高さを測定し、縦断面図を作図する。測定は往復測定とする。
 - イ 簡易縦断測量は、レベルその他の測量機械を使用し、中心線測量で設置した測点、変化点の地盤高及び主要な築造物等の高さを往路にて各測点を測定し、復路にて起終点の高低差の確認のための最小限のポイントを測定し、縦断面図を作成する。高さの表記は横断上の最低高を地盤高とする。
- (2) 縦断測量の測点は、中心線測量の測点及び溪床勾配の変化点に設けるものとする。
- (3) 溪床の露岩、溪床最低点、既設構造物の基礎及び天端等の標高についても測量する。
- (4) ベンチマークを設定し、平面図等に図示しなければならない。ベンチマークの設定位置は監督員の指示による。また、必要に応じて引照点を設けるものとする。
- (5) 縦断面図には、測点番号、水平距離、同通加距離、垂直距離、同通加距離、現溪床勾配を記入しなければならない。縦断面図の縮尺は、水平面の縮尺を原則として平面図と同一にし、垂直面の縮尺については、溪床勾配が10分の1までは平面図の5倍、10分の1を超える場合は2倍とする。

ただし流路工等を計画する箇所においては、監督員と協議し、縮尺及び記入項目を決定するものとする。

4 横断測量は、次の各号によるものとする。

- (1) 横断測量は、その内容により次のとおり分類する。
 - ア 横断測量は、レベル、トランシット等を使用し、原則として中心線に対して直角方向の地形、地物の地盤高を測定し、測点、地形の変化点及び設計上必要な地点における横断面図を作図する。
 - イ 簡易横断測量は、レベル、トランシット、その他の測量機械等を使用し、中心線に対して原則として直角

方向の地形、地物の地盤高を測定し、測点、地形の変化点及び設計上必要な地点における横断図を作図する。

ウ 構造物設置横断測量は、レベル、トランシット、その他の測量機械等を使用し、監督員と協議の上、構造物設置予定地の地盤高を測定し、構造物設置横断図を作図する。その際、上下流方向の微地形をポール等で測定し、横断図の脇に記載するものとする。また測量の際、構造物設置位置の地形、土質、林況、荒廃状況が確認できる写真を撮影するとともに、併せて土質区分も表記するものとする。土質区分は第4編林道測量編第10条(1)の別記3を準用する。

(2) 横断測量では、原則として地形測量の測点を必ず横断測量の1測点としなければならない。また、横断方向の両岸に方向杭を設置し、それぞれ横断測量の1測点とする。

(3) 横断図には、測点、方向杭の位置を図示しなければならない。縮尺は100分の1を標準とする。

5 簡易平面測量は、簡易トランシット等を使用し、溪流の全体的な地形、地物等を図示する。

(山腹工計画測量)

第4条 山腹工計画測量の範囲は、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

2 山腹地形(平面)測量は、次の各号によるものとする。

(1) 山腹地形(平面)測量は、その内容により次のとおり分類する。

ア 山腹地形(平面)測量は、トランシット等を使用し、山腹の形状、地物等を測定して山腹平面図を作図する。

イ 簡易山腹地形(平面)測量は、簡易トランシット、コンパス等を使用し、山腹の形状、地物等を測定して山腹平面図を作図する。

(2) 土地利用区分(林地、田、畑等の区画)、各種建造物、既設工作物(道路、歩道、橋梁、堤防、護岸、堰堤、床固、用水路、送電線等)、林相等の現況が明らかになるように測量するものとする。

(3) 平面図には、測線、測点及びその番号を記入しなければならない。平面図の縮尺は、原則として500分の1以上とし、等高線の間隔は5mを原則とする。

3 山腹縦断測量は、次の各号によるものとする。

(1) 山腹縦断測量は、その内容により次のとおり分類する。

ア 山腹縦断測量は、レベル等を使用し、主要縦断の地盤高を測定して山腹縦断図を作図する。

イ 簡易山腹縦断測量は、トランシット、簡易トランシット等を使用し、主要縦断の地盤高を測定し、山腹縦断図を作図する。

(2) 山腹縦断測量は、崩壊地の下部に基準点を設け、主要な縦断面の地形の変化点、構造物の計画位置及び法切計画位置等に測点を設けて往復測量するものとする。復路は起終点の高低差の確認のための最小限のポイントを測定し、縦断図を作成する。

(3) ベンチマークを設定し、平面図等に図示しなければならない。ベンチマークの設定位置は監督員の指示による。また、必要に応じて引照点を設けるものとする。

(4) 縦断図には、測点番号、水平距離、同通加距離、垂直距離、同通加距離、山腹勾配を記入しなければならない。縦断図の縮尺は、原則として水平面、垂直面の縮尺とも平面図と同一にする(1:1)。高さは、横断上の最低高を地盤高とする。

4 山腹横断測量は次の各号によるものとする。

(1) 山腹横断測量は、トランシット、簡易トランシット等を使用し、構造物設置予定地点の地盤高を測定し、山腹横断図を作図する。また、測量の際に構造物設置位置の地形、土質、林況、荒廃状況が確認できる写真を撮影するものとする。

(2) 山腹横断測量の際は横断方向の両側に方向杭を設置し、それぞれ横断測量の1測点とするとともに、杭の位置を横断図上に図示するものとする。横断図の縮尺は100分の1を標準とする。

(海岸防災林造成計画測量)

第5条 海岸防災林造成計画測量は、一般地形測量、汀線測量、深淺測量に区分し、その選択及び測量範囲は、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

- 2 前項の一般地形測量、汀線測量、深淺測量は、相互に関連付けて行わなければならない。
- 3 測量の方法については、治山技術基準の汀線測量、深淺測量によるもののほか第3編治山測量編第3条溪間工計画測量に準じて行うものとする。なお、これにより難い場合は特記仕様書によるものとする。

(防風林造成計画測量)

第6条 防風林造成計画測量の範囲は、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

- 2 測量の方法等については、第3編治山測量編第4条山腹工計画測量に準じて行うものとする。

(保安林管理道等路線計画測量)

第7条 保安林管理道等路線計画（指定仮設の作業道を含む）の測量については、設計図書及び第4編林道測量編に準ずるものとする。

(総合治山等計画測量)

第8条 総合治山等計画測量の範囲は、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

- 2 総合治山等の各施設の整備等の測量については、第3編治山測量編第3条溪間工計画測量及び第4条山腹工計画測量に準じて行うものとし、詳細は特記仕様書によるものとする。
- 3 森林整備等に係る区域測量又は標準地測量等については、簡易トランシット等により測量することができるものとする。

(地すべり防止計画測量)

第9条 地すべり防止工計画測量の範囲及び目的については、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

- 2 測量は、調査又は設計を目的とした測線（以下、調査側線と言う。）を基準とし、相互に関連付けて行わなければならない。
- 3 平面測量は、次の各号によるものとする。
 - (1) 空中写真図化により平面図を作成する場合は、特記仕様書によるものとする。
 - (2) 平面測量は、特に次の点について留意するものとする。
 - ア 調査測線を基準とし滑落崖、陥没、隆起、亀裂、段差地形、崩壊等の位置形状等地すべり地形の現況が明らかになるように測量するものとする。
 - イ 調査ボーリング、湧水点等の位置、地すべりブロック区分、構造物の配置等調査成果を記入できるよう詳細に測量するものとする。
- 4 縦断測量は、特に次の点について留意するものとする。
 - (1) 縦断測線は、調査測線と合わせるものとする。
 - (2) 調査ボーリング、地層区分、地下水文状況、すべり面、基盤面等の深さ、位置及び各種構造物の深さ、位置等調査成果を記入できるよう詳細に測量するものとする。
- 5 横断測量は、前項に準じて行うものとする。

(計画資料用写真の撮影)

第10条 計画資料用写真の撮影は、溪流あるいは山腹等の荒廃状況、侵食状況、亀裂の状況等の現況や、計画地全景及び保全対象等の撮影を行うものとする。

- 2 写真撮影においては、被写体（撮影目的等）が鮮明に表現できるよう注意する。
- 3 計画写真の撮影は、以下を標準とする。
 - (1) 計画地の全景
 - (2) 保全対象の状況（被害想定区域と計画地の関連が判るもの）

- (3) 荒廢状況（設計方針や、計画位置決定根拠に対応したもの）
 - (4) 安定化区間の状況（設計方針や計画位置決定根拠に対応したもの）
 - (5) 既設治山施設の状況（治山ダムの堆砂状況等）
 - (6) BMとその周辺
 - (7) 作業状況
 - (8) その他
- 4 撮影位置を表した図面を添付するものとする。
- 5 写真のサイズは、Eサイズを標準とする。

成果物一覧表

1 成果図面の一覧表

測定の種類		成果物	縮尺等	使用機械	測量公差、測定方法	摘要
溪間 工計 画測 量	中心線測量	平面図	1/1,000	トランシットと同等以上	距離1/1,000、角3°以内、片道測量	
	簡易中心線測量	〃	1/1,000	コンパスと同等以上	距離1/200、角1°以内、片道測量	
	中心線縦断測量	平面図 縦断図	1/1,000	コンパスと同等以上	距離1/200、角1°以内、片道測量	メッシュ用紙
	縦断測量	縦断図	1:2、1:5	レベルと同等以上	50mm√S以内、往復測量	メッシュ用紙
	簡易縦断測量	〃	1:2、1:5	レベルと同等以上	50mm√S以内、往復測量	メッシュ用紙
	横断測量	横断図	1/100	レベル、トランシットと同等以上	距離1/200、角1°以内、片道測量	メッシュ用紙
	簡易横断測量	〃	1/100	〃	〃、片道測量	メッシュ用紙
	構造物設置横断測量	〃	1/100	〃	〃、片道測量	メッシュ用紙
山腹 工計 画測 量	簡易平面測量	平面図	1/1,000	コンパスと同等以上	距離1/200、角1°以内、片道測量	
	山腹地形測量	〃	1/500	トランシットと同等以上	距離1/1,000、角3°以内、片道測量	
	簡易山腹地形測量	平面図	1/500	コンパスと同等以上	距離1/200、角1° 〃、片道測量	
	山腹縦断測量	縦断図	1:1	レベルと同等以上	50mm√S、往復測量	メッシュ用紙
	簡易山腹縦断測量	縦断図	1:1	コンパスと同等以上	距離1/200、角1° 〃、片道測量	メッシュ用紙
	山腹横断測量	横断図	1/100	トランシット、コンパスと同等	距離1/200、角1°以内、片道測量	メッシュ用紙
海岸防災林造成計画測量	溪間工整備計画測量に準ずる					
防風林造成計画測量	山腹工整備計画測量に準ずる					
保安林管理道等路線計画	特記仕様書による					
総合治山等計画測量	溪間工整備計画測量に準ずる 特記仕様書による					
地すべり防止工計画測量	特記仕様書による					

(注) Sは片道距離 km

2 図面サイズと材質等

- (ア) 図面のサイズはA1判を標準とし、製図用フィルム（マイラー）を使用する。
 (イ) 鉛筆書きを標準とする。

3 図面標題

- (ア) 以下の表の項目を製図用ファイルの右下角に記載する。
- (イ) 工事名等の各項目の表記内容については、監督員と協議し記載する。

工事名	工事		
図面名			
施工地			
事業名	事業		
図面番号		縮尺	
設計者		照査者	
事務所名	静岡県	農林事務所	平成 年 月 日
変更年月日	平成 年 月 日	変更設計者	

4 その他成果物

- (ア) 測量野帳（原本）
- (イ) マイラー原図、青焼きまたは白焼き図面
- (ウ) 測量状況写真（電子データ含む）
- (エ) その他必要な資料

第4編 林道測量編

(林道の規格構造)

第1条 林道の規格構造は、林道規程第3章自動車道の構造によるものとし、自動車道の区分(1級、2級、3級)、設計速度及び幅員は特記仕様書等、別に定めたものによる。

(測量器材及び観測精度基準)

第2条 測量に用いる器材は別記1に掲げるものと同等以上の性能を有し、常に点検整備を実施した器材を使用しなければならない。観測精度基準は別記1による。

(障害物の調査)

第3条 林道の障害物となる電柱、電話線、家屋その他構造物などについてその位置、所有の関係について調査記録するものとする。

(踏査)

第4条 実測に先立ち予定地付近一帯の現地を踏査し、地形、地質、河川、溪流の状況、架橋地点、崩壊地、崩雪地、地すべり地、農耕地、水路等を調べ、主要経過地を現地で確定しなければならない。

ただし、改築(A、B、C)測量においては省略することができる。

(予測)

第5条 踏査により、路線を概略定めた後、20～30mの適宜の間隔で路線の通過する地点にコンパス、ハンドレベル等を用い、予測杭を打ち、大略の路線状況、縦断勾配を明らかにし、必要に応じ比較線を検討しなければならない。

ただし、改築(A、B、C)測量においては省略することができる。

(中心線測量)

第6条 IPの設置は、次の各号によるものとする。

(1) 開設は、予測杭を基に、通し番号を付したIPを設定しなければならない。

杭は、立木の伐倒後も破損しないように確実に打ち込み、岩石地の場合は金属鋌(径7mm以上、長さ10cm以上)を使用する。

(2) 改築(A、B、C)は、原則として開設に準ずるものとするが、既設路面にIPを設定する場合は(1)の金属鋌を打ち、付近にIP、NoとIPの位置を明示した見出し杭を打ち込む。

2 測点杭及び間点の設置は、次の各号によるものとする。

(1) 測点杭(NO杭)は20mごとに設置し、また、地形の変わり目、切盛の変化点及び構造物の設置箇所には、必ず間点(プラス杭)を設けなければならない。ただし、測点杭が間点及び曲線中の間点(BC、MC、EC)に近接する場合は、測点杭を省略できるものとする。

(2) 測点杭及び間点(以下「測点杭」等という)は芯杭及び測点名を付した見出し杭よりなる。芯杭、見出し杭は頭部を赤色に塗り、見出し杭の2面に油性インクを用いて測点名を記入しなければならない。

(3) 測点杭等は、中心点に芯杭(径3cm、長さ20cm以上)を地ぎわまで打ち込み、その芯杭の終点側に見出し杭を番号を手前に向けて打ち込む。

(4) 改築(A、B、C)における測点杭等の設置はIP杭の設置(改築)に準じ、金属鋌を中心点に打ち、付近に芯杭の位置を明示した見出し杭を打ち込む。

3 曲線設定は、次の各号によるものとする。

(1) 各1Pにおいて、トータルステーションやトランシット又はトランシットコンパスにより曲線設定を行う。ただし、外角(交切角)が5度未満の場合は省略することができる。

(2) 曲線設定の名称は別記2によることとし、BC、MC、ECの杭は必ず設置しなければならない。

- (3) 単位等は次による。
- BC～MC、MC～EC間は距離を等しくし、単位は10cmとする。
 - SL 1cm単位
 - TL 10cm単位
 - 角度 最小読定値内（トータルステーションは1分読とする）

(縦断測量)

第7条 縦断測量は、レベルにより、測量杭の芯杭頭部を測定し、起点、終点を往復測量しなければならない。

- 2 KBMの設置は、重要構造物の付近及び概ね500mに2箇所以上ベンチマーク（以下「KBM」という。）を設置するものとする。なお終点付近には必ず設置する。

KBMは工事に支障のない固定した箇所を設置し、また付近の測点杭との位置関係を明らかにし、平面図上に図示する。

- 3 改築（A、B、C）における縦断測量は、上記による他、既設路線のブロック積、集水升、横断側溝等の構造物の天端を測定しなければならない。

(横断測量)

第8条 横断測量は、中心線に直角に、また曲線内の測点は円の中心方向にポール、ハンドレベル又はレベルを用い、中心線両側、それぞれ想定される法頭、法尻から少なくとも3m以上について行うものとする。

また、溪流の中心に測点を設置し、その方向が中心線の直角方向と異なる場合はそれぞれの方向を測量しなければならない。

(平面測量)

第9条 平面測量は、林道起点・終点の県道、市町村道との取り合い、その他設計取りまとめ上重要な箇所は必要な範囲の平面測量を実施しなければならない。

(基本調査)

第10条 基本調査は、中心線測量、縦断測量、横断測量の基本線形を基に行い、次の各号によるものとする。

- (1) 土質調査は中心線に沿って各測点の土質区分の概要を調査する。
土質区分は別記3による。
- (2) 排水施設は、沢、谷又は深い凹地形等が横断する水系に、それぞれ集水区域を対象に溝渠または暗渠を配置し、集水区域面積、地表水の状況等を調査する。
溝渠以外の集水区域には側溝を配置し、適宜横断側溝設置箇所の調査を実施する。
- (3) 橋梁設置箇所については、次の項目等について調査を行う。
 - ア 河川改修計画の概要
 - イ 河川の横断、縦断形状、流下方向、河床勾配
 - ウ 計画断面寸法、計画高水位
 - エ 橋台の設置位置については橋台の前部、中央部、後部の3方向についてレベルにより横断測量を実施する。
 - オ 進行方向の縦断測量は上流部、センター、下流部の3方向についてレベルにより測定する。
 - カ その他必要事項の調査

別記1 林道測量に使用する器材、観測精度、材料

<器材>

区分	器材の名称	測定区分	性能
一般測量 詳細測量	トランシット	水平角 鉛直角	水平目盛の最小読定値が1分以内であること。
詳細測量	トータルステーション	水平角 鉛直角 距離	1. 最小読定値がmmまで可能なもの。 2. 精度（検定書による） (1) 測定距離が2 km以上可能なものは±(10 mm+D÷10 万) (2) 測定距離が2 km未満のものは±30 mm以内 注) Dは測定距離で、km単位
一般測量 詳細測量	レベル	水準	1. 水準器感度40秒/2mm以内のものであること。 2. 望遠鏡の倍率は20倍以上であること。
詳細測量	スチールテープ	距離	1. 目盛のある部分の長さが50m以内であること。 2. 目盛は1mmであること。
一般測量 詳細測量	ガラス繊維製テープ	距離	1. 目盛のある部分の長さが50m以内であること。 2. 目盛は1cm以内であること。
一般測量 詳細測量	標尺	距離	長さが5m以内で、目盛は0.5cmであること。
一般測量 詳細測量	ポケットコンパス	方位角 鉛直角	1. 磁針の長さは7cmを標準とし、望遠鏡つきであること。 2. 水平目盛及び鉛直目盛の最小読定値が30分以内であること。
一般測量	ポール	距離	長さは2m、目盛20cmを標準とする。

<観測精度>

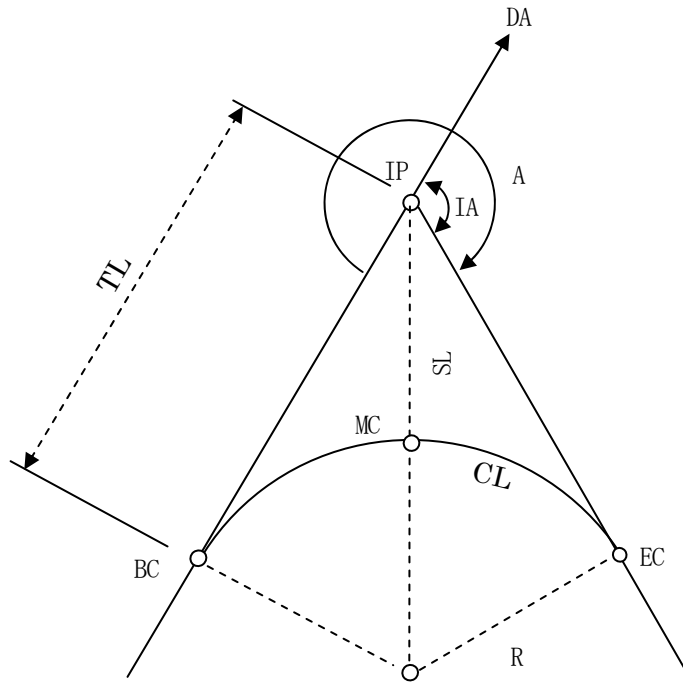
測量器材		ポケットコンパス	トランシット	トータルステーション	レベル	ポール
中心線測量	距離 (一般)	(I.P間:40m以内) 20cm以内 (I.P間:40mを超える場合) 当該距離の1/200以内 (測点間) 10cm以内	同左	同左	—	—
	距離 (詳細)	(I.P間) 10cm以内	(I.P間) 当該距離の1/1000以内 (測点間) 当該距離の1/100以内	同左	—	—
	角度	—	$1.5 \text{分} \sqrt{n}$ (n=測点数)	同左	—	—
	閉合	距離総和の1/100以内	距離総和の1/1000以内	同左	—	—
縦断測量	地盤高	—	—	—	500m往復で10cm以内	—
横断測量	距離	—	5%以内	—	—	5%以内
	勾配	—	—	—	—	0.1割

<材料>

開 設		
I P 杭	プラスチック (芯杭兼用)	4. 5×4. 5×45cm
芯 杭	現地材	径 3cm、長 20cm
見出し杭	スギ又はヒノキ	4. 5×4. 5×60cm
予 測 杭	現地材	長さ 1. 5m 以上

改 築		
I P 杭の芯杭	道路面に打つ場合	金属鋸 径 7mm 以上、長さ 8cm 以上
	道路面からはずれる場合	プラスチック 4. 5×4. 5×45cm
I P 杭の 見出し杭	芯杭を道路面に打つ場合	スギ又はヒノキ 4. 5×4. 5×60cm
	道路面からはずれる場合	芯杭を見出し杭とする。
芯 杭	—	金属鋸 径 7mm 以上、長さ 8cm 以上
見出し杭	—	スギ又はヒノキ 4. 5×4. 5×60cm

曲線の名称、記号



名 称	記 号
交 切 点	I P
外 角	I A
方 位 角	D A
測 量 角 度	A
曲 線 半 径	R
始 曲 点	B C
終 曲 点	E C
中 曲 点	M C
切 線 長	T L
曲 線 長	C L
正 割 長	S L

別記3 土質の分類

土 質		分 類
砂・砂質土		砂、砂質土、普通土、砂質ローム
粘 性 土		粘土、粘性土、シルト質ローム、砂質粘性土、火山灰質粘土、有機質土、粘土質ローム
礫 質 土		礫まじり土、砂利まじり土、礫
岩 魂 ・ 玉 石		岩魂、玉石まじり土、破碎岩
軟岩 (I)	A	<ul style="list-style-type: none"> 第3紀の岩石で固結程度が弱いもの、風化が甚だしく、極めてもろいもの。 指先で離し得る程度のもので、亀裂間の間隔は1~5センチメートルぐらいのもの。
	B	<ul style="list-style-type: none"> 第3紀の岩石で固結程度が良好なもの、風化が相当進み、多少変色を伴い軽い打撃により容易に割り得るもの、離れやすいもの。亀裂間の間隔は5~10センチメートル程度のもの。
軟 岩 (II)		<ul style="list-style-type: none"> 凝灰岩で固結しているもの、風化は目に沿って相当進んでいるもの、亀裂間の間隔は10~30センチメートル程度で軽い打撃により離し得る程度、異質の岩が硬い互層をなしているもので、層面を楽に離し得るもの。
中 硬 岩		<ul style="list-style-type: none"> 石灰岩、多孔質安山岩のように特に緻密でないが、相当の硬さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの、硬い岩石で間隔が30~50センチメートル程度の亀裂を有するもの。
硬 岩 (I)		<ul style="list-style-type: none"> 花崗岩は、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1メートル内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの。
硬 岩 (II)		<ul style="list-style-type: none"> けい岩、角岩などの石英質に富んだ岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの。

2 設計業務等共通仕様書 (農林土木工事)

平成 19 年 1 0 月
静 岡 県 建 設 部 監 修

第1編 共通編

(適用)

第1条 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、静岡県が発注する農林土木工事（ただし、漁港に係るものは除く）に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体して委託契約される場合の農林土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る静岡県業務委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 測量作業及び地質、土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。
- 5 本業務において使用する計量単位は（SI）によるものとする。

(用語の定義)

第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1)「発注者」とは、知事及び知事の委任を受けて委託契約の締結を行うかい長をいう。
- (2)「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3)「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職職務等を行うもので、約款第9条第1項に規定するものであり、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。
- (4)「検査員」とは、設計業務等の完了の確認に当たって、約款第31条第2項の規定に基づき、検査を行うものをいう。
- (5)「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うもので約款第10条第1項の規定に基づき受注者が決めたものをいう。
- (6)「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行うもので、約款第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めたものをいう。
- (7)「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有するもので、特記仕様書で規定するもの又は発注者が承諾したものをいう。
- (8)「契約図書」とは、契約書、約款及び設計図書をいう。
- (9)「契約書」とは、「業務委託契約の書式の改正について」（昭和62年3月30日付け管第763号）に基づいて作成された書類をいう。
- (10)「設計図書」とは、仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書をいう。
- (11)「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）

を総称していう。

- (12)「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (13)「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を決める図書をいう。
- (14)「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加するものに対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- (15)「質問回答書」とは、業務説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (16)「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面の基になる計算書等をいう。
- (17)「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (18)「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- (19)「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は、受注者が発注者若しくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20)「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21)「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
- (22)「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (23)「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (24)「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (25)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (26)「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (28)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
- (29)「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (30)「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者

が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(31)「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。

(32)「SI」とは、国際単位系をいう。

(33)「JIS」とは、日本工業規格をいう。

(業務の着手)

第3条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため、監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

(設計図書の貸与・支給及び点検)

第4条 監督員は受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を、貸与又は追加支給するものとする。

(監督員)

第5条 発注者は、設計業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。

4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

(管理技術者)

第6条 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に書面により通知するものとする。

2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（業務に該当する部門）、RCCM（業務に該当する部門）等、別紙①～⑥に該当する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4 管理技術者に委任できる権限は、約款第10条第2項に規定した事項とする。

ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（約款第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等の意思表示等を行えば足りるものとする。

5 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業

務を実施しなければならない。

- 6 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務等が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

第7条 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

- 2 照査技術者は、技術士（業務に該当する部門）、RCCM等別紙①～⑥に該当するものとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する条項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める業務の区切り又は監督員の指示する業務の節目ごとに、その成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って前項に規定する照査結果を照査報告書として取りまとめ、記名押印のうえ管理技術者に提出するものとする。
- 6 管理技術者は、第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

(提出書類)

第8条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、業務委託料代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は完成時において、委託料500万円以上の業務について、受注者は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完成後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(休日又は夜間における業務)

第9条 受注者は、設計業務の都合上、通常の間外に現場業務を必要とする場合、別紙様式により事前に監督員に届け出なければならない。

(打合せ等)

第10条 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者は打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- 2 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うも

のとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容について必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

（業務計画書）

第 11 条 受注者は、契約締結後 7 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針及び施工方法
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時含む。）

- (10) 業務施工管理計画

- | | | |
|-----------|---------------|------------------|
| ア コスト削減計画 | イ 省資源省エネルギー計画 | ウ 再資源の利用及び利用促進計画 |
| エ 環境対策 | オ 公害対策 | カ 工期縮減計画 |
| キ その他の計画 | | |

- (11) 比較計画

- | | | | |
|------------|--------------|-----------|----------|
| ア 路線計画 | イ 縦横断計画 | ウ 工法・構造計画 | エ 土木材料計画 |
| オ 施工機械器具計画 | カ 機械及び材料運搬計画 | キ 仮設計画 | ク その他の計画 |

- (12) その他

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

（資料の貸与及び返却）

第 12 条 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

（関係官公庁への手続等）

第 13 条 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなれ

ばならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

(地元関係者との交渉等)

第 14 条 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会いするとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

(土地への立ち入り等)

第 15 条 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、約款 13 条の定めに従って監督員及び関係者と十分な協調を保ち、設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者または占有者への許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示す他は監督員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

(成果物の提出)

第 16 条 受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中にお

いても、成果物の部分引渡しを行うものとする。

- 3 受注者は、成果物において使用する計量単位については、国際単位系（SI）とする。
- 4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）【国土交通省】」、「CAD 製図基準（案）【国土交通省】」及び「デジタル写真管理情報基準（案）【国土交通省】（以下「要領」及び「各基準」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン（案）【静岡県】」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）【設計業務編・静岡県】」、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（案）【国土交通省】」を参考にするものとする。

（関連法令及び条例の遵守）

第 17 条 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

（検査）

第 18 条 受注者は、約款第 31 条第 1 項の規定に基づき、業務完了届出書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

2 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会いのうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 設計業務等成果物の検査

(2) 設計業務等管理状況の検査は設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、「電子納品運用ガイドライン（案）【静岡県】」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）【測量編・国土交通省】」、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（案）」を参考にするものとする。

（修 補）

第 19 条 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示するものとする。

2 受注者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。

3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。

4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、約款第 31 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

（条件変更）

第 20 条 約款第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予測することのできない特別な状態」とは、約款第 29 条第 1 項に規定する不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督員が、受注者に対して約款第 17 条、第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又

は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。

(契約変更)

第 21 条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 委託料に変更を生じた場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等履行上必要があると認められる場合
 - (4) 約款第 30 条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 受注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 前条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中心に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他の発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

(履行期間の変更)

第 22 条 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合においては、履行期間変更協議の対象であるか否かを併せて事前に通知しなければならない。

- 2 受注者は、約款第 22 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 3 約款第 23 条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

(一時中止)

第 23 条 発注者は、約款第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行が不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要とした場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

(発注者の賠償責任)

第 24 条 発注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第 27 条に規定する一般的損害、約款第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合

(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第 25 条 受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第 27 条に規定する一般的損害、約款第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 約款第 40 条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

(部分使用)

第 26 条 発注者は、次の各号に掲げる場合においては、約款第 33 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

(再委託)

第 27 条 約款第 7 条第 1 項に規定する主たる部分とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理手法の決定及び技術的判断
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び前 2 項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者が、静岡県建設業関連業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者である場合は、指名停止期間中であってはならない、また協力者は指名停止者であってはならない。

(成果物の使用等)

第 28 条 受注者は、約款第 6 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第 8 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

(守秘義務)

第 29 条 受注者は、約款第 1 条第 5 項の規定により、設計業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、成果物の公表に際しての守秘義務について、前条第 1 項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(安全等の確保)

- 第30条** 受注者は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
 - 3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
 - 4 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
 - 5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
 - 6 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した竹木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、使用人等の喫煙の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、火薬、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - 7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - 8 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
 - 9 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(別記様式)

休日・夜間 作業届

1 業務委託名

2 施工箇所

作業年月日

平成 年 月 日 (曜日)

作業時間

(自) 時 分 (至) 時 分

作業内容

上記のとおり作業を行うのでお届けします。

平成 年 月 日

総括監督員

様

申請者
現場代理人

印

農林土木業務委託における管理技術者等の資格について 別紙資料

該当業務	資 格 名	摘 要	備 考
農業土木設計業務に係る管理技術者及び照査技術者	①技術士（総合技術管理部門）	農業土木、地域農業開発計画、農村環境に限る。	事業内容や地域の特殊性又は受注者の事業を考慮して、契約担当者が必要と認めるときは、技術士（建設部門）とすることができる。
	②技術士（農業部門）	農業土木、地域農業開発計画、農村環境に限る	
	③RCCM（農業土木） RCCM：シビルコンサルテ イ ングマネージャー	農業土木に限る。	契約担当者が必要と認めるときは、部門以外の RCCM とすることができる。
	④農業土木技術管理士		
	⑤畑地かんがい技士	畑地かんがい部門に限る。	
	⑥建設コンサルタント登録規定第3条-ロ	該当する部門に限る。	建設大臣が同程度の知識及び技術を有する者と認定したもの。
森林土木設計業務に係る管理技術者及び照査技術者	①技術士（総合技術管理部門）	林業、森林土木、森林環境に限る。	事業内容や地域の特殊性又は受注者の事業を考慮して、契約担当者が必要と認めるときは、技術士（建設部門）とすることができる。
	②技術士（森林部門）	林業、森林土木、森林環境に限る。	
	③RCCM（森林土木）	森林土木に限る。	契約担当者が必要と認めるときは、部門以外の RCCM とすることができる。
	④林業技士		
	⑤建設コンサルタント登録規定第3条-ロ	該当する部門に限る。	建設大臣が同程度の知識及び技術を有する者と認定したもの。
地質・土質調査業務委託の業務代理人	①技術士（総合管理技術部門）	地質に限る。	
	②技術士（応用理学部門）	地質に限る。	
	③RCCM(地質)	地質部門に限る	
	④地質調査技士		
	⑤建設コンサルタント登録規定第3条-ロ	該当する部門に限る	建設大臣が同程度の知識及び技術を有する者と認定したもの。
用地調査業務の主任技術者	①土地改良補償業務管理者		
	②上記と同等の能力と経験を有する技術者		土地改良事業又は治山・林道事業の用地補償業務に関し7年以上の経験を有するもの

測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）について

1. 目的

建設コンサルタント等の選定手続きについて、より一層の客観性、透明性及び競争性を確保しつつ、技術力に信頼のおける業者を選定するため、財団法人日本建設情報総合センターが運営する「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS：Technical Consulting Records Information Service）」へのデータ登録を行い、全国のコンサルタント業者等に関する業務実績情報、技術者情報、会社情報のデータベース化を図るものである。

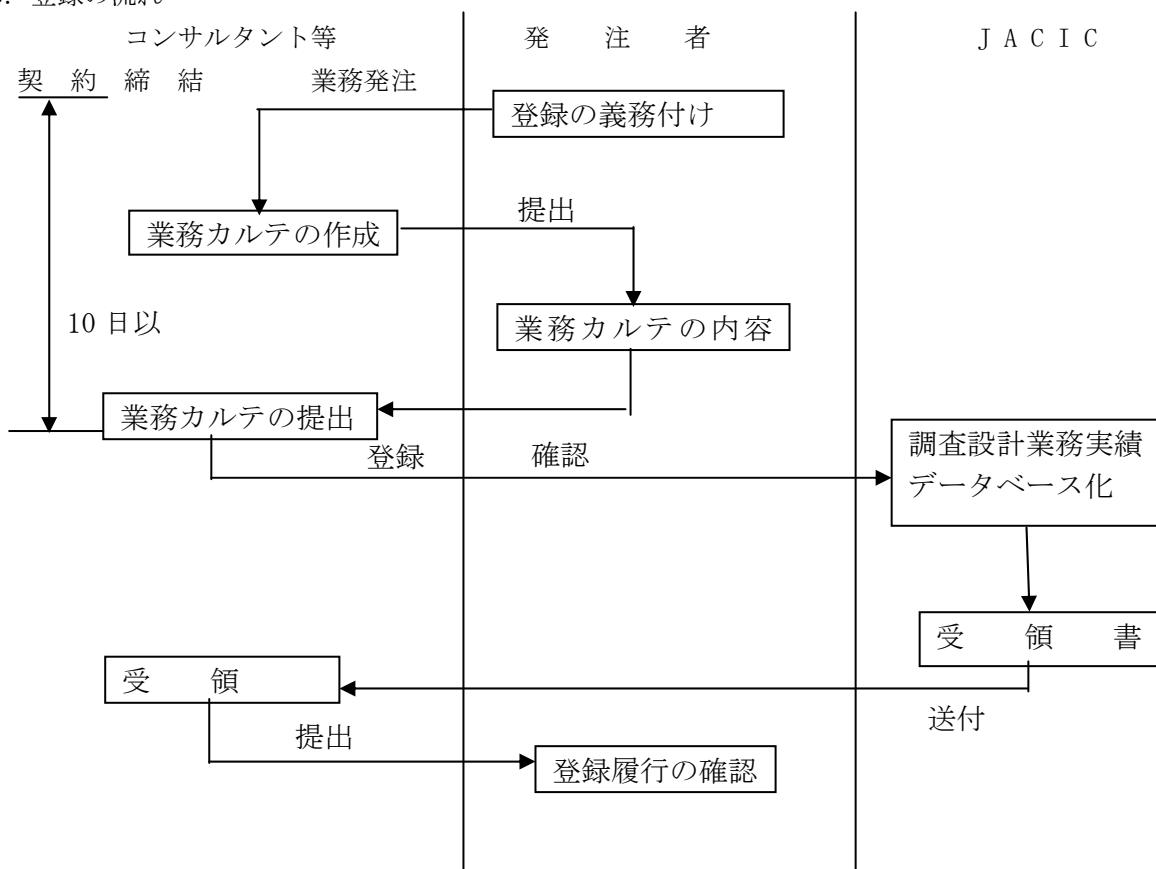
2. 対象業務

契約金額5百万円以上（消費税込み、最終金額）の土木関係建設コンサルタント業務、地質業務及び測量作業を対象とする。

注) 1) 公益法人に発注した業務は対象としない。

2) 複数の業務内容（測量＋土木コン等）で発注した業務については、主たる業務（業者選定を行った業務）で判断する。なお、金額は、請負金額（合計金額）とする。

3. 登録の流れ



注)・業務カルテの登録は、業務契約時、中間変更時、業務完了時ごとにおこなう。

・業務カルテの登録は、コンサルタント等から JACIC にフロッピーを提出するか、又は、オンラインで登録する。なお、発注者は業務カルテの記載内容の確認及び登録視行の確認をおこなう。

・業務カルテの内容確認は、監督員がおこなう。

・CORINS/TECRISセンター東京都赤坂7丁目10番20号アカサカセブンスアブエニュービル4F

(電話) 03-3505-2973 F X 番号 03-3505-2974 Eメール: tecris@sup.jacic.or.jp

第2編 農地設計編

第1章 設計業務等一般

(使用する技術基準等)

第1条 受注者は、業務の実施に当たって、最新の技術基準及び参考図書)並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用に当たっては、図書一覧表(別紙1)を参考とし事前に監督員の承諾を得なければならない。

(現地踏査)

第2条 受注者は、設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

(設計業務)

第3条 設計業務の種類は、次に掲げる各号の事項による。

- (1) ダム設計
- (2) 頭首工設計
- (3) 溪流取水工設計
- (4) 用排水機場設計
- (5) 水路工(用・排水路)設計
 - ア 用水路(開水路形式)路線計画設計
 - イ 排水路路線計画設計
 - ウ パイプライン路線計画設計
 - エ 用水路(開水路)設計
 - オ 排水路設計
 - カ パイプライン設計
 - キ トンネル設計
 - ク サイホン設計
 - ケ 暗渠工設計
 - コ 落差工設計
 - サ 急流工設計
 - シ 合流工設計
 - ス 付帯橋梁工設計
 - セ 直接分水工(樋管式、ダブルオリフィス等)設計
 - ソ 水路横断構造物(暗渠、サイホン、オーバーシュート等)設計
 - タ 分水工(射流分水工)並びにチェックゲート設計
- (6) 農地造成事業設計
- (7) ほ整備事業設計
- (8) 畑地かんがい事業設計

(9) 農道事業設計

(10) 営農飲雑用水施設設計

(11) その他（県営農業農村整備事業等に係る、調査、計画及び設計）

2 設計業務の作業項目等の内容

設計業務の作業項目、作業数量等の内容については、設計書によるほか、監督員の指示によるものとする。

（設計業務の条件）

第4条 受注者は、業務の着手に当たり、貸与資料、第2編農地設計編第1条に定める適用基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。又、受注者はこれらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

2 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。

3 受注者は、前項において、共通編第11条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。

4 受注者は、設計図書及び第2編農地設計編第1条に定める適用基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

5 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。

6 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上のものとする。

7 設計において、農林水産省土地改良標準設計図集に集録されている構造物を採用する場合には、発注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。なお、これらに定められた数量計算は単位あたり数量を基として行うものとする。

8 受注者は、設計計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

9 受注者は、設計に当たって建設副産物の発生の抑制、再利用促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。

10 受注者は、概略設計時に、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、予備設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。

11 受注者は、予備設計時に、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。

12 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。

（設計業務の成果）

第5条 成果の内容については、次の各号について取りまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書及び水利解析計算書

ア 概略設計の計算項目は、特記仕様書によるものとする。

イ 詳細設計の計算書は、計算に使用した理論、公式の引用、文献等、並びにその計算過程を明記しておくこと。

ウ 電子計算機によって、設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種等について事前に監督員と協議するものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、すべて設計図作成基準（別紙 2）及び特記仕様書等に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書及び材料表は数量計算基準（別紙 3）又は特記仕様書に示す方法及び監督員の指示する方法等により工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

ア 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(ア) 計画工程表 (イ) 使用機械 (ウ) 施工方法 (エ) 施工管理 (オ) 安全管理

(カ) 仮設備計画 (キ) 特記事項その他

イ 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果を取りまとめることとする。

(8) 建設副産物対策

建設副産物対策の検討に当たり、概略設計、予備設計及び詳細設計時に別紙リサイクル計画書を、作成するものとする。

(9) コスト縮減対策

コスト縮減対策に当たり、コスト縮減設計留意書を作成するものとする。

(10) 原 図

原図は、設計図作成基準（別紙 2）及び特記仕様書等によるものとする。

(11) 装 丁

成果物の装丁は、報告書作成基準（別紙 4）

第2章 調査業務等一般

(使用する技術基準等)

第1条 受注者は、業務の実施に当たって、最新の技術基準及び参考図書（別紙1 図書一覧表）並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

2 前項以外の参考図書による場合は、事前に監督員に承諾を受けなければならない。

(調査に関する一般的事項)

第2条 受注者は貸与された資料、計画策定条件、現地調査結果を総合的に判断し、業務の適切な遂行を図るものとする。

(調査の項目等)

第3条 農業農村整備事業計画策定に関する主要調査項目は、次の各号のとおりとし、特記仕様書に基づいて、実施するものとする。

(1) 基礎調査

- ア 地形調査
- イ 地質調査
- ウ 気象調査
- エ 土壌調査
- オ 地域経済調査
- カ 営農状況調査
- キ 土地利用現況調査
- ク 受益面積調査
- ケ 用排水現況調査
- コ 区画及び道路現況調査
- サ 水源現況調査
- シ 道路調査（農道整備計画）
- ス 交通量調査（農道整備計画）
- セ 市町村及び地域現況調査（農村整備計画）
- ソ 自然環境調査（農村環境整備計画）
- タ 社会環境調査（農村環境整備計画）
- チ 歴史・文化環境調査（農村環境整備計画）
- ツ 被害状況調査（農地防災計画）
- テ 想定被害調査（農地防災計画）

(2) 計画調査

- ア 土地利用計画調査
- イ 営農計画調査
- ウ 工事計画調査

工 効果調査

オ 効果調査（農地防災計画）

（調査内容）

第4条 調査内容

（1）基礎調査は、次の各号に掲げる事項による。

ア 地形調査

国土地理院発行の地形図（縮尺 1/25,000 または 1/50,000）、国土基本図（縮尺 1/2,500 または 1/5,000）、県・市町村発行の図面（縮尺 1/1,000～1/10,000）、又は国土調査（土地分類基本調査）成果物によって地形を把握するとともに、現地踏査により土地の傾斜、起伏状況等を把握するものとする。

イ 地質調査

工業技術院、県発行の地質図、国土調査（土地分類基本調査）による表層地質図、現地踏査等により一般地質の把握を行う。また計画路線及び構造物の位置、構造の決定並びに工事の経済性、安全性の検討のため、既存の調査資料の収集の他、必要に応じて過去の工事、災害記録の収集、各種土質試験等を実施するものとする。

ウ 気象調査

地区内又は近傍の気象観測所の資料を収集整理し、地域の一般気象及び特殊気象に分けて整理するものとする。計画基準雨量等の決定については、確率処理を行うものとする。

エ 土壌調査

地力保全基本調査、国土調査（土地分類基本調査）成果物等による既存資料を基に調査し、土壌区分図をまとめ、土壌の基本的性状の把握と改善方策の検討を行うものとする。必要に応じて土壌断面調査、地耐力調査、インテークレート調査、土壌水分調査等を実施するものとする。

オ 地域経済調査

国勢調査、農業センサス等の統計資料を基に、地域の社会、経済構造における農業の位置付けを明らかにし、農業の将来の発展方向及び事業実施の意義を明らかにするものとする。

（ア）地理経済条件調査

地域の交通、河川の利用状況等の地理的条件

（イ）社会経済条件調査

総人口、戸数、産業別就業人口、農地転用の状況等

（ウ）地域計画等に関する調査

県、市町村の振興計画、都市計画、農業関係の振興計画等

（エ）農業構造等に関する調査

地区の農業経営構造、流通実態、基盤整備状況、水利慣行の形成過程等

カ 営農状況調査

営農計画、経済効果算定の基礎資料とするため、農林統計、農業改良普及センター等の資料、農業試験場、農業共同組合等からの聞き取り及び現地調査により、栽培作物の種類、作付率、作付けの動向、作物別の栽培期及び 10a 当たりの収量及び要因別の被害量などを調査するものとする。

キ 土地利用現況調査

既存の統計資料などに基づき、地域の土地利用の状況及び動向を地目別に調査するとともに、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法、河川法、砂防法、森林法、地すべり等防止法、文化財保護法等に基づく各種土地利用規制及び土地利用計画について調査するものとする。

ク 受益面積調査

地形図からの図測、現地の実測、又は地籍調査の結果を基に受益地域の面積を土地利用区分別、用排水系統別、土地条件別等に算定するものとする。

ケ 用排水現況調査

既存の資料、地元関係者からの聞き取り及び現地調査により、現況の用水系統、用水面積、単位用水量、全用水量、用水慣行、用水管理状況、用水施設、水源水量、用水不足状況、排水系統、排水量、施設の排水能力、排水施設、排水不良状況、排水慣行等について調査し、用水及び排水系統図、用水及び排水模式図（縮尺 1/5, 000 程度）を作成するものとする。

コ 区画及び道路現況調査

既存の資料、地元関係者からの聞き取り及び現地調査により、現況の区画の大きさ、形状、道路の幅員、構造、配置、管理主体、流通経路、利用状況等について調査し区画図（縮尺 1/5, 000 程度）を作成するものとする。

サ 水源現況調査

水源としての利用可能量を明らかにするため、河川利用の場合は計画地点又は計画地点と同一水系内の近傍地点における既存の流量観測資料を基に湧水量を検討し、資料がない場合は流量観測を実施するものとする。

又、地下水利用の場合は、既存の地下水観測データの収集、地下水井を設置したときの資料、聞き取り、近傍地点の取水実績等により調査するものとする。

シ 道路調査（農道整備計画）

受益地域内の道路網及び周辺地域で地区に関連する道路について、高速自動車道、国道、県道、市町村道、農道、林道別に、道路延長、幅員、路面状況、流通経路等を調査し、概要を地形図（縮尺 1/5, 000 程度）に整理するものとする。

ス 交通量調査（農道整備計画）

計画路線の将来の交通量を予測し、幅員、構造等を決定する基礎資料とするため、関係する主要既存道路の交通量を、車両種別並びに農業交通と一般交通に区分して調査・整理するものとする。

セ 市町村及び地域現況調査（農村整備計画）

計画策定の基礎資料とするために、対象とする市町村及び地域において地域経済調査、農業現況調査、土地利用調査、農業用施設・農村生活環境施設等調査、自然・歴史資源調査、主要指標動向調査等を現地調査、資料収集等により実施し、必要な項目については図面を作成するものとする。

ソ 自然環境調査（農村環境整備計画）

地域の自然的条件に適合した整備計画策定の基礎資料とするために、気象、地形・地質、土壌、水環境、生態系、景観等について調査するものとする。

タ 社会環境調査（農村環境整備計画）

施設整備の基本方向決定の基礎資料とするために、関連する既存施設の利用状況、地域指標、交通の利便性、行事内容、コミュニティ集団の活動状況等について調査するものとする。

チ 歴史・文化環境調査（農村環境整備計画）

地域の歴史性に配慮した整備計画策定の基礎資料とするために、歴史、歴史的建造物、文化財、史跡、伝統的行事、伝統的農業施設、農村景観等について調査するものとする。

ツ 被害状況調査（農地防災計画）

既往の各種災害資料、地元聞き取り、農林統計、農業共済資料等により、過去の被害額等、各事業の計画策定上必要な項目について、農地、農業用施設、農作物、一般公共施設別に調査・整理するものとする。

テ 想定被害調査（農地防災計画）

農地、農業用施設、農作物、一般公共施設等の被害額を想定するのに必要な現地調査、図面、その他統計資料などの参考資料を収集するものとする。

(2) 計画調査は、次に掲げる各号の事項による。

ア 土地利用計画調査

基礎調査結果、受益者の意向、営農計画等を基に、農用地の集団化、農業的土地利用と非農業的土地利用との正常化を考慮した地目別農地、非農用地区域、土地改良施設用地、道路等の配置を行い、土地利用計画を策定するものとする。

イ 営農計画調査

基礎調査結果、農家の意向、農業団体及び農業改良普及センター等の意見を基に、導入作物、経営類型等を検討し、経営類型ごとに経営改善方策、機械化作業体系の組み立て、生産流通組織及び施設管理組織等を検討することにより経営計画を策定するものとする。

ウ 工事計画調査

基礎調査結果、土地利用計画、営農計画、地域整備計画等に基づき、各工種ごとに工事計画を策定し、計画平面図、標準断面図等の図面作成、概略数量の算出、概算工事費等の算定を行うものとする。

エ 効果調査

営農計画、土地利用計画に基づき事業の作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、走行経費節減効果、更新効果、災害防止効果等を算定し、事業費との関連から投資効率、所得償還率等を試算するものとする。

オ 効果調査（農地防災計画）

基礎調査により収集した資料に基づき、想定被害区域の設定及び想定被害額の算出を行い、事業費との比較により事業の妥当性を検討するものとする。被害額は、農業部門と非農業部門に分けて計上するものとし、農作物については被害額、農地、農業用施設、一般公共施設等については、原則として復旧額を計上するものとする。

第3編 治山設計編

第1章 調査業務

第1節 調査業務一般

(調査業務の区分)

第1条 調査業務については、以下のとおり区分するものとする。

- (1) 総合治山事業等の調査
 - ア 防災対策総合治山事業の調査
 - イ 水源地域森林整備事業の調査
 - ウ 共生保安林整備事業の調査
- (2) 山地治山事業の調査
- (3) 防災林造成事業の調査
 - ア 海岸防災林造成事業の調査
 - イ 防風林造成事業の調査
- (4) 保安林整備事業の調査
- (5) 保安林管理道整備事業の調査

(調査に関する一般的事項)

第2条 受注者は、貸与された資料、計画策定条件、現地調査結果を総合的に判断し、業務の適切な遂行を図るものとする。

- 2 全体計画及びこれを構成する各種計画の優先順位の策定に当たっては根拠を明確に記載する。

(基準の取扱い)

第3条 業務実施に当たっては、図書一覧表（別紙2）及び特記仕様書を基準に行うものとする。

- 2 前項以外の参考図書による場合は、事前に監督員の承諾を受けなければならない。

(調査報告書の作成)

第4条 調査の目的・項目・方法及び調査収集資料の総合的な分析検討結果、全体計画等策定の基本方針並びに全体計画等の内容及び調査結果の提言等について取りまとめるものとする。

- 2 受注者は業務が完了したときは、成果物一覧表（別紙-1）及び特記仕様書に示す成果物を完了報告書とともに提出しなければならない。
- 3 成果物は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けずに受注者はこれを他に公表、貸与、閲覧、複写及び譲渡してはならない。

第2節 防災対策総合治山事業の調査

(防災対策総合治山事業の調査目的)

第5条 防災対策総合治山事業の調査目的は、山地災害危険地等の集中した地域を総合的・一体的に整備を行うため、主として次の各号に掲げる対策を計画立案するために行うものとする。

- (1) 荒廃溪流及び山腹崩壊地の復旧整備
- (2) 崩壊土砂流出危険箇所、山腹崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の整備
- (3) 荒廃森林整備
- (4) 山地災害発生子知施設の整備

(5) 前各号に関わる施設等の整備

(調査の項目等)

第6条 防災対策総合治山事業の調査項目は、次の各号のとおりとし、特記仕様書又は事業区分・内容等に応じて選択するものとする。

(1) 基本調査

- ア 現地踏査
- イ 気象調査
- ウ 地形・地質・土壌調査
- エ 水文調査
- オ 林況・植生等調査
- カ 荒廃現況等調査
- キ 保全対象等調査
- ク 社会環境調査
- ケ 既往施設調査

(2) 総合検討及び基本方針の策定

(3) 基本計画の策定

- ア 施設計画
- イ 森林整備計画
- ウ 山地災害発生予知施設の計画
- エ 概算経費

(現地踏査)

第7条 現地踏査は、調査計画立案の基礎資料を得るため調査区域の地形・地質・土壌条件・林況・植生・荒廃現況・流域の防災施設及び既往の災害実態等の概況を把握するものとする。

(気象調査)

第8条 気象調査は、施設計画・森林整備計画等の基礎資料を得るために最寄りの観測所の資料に基づき、調査区域の気温・降水量・積雪深・風向等の気象特性を把握するものとする。

(地形・地質・土壌調査)

第9条 地形調査は、施設計画・森林整備計画等の基礎資料を得るため調査区域の地形を解析し、その地形的特性を明らかにするものとする。

- 2 地形解析は、1/5,000又は1/10,000地形図を用い、原則として一辺100mのメッシュ法により行い、その結果は傾斜区分図により表現するものとする。
- 3 地質調査は、現地踏査及び既存の資料に基づき、調査区域及び周辺地域の地質図を作成するものとする。
- 4 土壌調査は、既存資料を現地踏査により補完し、調査区域の土壌概要を土壌図に取りまとめるものとする。

(林況・植生等調査)

第10条 林況・植生等調査は、森林整備地区の選定・植栽樹種の選定等の基礎資料を得るため現地踏査、空中写真及び既存資料等に基づき、調査区域及び周辺地域の林況・植生等の状況について調査し林相図を作成するものとする。

- 2 施設計画・森林整備計画等、施工時期等決定の参考とするため、調査区域及び周辺地域に保全・保護を要する動・植物(天然記念物等に指定されているもの。)が生存する場合は、既存資料等をもとに、その概要について取りまとめるものとする。

(荒廃現況等調査)

第11条 荒廃現況等調査は、施設計画及び工法決定の基礎資料を得るため調査区域の荒廃地・荒廃危険地の現況

等について、次に掲げる各号について調査するものとする。

(1) 山腹荒廃現況

- ア 荒廃地の分布・面積及び荒廃形態等
- イ 土砂生産の状況等
- ウ 山腹工事の必要性及び工法等

(2) 溪流荒廃現況

- ア 主要溪流の縦断・横断形状及び土石流の発生源・流送帯・堆積帯の区域設定等
- イ 不安定土砂の堆積状況及び土砂移動状況等
- ウ 溪床を構成する礫径及び粒度分布の特性等
- エ 溪間工事の必要性及びダムサイトの選定等

(3) 山地災害危険地区の現況

- ア 山腹崩壊危険地区（落石危険地区を含む）の箇所・面積及び危険度等
- イ 崩壊土砂流出危険地区の箇所・延長・面積及び危険度等
- ウ 地すべり危険地区の箇所・面積及び危険度等
- エ 上記ア～ウに基づく対策の必要性及び工法等

(保全対象調査)

第12条 保全対象等調査は、荒廃現況等調査の結果に基づき、被害が及ぶ区域を想定して、関連する人家・耕地・道路等の数量・位置を明らかにするものとする。

2 既往の災害記録等から発生年月日、被害区域・状況、降雨の記録等について調査し、施設計画・森林整備計画等策定の基礎資料とする。

(社会環境調査)

第13条 社会環境調査は、調査区域及び周辺地域の人口、公共施設、土地利用状況等及び社会経済環境の実態等について調査するものとする。

(既往施設調査)

第14条 既往施設調査は、既往の防災を対象とした防災施設等の現況を調査し、施設計画・森林整備計画の策定の基礎資料とする。

(総合検討及び基本方針の策定)

第15条 選定した基本調査項目の調査結果を踏まえ、事業の必要性、実施する事業の整備水準及び事業実施による効果等について、調査区域における治山対策を総合的に分析・検討し、事業計画の基本方針を策定するものとする。

(基本計画の策定)

第16条 前条の基本方針を踏まえて調査区域における基本計画を策定するものとする。

(施設計画)

第17条 荒廃地の復旧整備、山地災害危険地区対策の溪間工、山腹工（落石防止施設、地すべり防止施設等を含む）及び保安林管理道等の施設計画については、各種調査結果を踏まえて、全体計画及び優先順位等を策定するものとする。

2 全体計画を実行するために必要な仮設工、附帯工、安全施設等について計画するものとする。

(森林整備計画)

第18条 森林整備計画については、その必要性を十分検討し、整備する森林の種類・位置・面積・整備方法を明らかにするとともに、その全体計画を作成するものとする。

(山地災害発生予知施設の計画)

第19条 山地災害発生予知施設を計画する場合には、集落周辺の山腹斜面の地形を十分に検討し、情報伝達可

能な観測局・監視局の位置・方式等を選定するものとする。

2 予知施設を計画する場合の基準雨量は、当該対象地域に最も適合する方法により設定するものとする。

(概算経費)

第20条 この調査で計画・立案した事業内容については、その内容ごとに数量・概算工事費等を試算し、当該事業として実施する全体計画表を作成するものとする。また、事業内容及び数量・概算工事費に誤り等がないか、総合的にチェックするものとする。

第3節 水源地域整備事業の調査

(水源地域整備事業の調査目的)

第21条 水源地域整備事業の調査の目的は、水源地域において荒廃森林の総合的な整備を行うため、主として次の各号に掲げる対策を計画立案するために行うものとする。

- (1) 荒廃森林の整備
- (2) 水土保持施設の整備
- (3) 水質保全施設の整備
- (4) 荒廃地の復旧整備
- (5) 路網（保安林管理道等）の整備
- (6) 森林管理施設の整備

(調査の項目等)

第22条 水源地域整備事業の調査項目は、次の各号のとおりとし、特記仕様書又は事業区分・内容等に応じて選択するものとする。

- (1) 基本調査
 - ア 現地踏査
 - イ 気象調査
 - ウ 地形・地質・土壌調査
 - エ 林況・植生等調査
 - オ 荒廃現況等調査
 - カ 既往施設調査
 - キ 社会環境調査
- (2) 総合検討及び基本方針の策定
- (3) 基本計画の策定
 - ア 荒廃森林の整備計画
 - イ 荒廃森地の整備計画
 - ウ 水土保持施設及びその他施設計画
 - エ 概算経費

(現地踏査)

第23条 現地踏査は、調査計画立案の基礎資料を得るため調査区域の地形・地質・土壌条件、荒廃現況、林況・植生、流域の防災施設等の実施状況及び土地利用、利水状況等の概況を把握するものとする。

(気象調査)

第24条 気象調査は、第3編治山設計編第1章第2節第8条に準じて行うものとする。

(地形・地質・土壌調査)

第25条 地形・地質・土壌調査は、第3編治山設計編第1章第2節第9条に準じて行うものとする。

(林況・植生等調査)

第26条 林況・植生等調査は、第3編治山設計編第1章第2節第10条に準じて行うものとする。

2 樹冠投影図・林相断面図は特記仕様書による。

(荒廃現況等調査)

第27条 荒廃現況等調査は、調査区域の荒廃地及び荒廃溪流の位置・形状・分布・規模等を調査し、水土保持施設及び治山ダム等の設置候補地についても選定するものとする。

(既往施設調査)

第28条 既往施設調査は、第3編治山設計編第1章第2節第14条に準じて行うものとする。

(社会環境調査)

第29条 社会環境調査は、調査区域及び周辺地域の人口、公共施設、土地利用状況、水利用状況及び地域の林業特性等社会環境の実態を調査するものとする。

(総合検討及び基本方針の策定)

第30条 選定した基本調査項目の調査結果を踏まえ、事業の必要性、実施する事業による整備水準及び事業実施による効果等について、調査区域における治山対策を総合的に分析・検討し、基本方針を策定するものとする。

(基本計画の策定)

第31条 前条の基本方針を踏まえて調査区域における基本計画を策定するものとする。

(荒廃森林の整備計画)

第32条 荒廃森林整備計画については、整備する森林の種類、位置、面積を明らかにし、目標とする森林（複層林、育成天然林の施業）への誘導・造成の方法（本数調整伐、枝落とし、地拵え、下層木植栽の樹種・本数、必要な場合は更新補助作業）等、その施業仕組みを十分検討して計画するものとする。

(水土保持施設及びその他施設計画)

第33条 水土保持施設の計画については、箇所・規模・種類等について明らかにするとともに、その全体計画及び優先順位等を作成するものとする。

2 水質保全施設及び森林管理施設（防火林帯、標識類等）の計画については、その箇所・規模・種類等について明らかにするとともに、その全体計画を作成するものとする。

3 荒廃地等の復旧計画については、山腹工事と溪間工事に区分し、箇所・規模・種類等について計画するものとする。

4 路網（保安林管理道、歩道等）の計画については、水源地域整備事業の対象地域内において荒廃森林、水土保持施設及び荒廃地の復旧整備等を効果的、経済的に行うための路線形、規模について計画するものとする。

5 全体計画を実行するために必要な仮設上、附帯工、安全施設等について計画するものとする。

(概算経費)

第34条 概算経費は、第3編治山設計編第1章第2節第20条に準じて行うものとする。

第4節 共生保安林整備事業の調査

(共生保安林整備事業の調査目的)

第35条 共生保安林整備事業の調査目的は、都市周辺及び近郊地域に保健機能と併せ国土保全機能を総合的に発揮できる森林を造成・改良し、国民生活の安定向上に資するため、主として次の各号に掲げる対策を計画・立案するために行うものとする。

- (1) 森林の整備
- (2) 治山施設の整備
- (3) 管理道等の整備

- (4) 作業施設の整備
- (5) 防火灌水施設の整備
- (6) 防護柵・掲示板・標識類の整備

(調査の項目等)

第36条 共生保安林整備事業の調査項目は、次の各号のとおりとし、特記仕様書又は事業区分・内容等に応じて選択するものとする。

- (1) 基本調査
 - ア 現地踏査
 - イ 気象調査
 - ウ 地形・地質・土壌調査
 - エ 林況・植生等調査
 - オ 荒廃現況等調査
 - カ 自然環境調査
 - キ 社会環境調査
- (2) 総合検討及び基本方針の策定
- (3) 基本計画の策定
 - ア 森林整備計画
 - イ 治山施設の整備計画
 - ウ 管理道の計画
 - エ 概算経費

(現地踏査)

第37条 現地踏査は、調査計画立案等の基礎資料を得るため調査区域の地形・地質・土壌、林況・植生等の概況を把握するものとする。

(気象調査)

第38条 気象調査は、第3編治山設計編第1章第2節第8条に準じて行うものとする。

(地形・地質・土壌調査)

第39条 地形・地質・土壌調査は、第3編治山設計編第1章第2節第9条に準じて行うものとする。

(林況・植生等調査)

第40条 林況・植生等調査は、第3編治山設計編第1章第2節第10条に準じて行うものとする。

(荒廃現況等調査)

第41条 荒廃現況等調査は、第3編治山設計編第1章第2節第11条に準じて行うものとする。

(自然環境調査)

第42条 自然環境調査は、調査区域に見られる特徴ある地形、生態系、文化、その他の環境を構成する要素を調査するものとする。

(社会環境調査)

第43条 社会環境調査は、共生保安林としての評価・森林造成・動線計画・施設計画立案の基礎資料及び利用者数を予測するため、調査区域及び周辺市町村の人口、交通、史跡・名勝等の観光資源、土地利用の実態、法規制の有無等について調査するものとする。

(総合検討及び基本方針の策定)

第44条 気象・地形・地質・土壌・林況・植生・動物等の自然環境及び社会環境など調査結果を踏まえ、事業の必要性、実施する事業による整備水準及び事業実施による効果等について、総合的に分析・検討し、施設計画・森林整備計画等の基本方針を策定するものとする。

(基本計画の策定)

第45条 調査区域における各種基本調査項目の調査結果を踏まえ、調査区域にふさわしい共生保安林整備事業の内容を検討し、その基本計画を策定するものとする。

2 基本計画では、共生保安林整備事業の位置付け及び各工種の配置及び森林整備の基本的な考え方を明らかにするものとする。

(森林整備計画)

第46条 森林整備計画は、原則として森林造成、林相改良に区分し、基本方針に基づきそれぞれの目標とする林型に応じた、造成・改良の方法（植栽樹種、本数、苗木の規格、植栽方法、配置計画及び本数調整伐、枝落し）及び目標林型に誘導するための保育管理等森林整備の内容について策定するものとする。

2 作業施設、防火灌水施設、防護柵、掲示板、標識類等は、事業区分、内容に応じて必要とする施設等の数量、規模、配置等について計画するものとする。

(治山施設の整備計画)

第47条 治山施設の整備計画は、荒廃現況、事業の区分に対応した工種、工法、規模、配置等について策定するものとする。

2 整備計画を実行するために必要な仮設工、附帯工、安全施設等について計画するものとする。

(管理道の計画)

第48条 管理道の計画は、森林整備及び治山施設整備の実施上必要な管理車道・歩道について、事業終了後の利用予測を考慮して、その配置・線形を検討し計画するものとする。

(概算経費)

第49条 概算経費は、第3編治山設計編第1章第2節第20条に準じて行うものとする。

第5節 山地治山事業の調査

(山地治山事業の調査の目的)

第50条 山地治山事業の調査の目的は、荒廃山地の復旧、荒廃危険山地等の予防対策を目的とした次の各号に掲げる事業の計画・立案するために行うものとする。

- (1) 復旧治山
- (2) 予防治山
- (3) 林地荒廃防止

(調査の項目等)

第51条 山地治山事業の調査項目は、次の各号のとおりとし、特記仕様書又は事業区分・内容等に応じて選択するものとする。

- (1) 基本調査
 - ア 現地踏査
 - イ 気象・水文調査
 - ウ 地形・地質・土質等調査
 - エ 林況・植生調査
 - オ 荒廃現況等調査
 - カ 既往施設調査
 - キ 保全対象等調査
 - ク 社会環境調査
- (2) 全体計画の策定

(現地踏査)

第52条 現地踏査は、調査計画立案の基礎資料を得るため調査区域の地形・地質・土壌条件、荒廃現況等、林況・植生、流域の防災施設等の実施及び既往の災害実態等の概況を把握するものとする。

(気象・水文調査)

第53条 気象・水文調査は、施設計画・森林整備計画等の基礎資料を得るために最寄りの観測所の資料に基づき、調査区域の気温・降水量・積雪深・霜・凍結・風等の気象特性を把握すること及び確率水文量・流出量・洪水流量等水文諸量を調査するものとする。

(地形・地質・土質等調査)

第54条 地形調査は、施設計画・森林整備の基礎資料を得るため調査区域の地形を解析し、その地形的特性（高度分布・起伏量・傾斜・水系・谷密度・方位等）を明らかにするものとする。

2 地形解析は、1/5,000又は1/10,000地形図を用い、原則として一辺100mのメッシュ法により行い、その結果は傾斜区分図により表現するものとする。

3 地質調査は、現地踏査及び既存の資料に基づき、調査区域及び周辺地域の地質図を作成するものとする。

4 地質調査は、既存資料を現地踏査により補完し、調査区域の地質分布・構造、物理性及び土層・地質の種類・層厚・強度等を取りまとめるものとする。

(林況・植生調査)

第55条 林況・植生調査は、現地踏査、空中写真及び既存資料等に基づき、調査区域及び周辺地域の林況・植生の状況について調査し林相図を作成するものとする。

(荒廃現況等調査)

第56条 荒廃現況等調査は、第3編治山設計編第1章第2節第11条に準じて行うものとする。

(既往施設調査)

第57条 既往施設調査は、第3編治山設計編第1章第2節第14条に準じて行うものとする。

(保全対象等調査)

第58条 保全対象等調査は、第3編治山設計編第1章第2節第12条に準じて行うものとする。

(社会環境調査)

第59条 社会環境調査は、調査区域及び周辺地域の人口・公共施設・土地利用・法的規制等、社会環境の実態等について調査するものとする。

(全体計画の策定)

第60条 選定した基本調査項目の調査結果を踏まえ、事業の必要性、実施する事業による整備水準及び事業実施による効果等について、調査区域における治山対策を総合的に分析・検討し、計画の基本方針を策定するものとする。

2 前項の基本方針を踏まえて調査区域における山地治山の基本計画を策定するものとする。

3 荒廃地の復旧整備、山地災害危険地区対策の溪間工、山腹工などの施設計画については、基本計画に基づいて、全体計画及び優先順位等を策定するものとする。

4 荒廃森林整備については、整備する森林の種類、位置、面積を明らかにし、目標とする森林（複層林、育成天然林）への誘導・造成の方法（本数調整伐、枝落し）等、施業の仕組みを十分検討して計画するものとする。

5 全体計画を実行するために必要な仮設工、附帯工、安全施設等について計画するものとする。

6 計画・立案した事業内容については、その内容ごとに数量・概算工事費等を試算し、当該事業として実施する全体計画表を作成するものとする。また、事業内容及び数量・概算工事費に誤り等がないか、総合的にチェックするものとする。

第6節 海岸防災林造成事業の調査

(海岸防災林造成事業の調査の目的)

第61条 海岸防災林造成事業の調査の目的は、海岸における飛砂、潮風、高潮、強風、霧等の被害を防止または軽減するため、主として次の各号に掲げる対策を計画・立案するために行うものとする。

- (1) 森林造成
- (2) 砂丘造成
- (3) 海岸防災林保護施設の整備
- (4) 前各号に関わる施設等の設備

(調査の項目等)

第62条 海岸防災林造成事業の調査項目は、次の各号のとおりとし、特記仕様書又は事業区分・内容等に応じて選択するものとする。

- (1) 基本調査
 - ア 現地踏査
 - イ 地形・土壌・土質・地質等調査
 - ウ 気象調査
 - エ 海象・漂砂調査
 - オ 林況・植生調査
 - カ 荒廃現況等調査
 - キ 既往施設・災害・保全対象等調査
 - ク 社会環境調査
- (2) 全体計画の策定

(現地踏査)

第63条 現地踏査は、調査計画立案の基礎資料を得るため調査区域の地形・地質、林況・植生、荒廃現況等、海岸の防災施設及び既往の災害等の概況を把握するものとする。

(地形・土壌・土質・地質等調査)

第64条 地形・土壌・土質・地質等調査は、現地踏査及び既存の資料に基づき、調査区域及び周辺区域の陸上地形・海底地形及び土壌・土層構造・透水係数・地下水位等を調査するものとする。

(気象調査)

第65条 気象調査は、最寄りの観測所の資料に基づき、調査区域の気温・降雨・降雪・霜・凍結・風向、風速等の気象特性を把握するものとする。

(海象・漂砂調査)

第66条 海象・漂砂調査は現地踏査及び既存の資料に基づき、調査区域及び周辺区域の潮汐、波浪、流況及び漂砂等の調査をするものとする。

(林況・植生調査)

第67条 林況・植生調査は、第3編治山設計編第1章第5節第55条に準じて行うものとする。

(荒廃現況等調査)

第68条 荒廃現況等調査は、調査区域の荒廃の原因、形態(海岸侵食・風食・堆砂・海岸斜面崩壊、マツクイムシによる枯損等)、被害の範囲等について調査するものとする。

(既往施設・災害・保全対象等調査)

第69条 既往施設・災害・保全対象等調査は、既往の海岸防災林施設及び過去の災害記録等から被害区域・状況を調査するものとする。

2 前項の結果に基づき、被害が及ぶ区域の公共施設・集落（人家）・農地・漁業施設等について調査するものとする。

（社会環境調査）

第70条 社会環境調査は、調査区域及び周辺地域の人口・産業・土地利用・法的規制等、社会環境の実態等について調査するものとする。

（全体計画の策定）

第71条 選定した基本調査項目の調査結果を踏まえ、事業の必要性、実施する事業による整備水準及び事業実施による効果等について、調査区域における防災対策を総合的に分析・検討し、計画方針を策定するものとする。

2 前項の基本方針を踏まえて調査区域における海岸防災林造成の基本計画を策定するものとする。

3 施設計画及び森林整備計画については、基本計画に基づいて、全体計画及び優先順位等を策定するものとする。

4 全体計画を実行するために必要な仮設工、附帯工、安全施設等について計画するものとする。

5 計画・立案した事業内容については、その内容ごとに数量・概算工事費等を試算し、当該事業として実施する全体計画表を作成するものとする。また、事業内容及び数量・概算工事費に誤り等がないか、総合的にチェックするものとする。

第7節 防風林造成事業の調査

（防風林造成事業の調査の目的）

第72条 防風林造成事業の調査の目的は、内陸部において季節風など強風による被害を防ぐため林帯を造成し、森林の有する防風機能によって風害を防止するための目的の事業の対策・立案をするために行うものとする。

（調査の項目等）

第73条 防風林造成事業の調査項目は、次の各号のとおりとし、特記仕様書又は事業区分・内容等に応じて選択するものとする。

（1）基礎調査

ア 現地踏査

イ 地形・土壌・土質・地質等調査

ウ 林況・植生調査

エ 気象調査

オ 風害調査

カ 社会環境調査

（2）全体計画の策定

（現地踏査）

第74条 現地踏査は、調査計画立案等の基礎資料を得るため調査区域の地形・土壌、植生、気象等の概況を把握するものとする。

（地形・土壌・土質・地質等調査）

第75条 地形・土壌・土質・地質調査は、現地踏査及び既存の資料に基づき、調査区域及び周辺地域の地形（尾根・谷等の地形・地物）及び土壌・土質・地下水位等を調査するものとする。

（林況・植生調査）

第76条 林況・植生調査は、第3編治山設計編第1章第5節第55条に準じて行うものとする。

（気象調査）

第77条 気象調査は、最寄りの観測所の資料に基づき、調査区域の気温・降水量・風向・風速・凍結等の気象特性を把握するものとする。

(風害調査)

第78条 風害調査は、調査区域及びその周辺の風害の種類・範囲・被害の状況・発生時期等を調査するものとする。

(社会環境調査)

第79条 社会環境調査は、調査区域及び周辺地域の人口・土地利用・法的規制等、社会環境の実態及び保全対象等について調査するものとする。

(全体計画の策定)

第80条 選定した基本調査項目の調査結果を踏まえ、事業の必要性、実施する事業による整備水準及び事業実施による効果等について、調査区域における防風対策を総合的に分析・検討し、基本方針を策定するものとする。

2 前項の基本方針を踏まえ調査区域における防風林造成の基本計画を策定するものとする。

3 森林整備計画については、基本計画に基づいて、防風林の林帯の配置・間隔・幅等の全体計画及び優先順位等を策定するものとする。

4 全体計画を実行するために必要な仮設工、附帯工、安全施設等について策定するものとする。

5 計画・立案した事業内容については、その内容ごとに数量・概算工事費等を試算し、当該事業として実施する全体計画表を作成するものとする。また、事業内容及び数量・概算工事費に誤り等がないか、総合的にチェックするものとする。

第8節 保安林整備事業の調査

(保安林整備事業の調査目的)

81条 保安林整備事業の調査目的は、保安林の水源かん養や防災機能の回復または維持向上を図るため次の各号に掲げる森林整備を主目的とした事業の計画・立案をするために行うものとする。

- (1) 保安林改良
- (2) 保育

(調査の項目及び調査方法等)

82条 保安林整備事業の調査に必要な調査項目及び調査方法は、第2節から第7節に準じ、必要な項目を抽出して行うものとし、特記仕様書又は事業区分・内容等に応じて選択するものとする。

第9節 保安林管理道整備事業の調査

(保安林管理道整備事業の調査の目的)

83条 保安林管理道整備事業の調査目的は、保安林の適正な維持管理及び治山事業の計画的かつ効果的な施工を行うため管理用道路の開設・改良を行うことをいい、次の各号に掲げる目的の事業の計画・立案をするために行うものとする。

- (1) 保安林管理道の開設
- (2) 保安林管理道の改良

(調査の項目及び調査方法等)

84条 保安林管理道整備事業の調査に必要な調査項目及び調査方法等は、第5節及び第8節に準じて行うものとし、特記仕様書又は事業区分・内容等に応じて選択するものとする。

第2章 設 計

第1節 設計業務一般

(設計に関する一般的事項)

第1条 受注者は、業務に先立ち、現地調査を行い施行地域の地形、地質、湧水、用排水、気象及び植生等、現地の状況を把握するものとする。

2 受注者は、貸与された資料、設計条件、現地調査結果を総合的に判断し、業務の適切な遂行を図るものとする。

3 設計に当たって特許工法等特殊な工法を採用する場合には、受注者は、発注者の承諾を得ると同時に、設計図面等にそのことを明示しなければならない。

4 設計に採用する材料、製品は、原則として JIS・JAS の規格品とする。なお、これ以外のものを採用する場合は、監督員の承諾を受けなければならない。

5 設計において、標準図集等に収録されている構造物を採用する場合には、現場条件が標準設計に合致しているか十分確認するものとする。なお、採用した構造物の呼び名等については設計図面等に明示するものとし、数量計算は、図集に記載されている単位当たりの数量を基にして行うものとする。

(設計基準の取扱い)

第2条 業務実施に当たっては、図書一覧表（別紙2）及び特記仕様書を参考に実施するものとする。

2 前項以外の参考図書による場合は、事前に監督員の承諾を受けなければならない。

(設計条件)

第3条 設計条件は、特記仕様書又は前条の図書及び土木学会制定の要領並びに示方書等によるものとする。

(設計業務の区分)

第4条 設計業務は、原則として次の外号の区分で行うものとする。

(1) 溪間工の設計

ア 治山ダム工

イ 護岸工

ウ 流路工

(2) 山腹工の設計

(3) 海岸防災林造成の設計

(4) 防風林造成の設計

(5) 保安林管理道等の設計

(6) 総合治山等の設計

(7) 地すべり防止工の設計

(8) その他前各号に附帯する施設の設計

(設計業務の内容)

第5条 業務の内容は次の各号のとおりとする。

(1) 治山施設等の設計

(2) 設計に基づく積算資料の作成

(3) その他前各号に掲げる業務と同程度以上のもの

2 業務は、詳細設計とし、設計条件及び現地の自然的特性、社会経済的条件等の調査結果を基に、設計基礎資料の検討及び設計計算等から設計の基本事項を決定し、平面・縦断・横断・構造物等の設計図、数量計算書、設計計算、施工計画及び施工上留意すべき事項、国または県計画審査用資料等について作成するものとする。国または県計画審査用資料等の作成については、特記仕様書によるものとする。

(設計成果の内容)

第6条 設計成果の内容は、次の各号に定めるところによるものとする。なお、詳細は成果物一覧表（別紙3）に示す。

- (1) 設計説明書は、設計条件、構造物の規模、型式等の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等について簡明かつ的確に記載するものとする。
- (2) 設計図面等は、第3編治山設計編第2章第1節第1条又は特記仕様書及び成果物一覧表（別紙3）に示す方法により作成するものとする。
- (3) 数量計算及び材料表等は、第3編治山設計編第2章第1節第1条又は特記仕様書に示す方法により、工種別、区間（工区）別に、算出根拠を明確にして作成するものとする。
- (4) 設計計算書は、設計条件（因子）、計算に使用した理論、計算式の引用、文献等及び計算過程を明記しておくものとする。なお、パソコン等により設計計算を行う場合は、使用機種、使用ソフト等について事前に監督員と協議するものとする。
- (5) 施工計画は、工事の実施に必要な以下アからキに掲げる事項を記載するものとする。
ア 計画工程表 イ 建設機械 ウ 施工方法 エ 施工管理 オ 安全管理
カ 仮設計画 キ 特記事項
なお特殊な構造、あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。
- (6) 概算工事費の積算手法、内容等は特記仕様書及び監督員の指示する方法等によるものとする。
- (7) 原図は、特記仕様書又は成果物一覧表（別紙1）に示すものとする。
- (8) 箇所別実施計画書は、静岡県治山必携（技術基準編）に基づき作成するものとする。

(地元協議等)

第7条 業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を新たな設計条件として業務を実施する場合の細部事項については、監督員の指示によるものとする。

- 2 受注者は、前項の地元協議等により、既に作成した設計図面等を変更する必要性が生じた場合には、その指示に基づいて設計図面等を変更するものとする。なお、変更に要する工期及び経費は発注者と協議のうえ定めるものとする。

第2節 溪間工の設計

(溪間工設計の区分)

第8条 溪間工（治山ダム工、護岸工、流路工等）の設計は、原則として次の各号によるものとする。

- (1) 現地調査
- (2) 設計基礎資料の検討（基本的事項の決定、設計計画等）
- (3) 設計図面等の作成

(現地調査)

第9条 現地調査は、治山ダム等各構造物の位置、高さ、形式、種別、構造、規模及び施工方法等の決定に必要な調査で、計画・設計のための自然的特性、社会経済的条件の調査、資料収集を行うものとする。

- 2 現地調査の項目については次の各号を標準とし、調査方法については、治山技術基準第2編第2章調査によるものとする。
 - (1) 地況調査は、方位、地形、地質、土質、土地利用の状況、保全対象の状況等について調査するものとする。
 - (2) 林況調査は、溪流内の林相、溪流周辺の林相等について調査するものとする。
 - (3) 気象調査は、降雨量（時間最大雨量）、降雪量（積雪深、積雪期間）、気温（最高、最低）等について調査す

るものとする。

(4) 荒廃原因調査は、素因、誘因等について調査するものとする。

(5) 荒廃の現況調査は、荒廃面積、不安定土砂量、浸食の状況、流水の状況、土石流発生の危険性等について調査するものとする。

(6) 資材運搬等仮設備等調査は、工事用資材・重機等の運搬方法、仮設工・附帯工の必要性及び経済性等について行うものとする。

(7) 工種選定調査は、工種・工法・施工位置の検討、数量の概算見積り、工種配置の見取図の作成、経費の概算見積りにより行うものとする。

(8) その他調査として、施工期間の見積り、他所管事業の施工状況等について行うものとする。

(基本事項の決定)

第10条 設計に当たっては、現地調査の結果及び設計条件等に基づき、治山ダム工等の位置、高さ、形式、種別、工法等の基本的事項を定め、各工種、構造物の配置を決定する。

(設計計算)

第11条 基本事項の決定に基づき、治山ダム工等の規模、構造等を決定する。また、施工上必要な仮設工（重機搬入方法、資材搬入方法、仮締切り、廻排水等）についても検討することとし、詳細については特記仕様書又は監督員の指示によるものとする。

2 構造、規模等の決定に必要な安定計算については、当該構造物の設計条件を明示し、計算過程を明らかにしておくものとする。

ただし、治山ダム・土留工断面表、標準図集等に準拠した場合は、計算過程を省略することができるものとする。

(設計図作成)

第12条 設計図書は、平面図、構造図、渓床縦断面図、横断面図等とし、複雑な構造物においては、細部構造が判るように構造詳細図を別途作成するものとする。

2 構造図等から各構造物に係る資材等の設計数量について、その算出根拠を明確にして算出する。

(報告書作成)

第13条 基本事項の決定、設計計算、設計図等設計内容に誤りがないか照査を行ったのち第3編治山設計編第2章第1節第6条設計成果の内容に従い、簡潔明瞭に報告書を作成するものとする。

第3節 山腹工事の設計

(山腹工事設計の区分)

第14条 山腹工事の設計は、原則として次の各号の区分により行うものとする。

- (1) 現地調査
- (2) 設計基礎資料の検討（基本的事項の決定、設計計画）
- (3) 設計図面等の作成

(現地調査)

第15条 現地調査は、工種、工種配置、構造、規模等及び施工方法等の決定のために実施するものとし、計画・設計のための現地踏査及び自然的特性、社会経済的条件の調査、資料収集を行うものとする。

2 現地調査の項目については次の各号に示すものを標準とし、調査方法については、治山技術基準第2編第2章調査によるものとする。

- (1) 地況調査は、方位、地形、地質、土質、土地利用の状況、保全対象の状況等について調査するものとする。
- (2) 林況調査は、溪流内の林相、溪流周辺の林相等について調査するものとする。

- (3) 気象調査は、降雨量（時間最大雨量）、降雪量（積雪深、積雪期間）、気温（最高、最低）等について調査するものとする。
- (4) 荒廃原因調査は、素因、誘因等について調査するものとする。
- (5) 荒廃の現況調査は、荒廃面積、不安定土砂量、浸食の状況、流水の状況、土石流発生の危険性等について調査するものとする。
- (6) 資材運搬等仮設備等調査は、工事用資材・重機等の運搬方法、仮設工・附帯工の必要性及び経済性等について行うものとする。
- (7) 工種選定調査は、工種・工法・施工位置の検討、数量の概算見積り、工種配置の見取図の作成、経費の概算見積りにより行うものとする。
- (8) その他調査として、施工期間の見積り、他所管事業の施工状況等について行うものとする。

（基本事項の決定）

第16条 設計に当たっては、現地調査の結果及び設計条件等に基づき、工種、工法等の基本的事項を定め、基礎工、緑化工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。

（設計計算）

第17条 基本的事項の決定に基づき、基礎工、緑化工等各工種の形式、規模、構造を決定する。また、施工上必要な仮設工（重機搬入方法、資材搬入方法等）についても検討することとし、詳細については特記仕様書又は監督員の指示によるものとする。

- 2 構造物の形式、規模等の決定に必要な安定計算については、当該構造物の設計条件を明示し、計算過程を明らかにしておくものとする。但し、土留工断面表、標準図集等に準拠した場合は、計算過程を省略することができるものとする。

（設計図作成）

第18条 設計図面は、平面図、構造図、縦断面図、標準図、定規図等とし、複雑な構造については、細部構造が判るように構造詳細図を別途作成するものとする。

- 2 構造図等から各構造物に係る資材等の設計数量について、その算出根拠を明確にして算出する。

（報告書作成）

第19条 基本事項の決定、設計計算、設計図等設計図内容に誤りがないか照査を行ったのち第3編治山設計編第2章第1節第6条設計成果の内容に従い、簡潔明瞭に報告書を作成するものとする。

第4節 海岸防災林造成の設計

（海岸防災林造成設計の区分）

第20条 海岸防災林造成（森林造成、砂丘造成、海岸防災林保護施設）の設計は、原則として次の各号の区分により行うものとする。

- (1) 現地調査
- (2) 設計基礎資料の検討（基本的事項の決定、設計計画）
- (3) 設計図面等の作成

（現地調査）

第21条 現地調査は、海岸防災林造成に用いる施設の種類及び工種、各構造物の配置高さ、形式、種別、構造、規模等及び施工方法を決定するための調査で、計画・設計のための自然特性、社会経済的条件の調査、資料収集を行うものとする。

- 2 現地調査の項目については次の各号に示すものを標準とし、調査方法については、治山技術基準第3編第3章第2節調査によるものとする。

- (1) 地況は、方位、地形、地質、砂地の状況、砂丘の状況、土地利用の状況、保全対象の状況等
- (2) 気象は、主風の決定（風向、風速、頻度等）、気温、雨量等
- (3) 海象は、波、潮位、流れ、漂砂、汀線の状況等
- (4) 植生の状況は、植生の種類、生育状況等
- (5) 資材運搬等仮設備等調査は、工事用資材・重機等の運搬方法、仮設工・附帯工の必要性及び経済性等
- (6) 工種選定調査は、工種・工法の検討、数量の概算見積り、工種配置の見取図の作成、経費の概算見積り等
- (7) その他調査として、施工期間の見積り、他所管事業の施工状況等

(基本事項の決定)

第22条 設計に当たっては、現地調査の結果及び設計条件等に基づき、工種、工法等の基本的事項を定め、各工種及び構造物等の配置を決定するものとする。

(設計計算)

第23条 基本的事項の決定に基づき、海岸防災林造成施設の形式、規模、構造等を決定する。また、施工上必要な仮設工（重機搬入方法、資材搬入方法等）についても検討することとし、詳細については特記仕様書又は監督員の指示によるものとする。

2 構造物の形式、規模等の決定に必要な安定計算については、当該構造物の設計条件を明示し、計算過程を明らかにしておくものとする。

ただし、土留工断面表、標準図集等に準拠した場合は、計算過程を省略することができるものとする。

(設計図作成)

第24条 設計図面は、平面図、構造図、縦断面図、海底断面図、横断面図、等深線図等とし、複雑な構造物については、細部構造が判るように構造詳細図を別途作成するものとする。

2 構造図等から各構造物に係る資材等の設計数量について、その算出根拠を明確にして算出する。

(報告書作成)

第25条 基本事項の決定、設計計算、設計図等設計内容に誤りがないか照査を行ったのち第3編治山設計編第2章第1節第6条設計成果の内容に従い、簡潔明瞭に報告書を作成するものとする。

第5節 防風林造成の設計

(防風林造成設計の区分)

第26条 防風林造成の設計は、原則として次の各号の区分により行うものとする。

- (1) 現地調査
- (2) 設計基礎資料の検討（基本的事項の決定、設計計画）
- (3) 設計図面等の作成

(現地調査)

第27条 現地調査は、防風林造成の適用工種、林帯の配置、間隔、幅、植栽樹種等を決定するための調査で、計画・設計のための自然特性、社会経済的条件の調査、資料収集を行うものとする。

2 現地調査の項目については次の各号に示すものを標準とし、調査方法については、治山技術基準第3編第4章第2節調査によるものとする。

- (1) 地況は、方位、地形、地質、土壌、土地利用の状況、保全対象の状況等
- (2) 気象は、主風の決定（風向、風速、頻度等）、気温、雨量、積雪状況等
- (3) 植生の状況は、施工地周辺の植生状況、生育状況等
- (4) 資材運搬等仮設備等調査は、工事用資材・重機等の運搬方法、仮設工・附帯工の必要性及び経済性等
- (5) 工種選定調査は、工種・工法の検討、数量の概算見積り、工種配置の見取図の作成、経費の概算見積り等

(6) その他調査として、施工期間の見積り、他所管事業の施工状況等

(基本事項の決定)

第28条 設計に当たっては、現地調査の結果及び設計条件等に基づき、防風林造成の適用工種、林帯の配置、間隔、幅、植栽樹種等を決定するための基本的事項を決定するものとする。

2 林帯の配置、間隔、幅等については、決定した根拠を明らかにしておくものとする。

(設計計算)

第29条 基本的事項の決定に基づき、防風林造成施設の形式、規模、構造等を決定する。また、施工上必要な仮設工（重機搬入方法、資材搬入方法等）についても検討することとし、詳細については特記仕様書又は監督員の指示によるものとする。

2 構造物の形式、規模等の決定に必要な安定計算については、当該構造物の設計条件を明示し、計算過程を明らかにしておくものとする。

ただし、土留工断面表、標準図集等に準拠した場合は、計算過程を省略することができるものとする。

(設計図作成)

第30条 設計図面は、平面図、構造図、縦断面図、横断面図等とし、複雑な構造物については、細部構造が判るように構造詳細図を別途作成するものとする。

2 構造図等から各構造物に係る資材等の設計数量について、その算出根拠を明確にして算出する。

(報告書作成)

第31条 基本事項の決定、設計計算、設計図等設計内容に誤りがないか照査を行ったのち第3編治山設計編第2章第1節第6条設計成果の内容に従い、簡潔明瞭に報告書を作成するものとする。

第6節 保安林管理道等の設計

(保安林管理道等の設計)

第32条 保安林管理道等（指定仮設の作業道を含む。）の設計については、特記仕様書又は林道規程、林道技術基準・指針等に準じて行うものとする。

第7節 総合治山等の設計

(総合治山等の設計)

第33条 総合治山等の設計については、第3編治山編第2章第2節溪間工の設計及び第3編治山編第2章第3節山腹工の設計に準じて行うものとする。

ただし、これにより難い場合は特記仕様書で示すものとする。

第8節 地すべり防止工事の設計

(地すべり防止工事の設計)

第34条 地すべり防止工事の設計は、地すべり調査標準仕様書によるもののほか、第3編治山編第2章第2節溪間工の設計及び第3編治山編第2章第3節山腹工の設計に準じて行うものとする。

ただし、これにより難い場合は特記仕様書で示すものとする。

成果物一覧表

記載項目等		記載内容等	成果物必要 項目	備 考
基本調査	気象	仕様書による		
	水文	仕様書による		
	地形・地質・土壌	〃		
	土質	〃		
	林況・植生	〃		
	荒廃現況	〃		
	保全対象	〃		
	自然環境	〃		
	社会環境	〃		
	既往災害	〃		
	海象・流砂	〃		
総合分析 検討結果	基本方針	仕様書による		
	基本計画	〃		
	全体計画	(施設計画) 仕様書による		
		(森林整備計画)		
		(土地災害予知施設計画)		
		(水土保持施設計画)		
		(管理道計画)		
(全体計画表)				
写 真	林況・植生	代表的な箇所及び希少植物		
	生息動物	希少動物		
	荒廃現況	設計方針や計画位置決定根拠に対応したもの		
	保全対象	公共、県単等採択基準に沿った内容		
	自然環境	特徴ある地形、生態系、文化等		
	社会環境	人口、公共施設、土地利用状況等		
	既往災害	災害を受けた箇所及び被災状況等		
	既往施設	現況防災施設及びその効果の状況		
図 面	現況地形図	仕様書による		
	斜面区分図・地質図・土壌図	〃		
	林相図	〃		
	荒廃現況図	〃		
	全体計画図	〃		
	構造物等定規図	〃		
設計打ち合わせ簿		最低3回分		

*成果品必要項目欄は、該当するものに○を記入する。

図書一覧表

図 書 名	制 定	備 考
治山技術基準	林野庁監修	
森林整備必携 設計施工編	林野庁	
治山必携 法令通達編	〃	
治山・保安林関係質疑応答集	治山研究会	
静岡県治山必携 (技術基準編)	農林水産部	
〃 (要領編)	〃	
治山ダム・土留工断面表	林野庁監修	
林道規定	林野庁	
林道技術基準	〃	
林道技術指針	〃	
静岡県林道必携	農林水産部	

成果物一覧表

1. 設計業務の成果物は下表を標準とする。

設計の種類	成果物	縮 尺	適 用
溪間工事	設計説明書		
	位置図	1/50,000・1,25,000	原則として国土地理院発行の地形図とする。
	平面図	1/1,000	必要に応じて1/200～1/2,000等高線の間隔は2～10mとする。設けた構造物を図示する。
	縦断面図	Hは平面図と同じ、Vは縦軸を1/10未満Hの5倍、1/10以上は2倍を標準とする。	
	横断面図	1/100	
	構造図	1/100 又は 1/200	
	詳細図	1/10～1/50	
	標準図	適宜	
	間詰図	〃	数値算を兼ねる場合もある。
	床掘図	1/100 又は 1/200	床掘土量算を兼ねる場合もある。
	数量計算書又は計算図	適宜	
	設計計算書		
	施工計画書		
	概算工事費		
その他参考資料		写真その他（説明書・図量算書等の補正説明資料等）	
山腹工事	設計説明書		
	位置図	1/50,000・1,25,000	原則として国土地理院発行の地形図とする。
	平面図	1/1,000	必要に応じて1/200～1/2,000、工種配置図を兼ねる。
	縦断面図	H、Vともに1/100	
	横断面図	1/100	
	構造図	1/100 又は 1/200	
	詳細図	適宜	
	定規図	〃	
	標準図	〃	
	模式図等	〃	
	床掘図	1/100 又は 1/200	床掘土量算を兼ねる場合もある。
	数量計算書又は計算図		
	設計計算書		
	施工計画書		
その他参考資料		写真その他（説明書・図量算書等の補正説明資料等）	
海岸防災林造成	設計説明書		
	位置図	1/50,000・1,25,000	原則として国土地理院発行の地形図とする。
	平面図	1/1,000 又は 1/500	一般地形測量と線測量とを兼ねる。設けた構造物を図示する。砂丘造成、森林造成については工種配置図を兼ねる。

設計の種類	成果物	縮尺	適用
海岸防災林造成	縦断面図及び海底縦断面図	Hは平面図と同じ、Vは地形に応じて適宜決定する。	
	等深線図	平面図に同じ。	
	横断面図	1/100	
	構造図	1/100 又は 1/200	
	詳細図	1/20～1/50	
	標準図等	適宜	
	床掘図	1/100 又は 1/200	床掘土量算を兼ねる場合もある。
	数量計算書又は計算図	適宜	
	設計計算書		
	施工計画書		
	その他参考資料		写真その他(設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等)
防風林の造成	設計説明書		
	位置図	1/50,000・1/25,000	原則として国土地理院発行の地形図とする。
	平面図	1/1,000 又は 1/500	必要に応じて1/200～1/2,000とした構造物林帯の間隔幅等の配置について図示する。
	縦断面図	Hは平面図と同じ、Vは溪谷幅1/10未満はHの5倍、1/10以上は2倍を標準とする。	
	横断面図	1/100	
	構造図	1/100 又は 1/200	
	詳細図	1/20～1/50	
	標準図等	適宜	
	床掘図	1/100 又は 1/200	床掘土量算を兼ねる場合もある。
	数量計算書又は計算図	適宜	
	設計計算書		
	施工計画書		
	その他参考資料		写真その他(設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等)
保安林管理道等	林道基準・指針に基づいて作成するものとする。		
総合治山等	溪川工事・山腹工事等に対するものとする。		
地すべり防止	溪川工事・山腹工事等に対するものとする。但し、平面・縦断・横断面図等については、地すべり調査の図面と関係付けて作成するものとする。		

2. 設計説明書の記載事項

(1) 施工地の概況

ア 施工地の自然条件は、地理、地形、地質、土壌、林況植生、気象データ等

イ 荒廃の現況は、溪流の特徴、荒廃の特徴、災害発生歴等

ウ 保全対象の状況は、被害想定区域内の人家、農地、道路、各種施設の状況

(2) 設計内容

- ア 設計条件は、全体計画及び実施計画、雨量強度、流出係数、集水面積
- イ 工種、工法及び工種配置の決定に至る経緯と根拠

3. 設計図面

(1) 図面のサイズと材質等

ア 図面の大きさは、A1判を標準とし、製図用フィルム（マイラー）を使用する。

(2) 図面表題

図面表題は、次によるものとする。

工 事 名	工 事		
図 面 名			
施 工 地			
事 業 名	事 業		
図 面 番 号		縮 尺	
設 計 者		照 査 者	
事 務 所 名	静岡県	農林事務所	平成 年 月 日
変 更 年 月 日	平成 年 月 日	変 更 設 計 者	

(3) 工種分類

治山事業設計書作成要領による

第4編 林道設計編

第1章 林道設計

(設計に関する一般的事項)

第1条 受注者は貸与された資料、設計条件及び現地調査結果を総合的に判断し、業務の適切な遂行を図るものとする。

2 設計に採用する材料、製品は原則としてJ I S、J A Sの規格品とする。なお、これ以外のものを採用する場合は監督員の承諾を受けなければならない。

3 設計において、森林土木構造物標準設計(以下標準設計という。)に収録されている構造物を採用する場合には、現場条件が標準設計に合致しているか十分確認するものとする。また、標準設計以外の構造物を採用する場合には監督員の承諾を受けなければならない。

(林道の規格構造)

第2条 林道の規格構造は、林道規程第3章自動車道の構造によるものとし、自動車道の区分(1級、2級、3級)、設計速度及び幅員は監督員が別に定めたものによる。また、細部の作図に当たっては林道必携・技術編(林野庁監修)及び別記5「林道規程の運用」によるものとする。

(設計図)

第3条 設計図面の大きさはA1判とし、図面右下に別記1の標題を記す。

(平面図)

第4条 他官庁所管の工作物には、次の記号を付する。

農地関係工事……………(農)

建設関係工事……………(建)

発電関係工事……………(発)

国 道……………(国)

都道府県道……………(県)

市町村道……………(市)

治山関係……………(治)

2 縮尺は1/1,000とする。

3 中心線は図面の左側から右方向に作図し、方位は適宜の位置に記載する。

4 測点、間点、測点番号並びに中心線、曲線半径を記入する。

5 主要工作物(橋梁、排水施設、トンネル、家屋、鉄道、水路、接続道路等)、退避所、溝渠、横断側溝、残土処理場の位置を記入する。

6 等高線は高低差5mごとに、中心線の両側50m以上の範囲で記入し、さらに地況の概要(河川、崩壊地、山林、原野、田畑、沼、池、湖等)を記入する。

7 平面図記載記号は次による。

交 切 点 …………… ◎ (I P N O)

測 点 (20mに1点ずつ設ける) …………… ○ (N O ……)

間 点 (プラス杭) …………… / (+ …)

起 点 …………… ◎ (B P)

終 点 …………… ◎ (E P)

始 曲 点 …………… ● (B C)

- 中曲点 ● (MC)
- 終曲点 ● (EC)
- 基準水準点 □ (KBM)

8 曲線表は別記2の様式で適宜の位置に記入する。

(縦断面図)

第5条 水平面の縮尺は、1/1,000、垂直面の縮尺は、1/200とする。

2 次の各項目について記入する。

- 曲線、IP番号、R、TL、
- 測点、プラス杭のNO、測点間距離、測点間の累加距離
- 地盤高、計画高、切取高、盛土高、勾配
- 橋梁、溝渠、横断側溝、退避所、KBMの位置

3 勾配変異点において5%以上の勾配差がある場合には縦断曲線を設ける。

(横断面図)

第6条 横断面図は測点及び間点ごとに縮尺1/100により作成し、次のものをそれぞれ記入する。

- (1) 河川、沢、沼、湖、池等の平常水位及び高水位
- (2) 切取高、盛土高、及びその断面積
- (3) 曲線の起終点NO (BC、MC、EC)
- (4) 幅員
- (5) 土質区分別の岩盤線
- (6) 土質区分別の断面積
- (7) 土質区分別の法長及び法勾配
- (8) 側溝

2 土質分類による切取法勾配及び土質区分記号は別記3による。

3 切取法勾配の標準は、土砂類は8分、岩類は3分を標準とする。

4 床堀の切取法勾配は別記3を参考に労働安全衛生規則及び現地の土質、地形等を考慮して決定する。

5 盛土法勾配

- (1) 下方に人家、学校、道路等がある場合は、1割8分又は、1割5分とし、土留擁壁、盛土安定シート等を設けることを考慮する。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果擁壁等の設置が必要でない認められる場合は、この限りでない。
- (2) 保安林及び自然公園特別地域内等の盛土法勾配は、審査基準・許可基準等によること。
- (3) (1)、(2)以外で土質が良好な場合には、既存の実績等を参考に、盛土高さ10m程度以下に限り1割2分とすることができる。なお、この場合必要に応じて法面保護工等を設けるものとする。

6 横断面図の測点の配列順序は、用紙の左下方より始め、路線の進行方向に一致するよう順次上方に並ぶよう記載する。

7 横断面図の標示方法及び幅員の範囲は別記4による。また、標準設計のコンクリート擁壁、ブロック積等は構造物のタイプを表示しなければならない。

8 外カーブには原則として構造物ブロック積は設けないものとする。

9 切土法尻の余幅と切土法面の小段は、原則として設けない。

(構造図・定規図)

第7条 標準設計以外の構造物は構造図を作成し、材料・数量表を記入する。また標準断面図等定規図で作成しな

なければならない。

2 路面排水以外の流水がある排水施設については、流量計算表を添付しなければならない。

(展開図)

第8条 ブロック積、擁壁等の構造物は、展開図を作成する。

(拡幅詳細図)

第9条 曲線の連続する場合は拡幅詳細図により拡幅量を図示しなければならない。縮尺は1/200とする。

(改築C(舗装))

第10条 改築Cについては第4編林道設計編第1章第1条から第4編林道設計編第1章第9条によるほか次による。

(1) 平面図

平面図の縮尺は1/200又は1/300とし、拡幅詳細図に準じて作成する。

作図方法は第4条による。1/1,000の平面図は省略できることとする。また、既設構造物位置と改良工事の位置及び工種名を記載しなければならない。

(2) 曲線部の拡幅

曲線部の拡幅は原則曲線の内側とするが、既設構造物の位置等から、これにより難しい場合は監督員と協議すること。

(3) 舗装厚

舗装厚は別途C B R等の調査の結果により決定する。また簡易舗装における在来砂利の利用については監督員の指示を受けなければならない。

(4) その他舗装設計における細部についてはアスファルト舗装要綱、簡易舗装要綱による。

(数量計算)

第11条 数量計算は、静岡県林道必携技術編による。面積は数式、三斜求積法またはプランメーター測定により、体積は原則として平均断面法とする。

なお切土盛土の流用計算は県の定めた切土盛土数量計算プログラムによる。

(設計協議)

第12条 次に掲げる各号については監督員と協議を行わなければならない。

- (1) ペーパーロケーションの段階。
- (2) 路線の概略中心線を決定したとき。
- (3) 土質判定に際し、必要と思われるとき。
- (4) 平面図、縦断面図、横断面図を作成し、施工基面高を決定するとき。

(成果物の提出)

第13条 平面、縦断、横断、その他の測量野帳等成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 平面図、縦断面図、横断面図、構造図、定規図、その他必要な図面
- (2) 数量計算書（設計に計上してある場合。）

(電子納品)

第14条 本業務は電子納品対象業務とする。

(1) 電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「土木設計業務等の電子納品要領（案）：（以下、要領という。）」及び「デジタル写真管理情報基準（案）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(2) 成果品は「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」及び「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）〔設計業務編〕」を参考にするものとする。

(3) 成果品の提出の際には、エラーチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(4) 紙提出が必要となる成果については、受発注者間協議により決定する。

第2章 林道全体計画調査・測量設計

(林業及び社会環境の調査)

第1条 路線計画の策定に先立ち、計画路線が森林利用に及ぼす効果、山村地域における交通網の一環としての役割、地域林業への波及効果などを明らかにし、路線配置の適否及び路網形成の在り方を検討する。

(1) 調査する事項

関連市町村の概要、地域林業、森林資源、森林利用、道路現況等を調査し計画路線の検討を行う。

(2) 調査する事項の内容

ア 関連市町村の概要

計画路線の路網整備地域を含む市町村の人口、産業、土地利用等について市町村要覧、産業統計、管内図等の既往の資料を併用して調査する。

イ 地域林業

計画路線の路網整備地域を含む市町村の林業の概要について、地域森林計画書、市町村森林整備計画書、世界農林業センサス等既往の資料を併用して調査する。

ウ 森林資源

計画路線の利用区域内の森林について、森林簿、森林施業図、空中写真等を利用して林相図及び森林情報集計資料(集計表又はデータベース)を作成し、森林資源の分布及び施業方法別面積を定量的に把握する。

(林相図の作成基準は、第4編林道設計編第2章第3条第1項第2号エ参照)

エ 森林利用

ウの成果を基に、計画路線と森林施業、林業機械(適用機種等)林内路網(当該路線と支線、分線等)、森林の総合利用等との関係を明らかにする。

オ 道路現況

路網整備地域内の道路網と利用区域内の林内路網(林道に限る。)を、空中写真、管内図、道路図等既往の資料によって調査し、計画路線の地域交通網の中での位置付け及び林内路網の一環としての機能を明らかにする。道路現況図の作成縮尺は、1/50,000又は1/25,000とし、利用区域内の林内路網は1/5,000又は1/10,000の平面図に記載するものとする。林内道路の定量的把握については、林内道路密度又は平均集材距離によるものとする。

カ 開設目的

前項までの調査結果を踏まえ、当該路線の開設目的を明らかにする。

(路線計画の策定)

第2条 前条の調査結果を踏まえ、路線計画を次により策定する。

(1) 路線の規格構造、重要構造物(長大橋、トンネル等)の位置、大きさ、制約条件等について検討する。

(2) 第1条の2の調査結果及び前項1で検討された諸条件を踏まえ、計画路線を次により記入する。

ア 縮尺1/5,000又は1/10,000の地形図に計画上の起点、終点、主要な通過地を図示する。

イ 地形図の等高線間隔より勾配を検討して図上に予定路線の位置を記入する。

ウ 簡易測量法により地形図上の路線を空中写真に移写する。

(3) 利用区域の調整を行う。

(4) 自然環境調査の範囲及び手法(サンプリング、悉皆調査等)を確定する。

(自然環境調査)

第3条 林道の開設に当たり、自然環境及び山地保全上の留意すべき事項及び箇所を明らかにし、その対策を立てる。自然環境調査の範囲は原則として計画路線の利用区域の範囲とし、各調査事項に関する図版の作図縮尺は原

則として1/50,000又は1/25,000とする。

(1) 調査する事項

地形、地質、気象、植物、動物、荒廃地、土地利用区分、法的規制、水系利用、森林レクリエーション、景観等の現況を調査し、林道開設に伴う自然環境の保持及び山地保全上留意すべき事項及び箇所を明らかにし、その状況を図示するものとする。

(2) 調査する事項の内容

ア 地形

計画路線の現地調査を実施するとともに、既往の地形分類図、文献、地形図、空中写真等を併用して地形の概況を把握する。又、路線選定及び環境保全に関する基礎情報とするために、局所地形区分図と等傾斜区分図を作成し、特に急峻な地形（露岩地、急崖等）の箇所を山地保全図に明記する。

局所地形区分及び等傾斜区分の基準は、次の基準による。

地形区分の単位面積は1.0 haを標準とする。なお、斜面の区分法はメッシュ法等による。

局所地形区分基準

区 分	記 号	説 明
山 頂 図	C	山頂、主尾根及び支尾根上部15°以下の緩斜地
台 地	D	台地の上部で15°以下の緩斜地
山腹平衡図	H	斜面の横断形が平衡な部分（等高線の曲率1/15以下）
山腹凸面	T	斜面の横断形が凸形の部分
山腹凹面	O	斜面の横断形が凹形の部分

等傾斜区分基準

区 分	記 号
20°以下	1
21°～35°	2
36°～45°	3
46°以上	4

イ 地 質

計画路線の現地調査を行うとともに、既往の地質図、文献等により地質状況を調査し、計画路線上の岩質、地質構造等を明らかにする。

ウ 気 象

最寄の気象観測所等の資料に基づき、次の各事項を調査し、調査表を作成する。

調査は、既往10年間以上の資料から求める。

- (ア) 年（月）の平均気温及び平均雨量
- (イ) 積雪の時期、最大量及び平均量
- (ウ) 最大日（時）雨量（大規模な災害を伴ったものは、別記する。）

エ 植 物

(ア) 植 生

空中写真判読と1/50,000の植生図等既往の資料を併用して、植生分布図を作成するとともに、植生の

一般的な概況を明らかにする。特に、特異な植物群落、植物種、巨木の分布等については、既往の文献の調査、地域の有識者からの聞き込み等を行うとともに現地調査を行い、その分布状況、保全状態等を明らかにする。

なお、自然度の高い群落等においては、別途コドラート調査を実施しなくてはならない。

(イ) 林相

空中写真、森林簿等の既往の資料を併用して林相区分を行い、調査区域の森林の状況を把握する。林相区分図の作成縮尺は、1/5,000 又は1/10,000 とする。

林相区分は、次の基準による。

林相区分基準

区 分		記 号
林種又は、樹種	人工林（スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツ、クヌギ、コナラ等）	ス、ヒ、カ ア、ク、コ
	単層林	単
	複層林	複
	天然林	天
	伐跡地	伐
	その他	他
齡 級	1～3齡級	Y
	4～標準伐期齡	M
	標準伐期齡以上	O

オ 動物

既往の文献の調査（日本の絶滅のおそれのある野生生物—環境庁編等）、地域の有識者からの聞き込み等を行うとともに現地調査を行い、生息する特異な動物について、その概要を明らかにする。なお、鳥獣保護法等に関係する区域については、保護事項を明らかにする。

カ 荒廃地

空中写真の立体視と治山計画資料を併用して調査し、その位置及び規模を表示する荒廃現況図を作成する。作図縮尺は1/5,000 又は1/10,000 とする。

(ア) 崩壊地は0.01ha 以上のもの、溪流荒廃地は幅5m、長さ50m以上のものとし、その傾斜が20° 以上のものは崩壊地として取り扱う。

(イ) 崩壊地及び溪流荒廃地の面積を測定集計し、荒廃率を算定する。

(ウ) 地すべりについては、指定地の範囲、活動の状況、地すべり地塊の位置、防止施設の状況等について、既往の資料により明らかにする。既往の資料がなくても、地形の状況、聞き込み等で地すべりの存在が明らかなものについては、その位置を図上に明記する。

キ 土地利用区分

利用区域内の林地、耕地、住宅地その他の施設用地について、土地利用現況図を作成する。作図縮尺は、1/25,000 又は1/50,000 を標準とし、詳細が必要な場合は1/5,000 又は1/10,000 とする。

ク 法的規制

次に掲げる区域を土地利用現況図に明記し、それぞれの規制内容を明らかにする。

保安林 (保安林種別に区分)	保水
国立公園 (特別保護地区、特別地域第1～3種)	国特保 特1
国定公園 (")	定特保 特1
県立公園	県
自然環境保全地域	白
文化財保護地区 (史跡、名勝、天然記念物)	文 史
砂防指定地	砂
地すべり防止区域	地
鳥獣保護区	鳥
急傾斜地指定地	急
治山・砂防・農地事業施工地及び計画地	治・計

市街化区域等都市計画区域その他表示は、土地規制現況図 (国土庁) に準拠する。

ケ 水系利用

調査区域より流下する河川 (調査区域界より概ね2km 下流までの範囲とする。) について、農業用水利用 (主にワサビ田) 生活用水利用、内水面漁業権、水系レクリエーション利用等の実態について調査し、水系利用図を作成する。作図縮尺は、1/5,000 又は1/50,000 とする。

コ 森林レクリエーション

登山道、遊歩道、自然公園内の公共施設等について、位置及び利用状況を調査する。特に自然公園特別地域内の施設については、計画路線との位置関係を明らかにし、保全対象となるものの位置図を作成する。

サ 景観

観光施設、市街地等から計画路線が遠望される場合には、遠望写真を作成する。なお、景観図は、必要に応じて別途作成する。

(3) 山地保全上留意すべき事項・箇所の調査

ア 山地保全図の作成

2の調査によって、位置、範囲等が明らかになった崩壊地、土石流箇所、地すべり地、露岩地、急傾斜地、断層、不安定な地質の分布地等山地保全に関連する事項を記入して山地保全図を作成する。作図縮尺は1/5,000 又は1/10,000 とする。なお、崩壊地及び溪流荒廃地の分布と地形、地質、植生等との関係を調査し、ある程度関連性 (相関) が認められる場合には、以下の手順により山地保全図を作成しなければならない。

(ア) 2の調査によって作成された各図面を重複させて関連の深い因子を求め、(統計処理の場合は判別分析、数量Ⅱ類等) 留意度の軽重によってランク分けを行う。

例：傾斜0°、局所地形O型、地質、植生、これらの組み合わせ A ランク

(イ) 崩壊地の分布と地形、地質、植生との関係を求めるに当たり資料不足の場合は、比較的環境条件の類似した地域を求め、これから相関する因子を求めることとする。

(ウ) 前記(ア)の因子決定の経過の概要を取りまとめる。

イ 林道開設上の留意事項

山地保全図を基に、開設に当たって留意すべき事項及び路線選定上の問題点及びその対策を明らかにする。

(4) 自然環境保全上の留意すべき事項・箇所

ア 山地保全図、土地利用現況図を踏まえ自然環境調査図を作成する。特に保全すべき動植物、文化財、施設等の存在位置が明らかな場合には、自然環境調査図に位置及び範囲を明記する。作図縮尺は1/5,000 又は1/10,000 とする。なお、自然環境調査図の作成に当たって、事象の広がり複雑で図上のオーバーレイでは

影響度合いの判定が困難な場合にはメッシュ法で基準点による判定を行う等客観的な方法をとることが望ましい。メッシュ法のメッシュのサイズは0.25～1.00haとする。

イ 土地利用現況図並びに植物及び動物調査事項を勘案し、留意すべき事項箇所を明らかにしてその対策を記述する。

(5) 自然環境調査説明書の取りまとめ

3及び4による問題を踏まえ、林道開設についての問題点及びその対策を明らかにした調査説明書を作成する。調査説明書には、上記事項に併せて、写真判読による事項と資料による調査事項を具体的に記入する。調査説明書の取りまとめ基準は以下のとおりとし、各区分に該当する範囲を自然環境調査図に明記する。

Aランク 路線通過に当たり法的規制等に関わるため、林道の開設に当たって関係機関との協議調整が必要であり、かつ、その調整がかなり困難な区域又は現場条件が厳しいため技術的な対策が困難であって、林道の開設はできれば避けたい区域とする。

Bランク 路線通過に当たり法的規制等に関わるため、林道の開設に当たって関係機関との協議調整が必要であるが、通常その調整が整うことが見込まれる区域又は自然社会環境を損なうことのないように対策を講じる必要があるが、現場条件に応じて適切な対策を講じることが可能な区域とする。

Cランク 路線通過に当たり法的規制等に関わらないが、林道の開設に当たって、現場条件に応じて適切な対策を講じる必要がある区域とする。

Dランク 路線通過に当たり、特に対策を必要としない区域とする。

(路線の選定)

第4条 計画路線について自然環境調査の結果を勘案して、経済的かつ効率的な路線を選定し、所要の計画図書を作成する。

(1) 調査事項

自然環境調査図及び山地保全図を参照し、土量の均衡、林業用施設の配置、残土処理場の選定等も考慮し、路線を選定のうえ地形図及び空中写真に記入する。

(2) 自然環境調査及び路線の選定による成果物

ア 調査に使用した空中写真（カラー密着又はモノクロ2倍伸ばし）

イ 平面図（マイラー）

縮尺1/5,000又は1/10,000とし、路線を中心にそれぞれ500mの範囲を含むものとする。また、橋梁、トンネル、その他主要構造物の位置を記入する。

(中間報告)

第5条 前条までの調査結果に基づき中間報告を行わなければならない。

(現地への測設)

第6条 現地への測設

(1) 踏査

前条までにより選定した路線を現地へ設定するに当たり、補正の必要性を検討する。

(2) 予測

ア 測点はおよそ40mに1点の割合で地形の変化点に設ける。

観測精度 1/100とする。

イ 路面高測設（ハンドレベル）

ウ 平面図との照合

前記アで求めた測点をコンパス、高度計、GPS受信機等の補助測定器具を用いて路線位置と路線計画図

との位置の照合を行う。

エ 横断測量

前記アで求めた測点をポール、ハンドレベルなどにより横断測量を実施する。また、同時に土質、障害物等の調査を行わなければならない。

なお、土質調査は、原則として露頭等の目視調査（外見的判断）とするが、重要構造物等の設置が見込まれる箇所は、穴堀等によって調査することとする。また、1断面の法勾配は、断面による土質区分の比重を勘案して1区分とする。

オ 調査概要の取りまとめ

自然環境調査で明らかとなった次の自然環境保全上の留意事項

- ・貴重な動植物
- ・山地保全上留意すべき事項
- ・保全対象となるような諸施設

について、おおむね路線周囲100m（路線を中心にそれぞれ50mづつ）の範囲を踏査し、その結果を路線概要として取りまとめなければならない。

(3) 現地補正

現地への測設に基づき、必要に応じて補正する。補正部分については、現地への測設と同様な作業を行う。なお、現地への測設結果に基づき変更あった場合には、路線計画に関連する次のものについて再調査する。

ア トンネル

イ 橋梁、排水施設規模、延長等

ウ えん堤、谷止工等 概略の位置、規模

エ 残土処理場 概略の位置、規模

オ その他

(概略設計図・設計書の作成)

第7条 現地への測設に基づき次の設計図書を作成する。

1 概略設計図の作成

図面	縮尺	内容
平面図	1/5,000 又は 1/10,000	利用区域を明示する 主要構造物の位置を記入 残土処理場、排水施設を記入
縦断図	縦 1/1,000 又は 1/2,000 横 1/5,000 又は 1/10,000	主要構造物の位置を記入 残土処理場、排水施設を記入
横断図	1/100 又は 1/200	
構造図	適宜	橋梁、排水施設等
標準図	適宜	各種構造物の標準図

工種分類及び単位は別記6のとおりとする。

2 概略設計書

概略設計図に基づき各工種の数量計算を行い、概略設計書を作成する。

(成果物の提出)

第8条 総合説明書（山地保全図、自然環境調査図を含む。）

林業及び社会環境の調査、路線計画の策定、自然環境調査、路線の選定及び現地への測設結果を総合的に検討した総合説明書を作成する。

2 概略設計図書

別記1 図面標題

路線名	線		事業名	事業	
林道区分	級別区分	級	設計速度	km/h	
年度	施行主体				
名称	図 葉中				番
施行地	県		郡	町	
縮尺	審査者	設計者			

別記2 曲線表

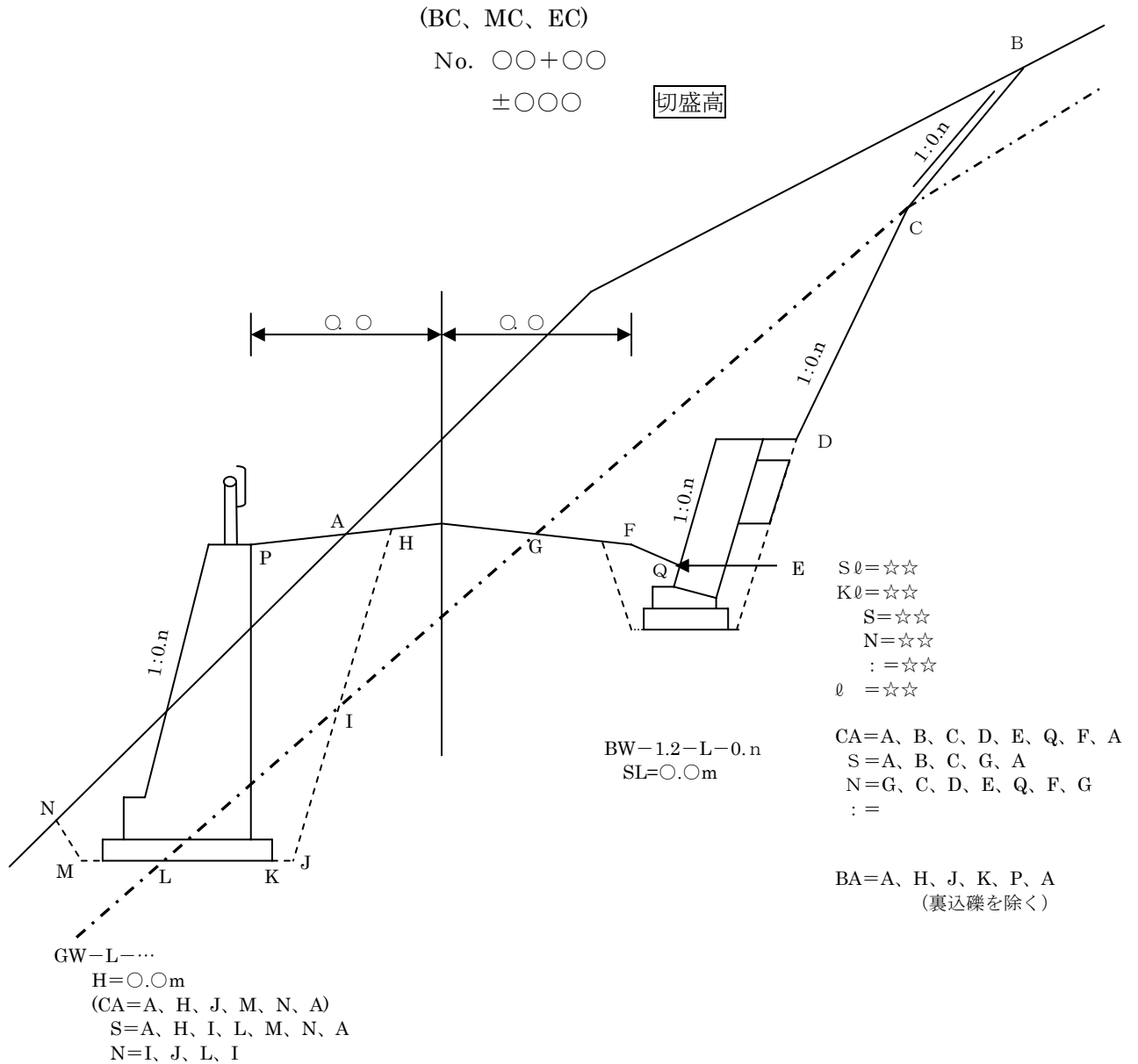
曲線表								
IP No.	方位角 DA	測角 A	外角 IA	曲線半径 R	切線長 TL	正割長 SL	曲線長 CL	IP間距離

別記3 土質分類による切取法勾配及び土質区分記号

地山の土質	土質区分記号		勾配(割)
	切取	切取法面整形	
砂質土	S	S	0.8~1.2
粘性土、礫交り土、 岩塊・玉石交り土			0.6~0.8
軟岩(I)A	N1 A	N	0.3~0.6
〃 (I)B	N2 B		0.3
〃 (II)	N2		
中軟岩	M	M	0.3
硬岩(I)	H1	H	
〃 (II)	H2		

適用：切土法勾配は普通の土砂は8分、緊結度の高い土砂は6分、岩類は3分を標準とし、現場の状況や既往の実績等を勘案して本表の範囲を参考とし、増減する。

別記 4 (1) 横断面図における表示の方法



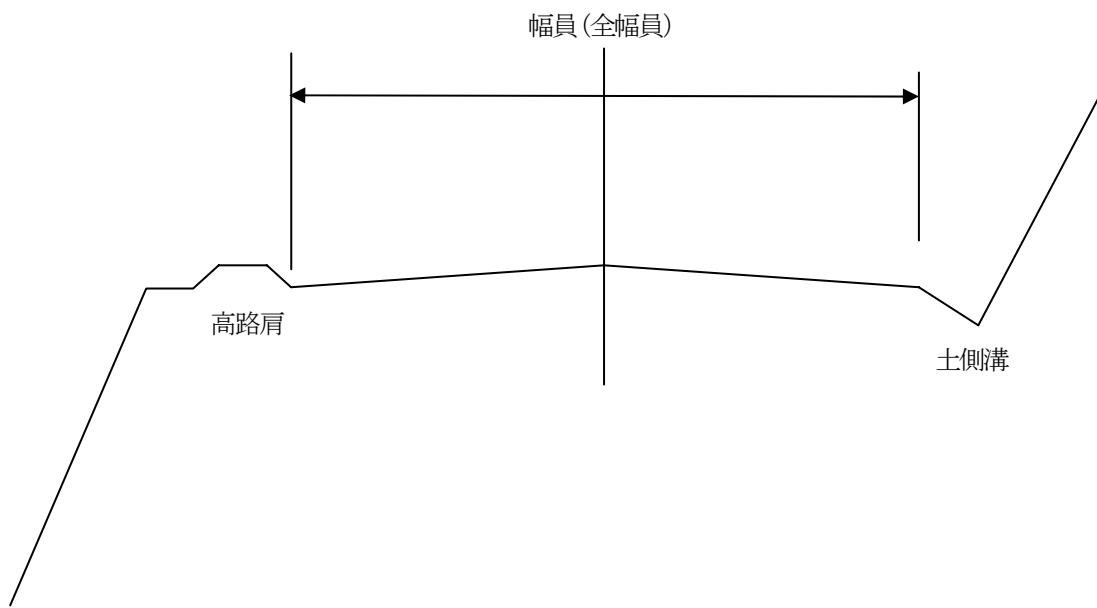
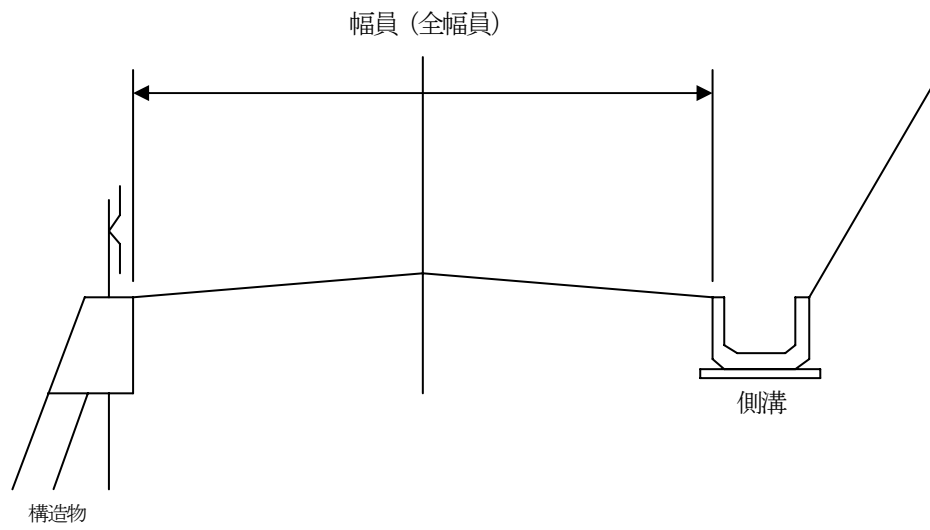
〔説明〕

1. Sℓ ; 路面又は法留上端から上部の切取法長。DCB
2. Kℓ ; 切取法面整形を行う法長。CB (岩質が軟岩 I A の場合は DCB)
3. ℓ ; 切取法面保護を行う法長。CB
4. 岩盤線及び岩質区分は、一点鎖線とする。

切取法勾配及び法長、切取断面、構造物掘削断面、切取法面整形法長等の設計諸数値は、土質（岩質を含む。）毎に表示することを基本とする。

5. 法留石積の根入れ部分（路面より下）の掘削は、基礎の掘削で計上する。
6. 横断勾配は砂利道の場合 5% を標準とし、定規図等に明示する。
7. 幅員を表示すること。

別記4 (2) 幅員の範囲

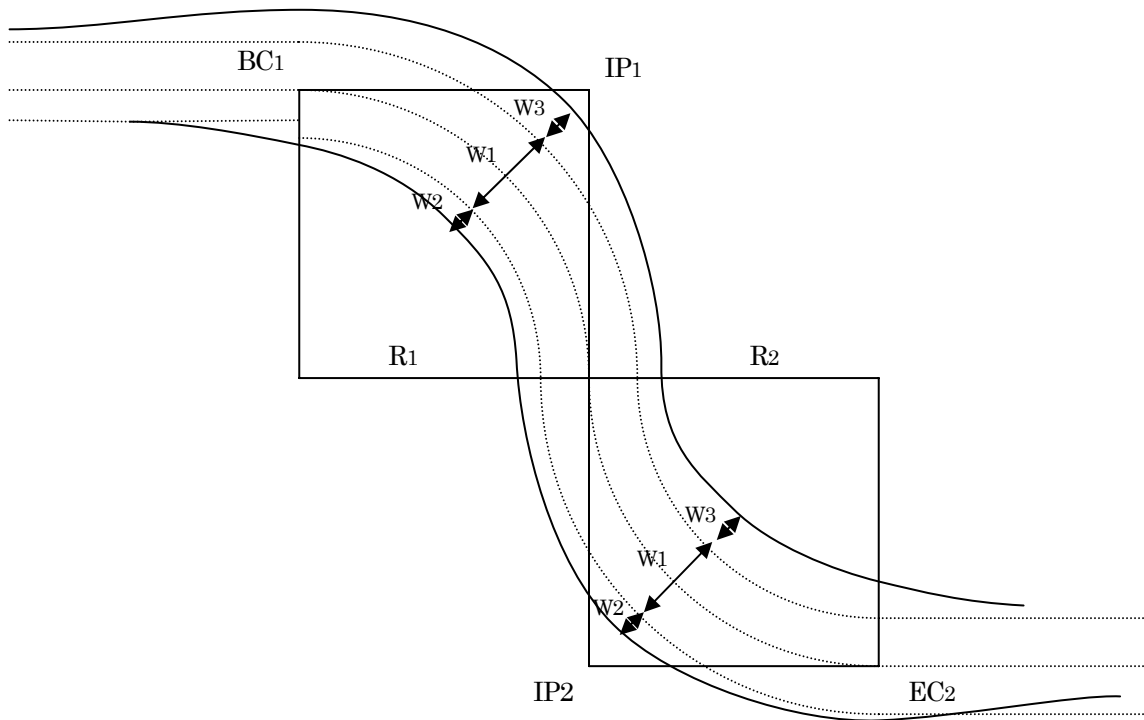


林道規定の運用

- 1 車道幅員 (10条関係) 自動車道1級の1車線の車道幅員については、交通量が極めて少なく、かつ地形の状況その他やむをえない場合に限り、一定区間ごとに3.0m(全車道幅員4.0m)とすることができる。ただし、設計速度、曲線半径、縦断勾配等は1級自動車道のものを適用する。
- 2 路 肩 (12条関係) 路肩幅縮減の適用について、自動車道1級は「林道の利用形態がもっぱら森林施業の実施である場合」に限定しがたいので、地形の状況等やむを得ない場合のみ適用すること。また、L型側溝等の施設を路肩内に設けることができる。
- 3 曲線半径 (15条関係) 表左欄の規定は直線部と同様に安定した走行が出来るようにもっぱら設計速度をもとに最小半径を規定している。表右欄の例外箇所の適用は、ドライバーが自主的に設計速度に対し10~20%減速することを前提に決められているので、必要に応じて標識や交通安全施設等を設けること。
- 4 曲線部の片勾配 (16条関係) 林道は原則として砂利道であり、施工後の経年変化により片勾配の値が変わりやすいので、曲線半径別などで細分化する必要はない。よって、 $R=50m$ 以下について3~5%の片勾配をつける。ただし、舗装、コンクリート路面工等を施工する場合は0~3%とし、曲線部以外でも片勾配とすることができる。
- 5 曲線部の拡幅 (17条関係) 拡幅量は、

$$E = L^2 / 2R$$
自動車道1級(2車線のもの)及び3級

$$E = (L^2 / 2R) - 0.5$$
自動車道1級及び2級
E: 拡幅量
L: 車両前面から後車輪軸までの距離
(1、2級 8m、3級 3.5m)
R: 曲線半径
としているが、1車線林道の場合例外規程として地形の状況その他により、やむを得ず拡幅量を縮減する場合は、次の区分に従うことになっている。
・ 自動車道1、2級にあつては縮減できない。
・ 自動車道3級にあつては0.3mまで
なお、自動車道1級で車道幅員を1.0m縮減している路線は、自動車道2級と同じ拡幅量を採用し、この場合も拡幅量の縮減はできない。
但し、原則として3級自動車道には拡幅量の例外規定は適用しない。
また、1、2、3級とも拡幅量は曲線の内側にとることが原則であるが、地形その他の条件によりやむをえない場合は拡幅量の全部または半分を外側にとることができる。
同様に背向曲線(Sカーブ)が連続している箇所では、正規の拡幅量を等分して曲線の両側にとることができる。(次図のとおり。)



W1 : 拡幅のない場合の幅員

$$W2=W3= \frac{\text{正規の拡幅量}}{2}$$

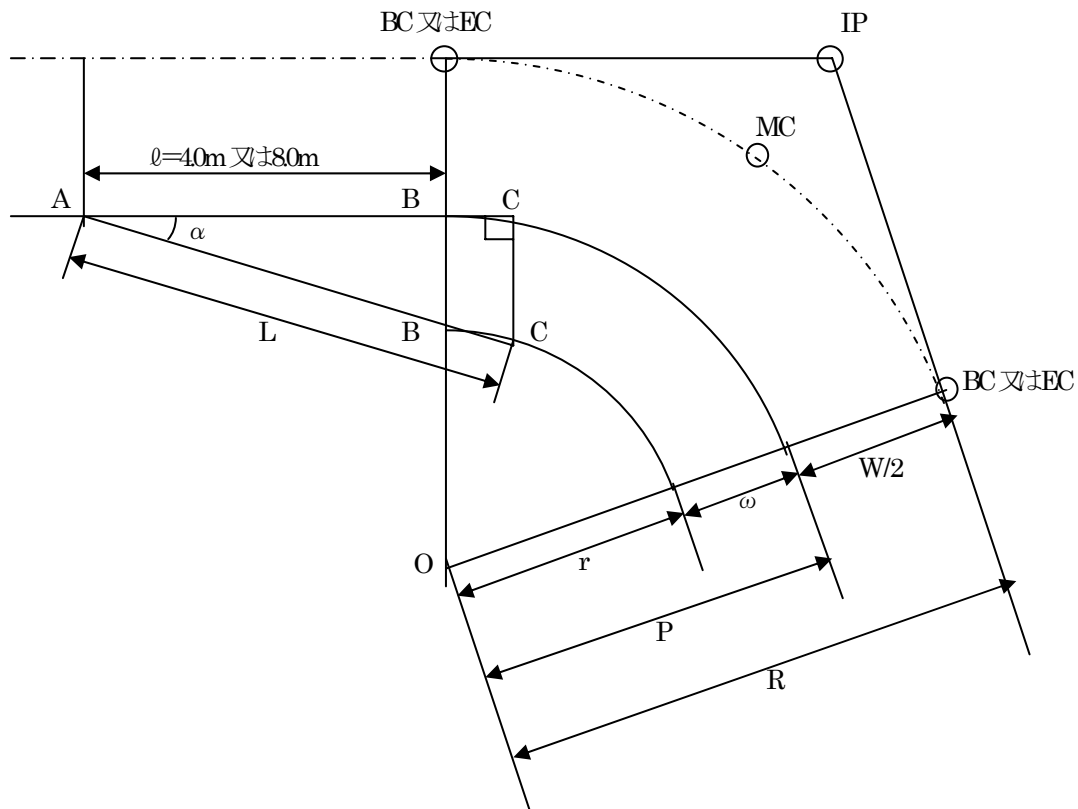
表-1 1、2、3級林道の拡幅量

区 分	中 心 線 曲 線 半 径	M C での 拡 幅 量	BC、EC での拡幅量 (注1)		
			設計速度 (km/h)	最小 パラメーター	
1 級 林 道 (2 車線のもの) 緩和区間長 設計速度 40 km/h AB=35.0m 設計速度 30 km/h AB=25.0m 設計速度 20 km/h AB=20.0m	20.0~23.9	1.50	1 車線当り	40	40
	24.0~28.9	1.25			
	29.0~38.9	1.00			
	39.0~51.9	0.75			
	52.0~81.9	0.50		クロソイド曲線によりすりつ ける	
	82.0~129.9	0.25			
1 級(1 車線のもの) 車道幅員 4.0m 緩和区間長 AB=8.0m	15.0~15.9	0.75	0.55		
	16.0~18.9	0.50	0.35		
	19.0~24.9	0.25	0.10		
2 級林道 車道幅員 3.0m 緩和区間長 AB=8.0m	12.0~12.9	2.25	2.00		
	13.0~14.9	2.00	1.80		
	15.0~15.9	1.75	1.55		
	16.0~18.9	1.50	1.35		
	19.0~24.9	1.25	1.10		
	25.0~29.9	1.00	0.90		
	30.0~34.9	0.75	0.70		
35.0~44.9	0.50	0.45			
45.0~49.9	0.25	0.25			
2 級林道 (その2) 車道幅員 3.0m 緩和区間長 AB=8.0m	12.0~14.9	1.00	0.90		
	15.0~17.9	0.75	0.65		
	18.0~23.9	0.50	0.40		
	24.0~34.9	0.25	0.20		
3 級林道 車道幅員 2.0m 又は 1.8m 緩和区間長 AB=4.0m	6.0~8.9	1.00	0.90		
	9.0~12.9	0.75	0.65		
	13.0~24.9	0.50	0.40		
	25.0~49.9	0.25	0.20		

(注) S字カーブや、半径の異なる曲線が連続する場合は作図により BC,EC の拡幅量を求めること。

2級林道のうち、その路線の利用形態がもっぱら森林施業であって、予想される通行車両の前面から後輪車軸までが6m(車台長6m程度、最大積載量4~8tの中型トラック)以下の場合は上表(その2)の拡幅量とすることができる。この拡幅量を採用する場合は、路線全体をこの拡幅量とすること。

- 6 緩和区間 緩和区間長 1 車線の場合、
 (18 条関係) 1,2 級自動車道で 8m
 3 級自動車道で 4m
 とすることができる。
 緩和区間は切線によりすりつける。



$$BB = l \tan \alpha$$

W : 道路幅員
 ω : 拡幅量

$$\tan \alpha = \frac{PL - \ell r}{L\ell + Pr}$$

R : 中心線曲線半径

$$P : R - \frac{W}{2}$$

$$L = \sqrt{\ell^2 + P^2 - r^2}$$

$$r : R - \frac{W}{2} - \omega = P - \omega$$

緩和区間の平面すりつけの各部寸法を次表に示す。

7 視 距 平面的な視距の確保は下記による。
 (19条関係) (表-1のEの値以上を確保すること)

E : 車道中心線上のM・Cから
 視距線までの距離
 D : 視 距
 R : 曲線半径

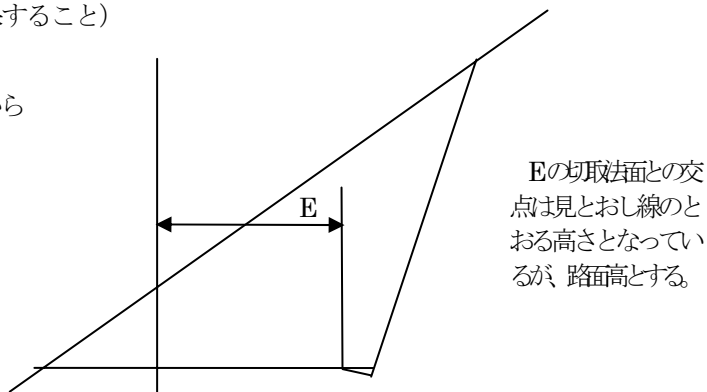


表-1 半径別Eの値 ($E = \frac{D^2}{8R}$ による)

設 計 速 度	視距 m	半 径 別 E の 値											
		20 km/h	(15) 20	R	8	9	10	11	12	14	16	18	20
		E	6.25	5.56	5.00	4.55	4.17	3.57	3.13	2.78	2.50		
30 km/h	(15) 30	R	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	
		E	5.63	5.11	4.69	4.33	4.02	3.75	3.52	3.31	3.13	2.96	
40 km/h	40	R	40	42	44	46	48	50	52	54	56	58	60
		E	5.00	4.76	4.55	4.35	4.17	4.00	3.85	3.70	3.57	3.45	3.33

注) 適用に当ってはEの値は、小数点2位を切り上げ10cm単位とする。

視距欄の上段()書きは、地形の状況等やむを得ない理由により交通安全施設(カーブミラー)を設置した場合に適用する。

8 縦断勾配
(20 条関係)

縦断勾配は、次の表の左欄に掲げる自動車道の設計速度に応じ、同表の縦断勾配の欄の各区分欄の左欄に掲げる値以下とする。

ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合には、交通安全施設等を設置して、同表の縦断勾配の欄の各区分欄の右欄に掲げる値以下（設計速度 20 キロメートル／時間については、延長 100 メートル以内に限り同表の縦断勾配の欄の各区分欄の右欄（ ）内に掲げる値以下。）とすることができるものとする。

なお、林道の利用形態がもっぱら森林施業の実施である場合は、次の表の下欄の値を、上欄左に掲げる値とする

区分 設計速度 (キロメートル／時間)	縦断勾配 (パーセント)							
	1 級				2 級		3 級	
	2 車線のもの		1 車線のもの					
40	7	10	7	10	—	—	—	—
30	9	12	9	12	8	12	—	—
20	9	12	9	14	9	(16) 14	9	(18) 14
40	—		—		—		—	
30	—		9		—		—	
20	—		舗装等あり 12 舗装等なし 9		舗装等あり 12 舗装等なし 9		7	

縦断勾配の決定にあたっては、地形に順応して地形の改変量を少なくする波形勾配を積極的に採用すること。

この場合、縦断勾配変移点間の最小距離は 20m または事項に掲げる縦断曲線長とする。

- 9 縦断曲線 (21 条関係)
- 1 縦断勾配が変化する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。
ただし、舗装箇所以外の箇所で縦断勾配の代数差が5%以下の箇所については、この限りではない

- 2 縦断曲線の半径は、当該自動車道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とする。

設計速度(km/h)	縦断曲線の半径(m)
40	450
30	250
20	100

- 3 縦断曲線の長さは、当該自動車道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とする。

設計速度(km/h)	縦断曲線の長さ(m)
40	40
30	30
20	20

- 4 縦断曲線の設定は

$$Y = \frac{|i_1 - i_2|}{200L} \times X^2 \quad \text{による}$$

i_1, i_2 : 縦断勾配(%) L : 縦断曲線長

X : 横距

Y : 縦距

縦断曲線 $|i_1 - i_2|$ の値に

よっては、規定の縦断曲線の半径を満たさない場合があるので、次式によって縦断曲線の半径を満足する縦断曲線長を求めて適用しなければならない。

$$L = \frac{|i_1 - i_2|}{100} \times R$$

(注) : 縦断曲線の半径(R)により L を求め 10m 単位で決定する。

この式による計算値を示すと次表のとおりである。

表-1 (i_1, i_2)の絶対値

縦断 曲線半径(m) R	縦断曲線長(m) L								
	20	30	40	50	60	70	80	90	
100	20%	30%	%	%	%	%	%	%	
250		12	16	20	24				
450			9	11	13	16	18	20	

10 横断勾配 (23 条関係) 砂利道は 5%以下となっているが、経年変化等を考えて 5%とすることが望ましい (直線形状とする)。

なお、林道の利用形態がもつぱら森林施業の実施であつて、かつ自動車道 3 級の場合は、全線川側に片勾配とすることができる。

また、舗装の場合は 1.5%以上 2%以下とすることが望ましい。また、全線片勾配でもよい。

11 合成勾配 (24 条関係) 1 合成勾配は、12%以下とする。ただし、地形の状況その他の理由によりやむをえない場合は次表の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		合成勾配 (パーセント)
1 級	2 車線のもの	12
	1 車線のもの	14
2 級		16
3 級		18

2 合成勾配は、次式により算出する。

$$S = \sqrt{i^2 + j^2}$$

S : 合成勾配(%)
i : 横断勾配又は片勾配(%)
j : 縦断勾配(%)

12 自動車道の取り付け (26 条関係) 林道から他の自動車道への取り付けは、1 級の場合、左右に通行できるようにするのが望ましい。

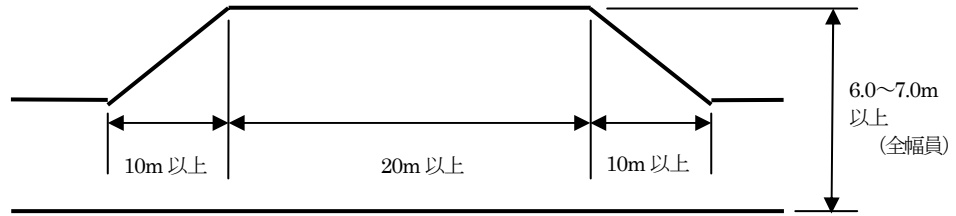
通行量が少ない場合は、1 方向への取り付けでも差しつかえない。

取り付け部の曲線半径は、林道規定第 15 条の最小曲線半径以上とし、拡幅量も所定の幅を取る。

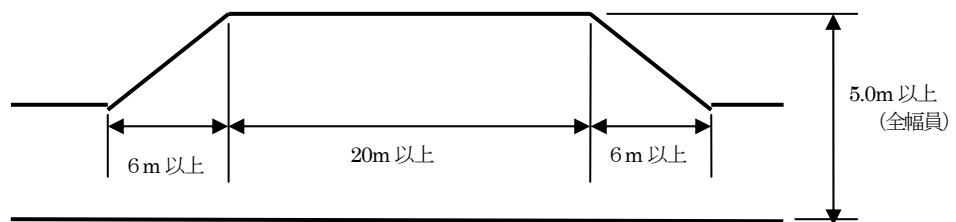
- 13 待避所 (29 条関係) 1、2 級自動車道の待避所の車道幅員は 5.0m となっているが、普通自動車の最大車幅が 2.5m であるので余裕を 0.5~1.0m とすることが望ましい。

なお、取付長は 10m 以上とする。

[1、2 級自動車道の待避所]



[3 級自動車道の待避所]



- 14 土場施設 (33 条関係) 土場施設 (作業ポイント) の設置は次による。
なお、待避所が土場施設を兼用してもよい。(待避所は前記の規格による。)

1 設置位置

土場施設を設置するために多大な経費が要しない場所に設置する。

2 規格

- ・ 規格は定められていないが、極力路体と一体となる構造とする。
- ・ すりつけ延長は、現場状況に応じたものにする。
- ・ 設置間隔は、土場施設の中心点と中心点の間で 30m 程度以上とする。

「高性能林業機械化促進法基本方針」第 2 の 2 又は「林業機械化と新たな路網整備」参照

3 台帳整備

暫定法の適用対象となるため、平面図、横断面図に位置を明記するとともに、林道台帳の見取り図に位置、規格を明示すること。

別記 6

工 種 分 類 表

工 種	細 分	単 位	集計単位	計算因子 高さ、幅、延長等
切土	土砂、岩石	m ³	小数第1位止	小数第1位止
盛土		m ³	小数第1位止	小数第1位止
残土		m ³	小数第1位止	小数第1位止
ブロック積	練積	m ²	小数第2位止	小数第2位止
擁壁	コンクリート擁壁	m ³	小数第2位止	小数第2位止
擁壁	L型擁壁	m	小数第1位止	小数第1位止
補強土壁	エキスパンドメタル壁面	m ²	小数第1位止	小数第2位止
かご擁壁		枚	単位止	単位止
路面工	上置砂利工、コンクリート路面工等	m ²	小数第2位止	小数第2位止
舗装工	表層、上層路盤、下層路盤	m ²	小数第2位止	小数第2位止
法面保護	緑化工等	m ²	小数第1位止	小数第2位止
法面保護	柵工等	m	小数第1位止	小数第1位止
防護施設	ガードレール等	m	小数第1位止	小数第1位止
排水施設	横断排水溝、暗渠管等	m	小数第1位止	小数第1位止
標識工	カーブミラー、標識	本	単位止	単位止

3 地質・土質調査業務共通仕様書
(農林土木工事)

平成19年10月
静岡県建設部監修

第1編 共通編

(適用)

- 第1条** 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、静岡県が発注する農林土木工事（漁港に係るものは除く）の地質・土質調査業務及びこれに類する業務（以下「調査業務」という。）を実施するに当たり静岡県業務委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
 - 3 本業務に使用する計量単位については国際単位(SI)によるものとする。

(用語の定義)

第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、知事及び知事の委任を受けて業務委託契約の締結を行うかい長をいう。
- (2) 「受注者」とは、調査業務等の実施に関し、発注者と業務委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は業務代理人等に対する指示、承諾又は協議の職務等を行うもので、約款第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。
- (4) 「検査員」とは、調査業務等の完了の確認に当たって、約款第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5) 「業務代理人等」とは、契約の履行に際し業務の管理及び統括等を行うもので、約款第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- (6) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該調査業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者をいう。
- (7) 「契約図書」とは、契約書、約款及び設計図書をいう。
- (8) 「契約書」とは、「業務委託契約書の書式改正について」（昭和62年3月30日付管第763号）に基づいて作成された書類をいう。
- (9) 「設計図書」とは、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (10) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- (11) 「共通仕様書」とは、調査業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (12) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該調査業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (13) 「現場説明書」とは、調査業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該調査業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- (14) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者等からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (15) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面の基となる計算書等をいう。
- (16) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、調査業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (17) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。

- (18)「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、調査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (19)「報告」とは、受注者が監督員に対し、調査業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20)「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変動に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (21)「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た調査業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (22)「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
- (23)「回答」とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
- (24)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (25)「提出」とは、受注者が監督員に対し、調査業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (26)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。
なお、緊急を要する場合は電子メール、ファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (27)「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した調査業務等の成果を記録した図書・図面及び関連する資料をいう。
- (28)「立会い」とは、設計図書に示された項目において、監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- (29)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務等の完了を確認することをいう。
- (30)「打合せ」とは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために業務代理人等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (31)「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合は受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (32)「協力者」とは、受注者が調査業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- (33)「S I」とは、国際単位をいう。
- (34)「J I S」とは、日本工業規格をいう。
- (35)「J G S」とは、地盤工学会基準をいう。

(業務の着手)

第3条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務代理人等が調査業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

(設計図書の支給及び点検)

第4条 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。

ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細面等は無償で貸与又は追加支給するものとする。

(監督員)

第5条 発注者は、調査業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3 約款の規定に基づく監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。

- 4 監督員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従わなければならない。監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

(業務代理人等)

第6条 受注者は、調査業務等における業務代理人及び主任技術者を定め、発注者に通知しなければならない。

- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。
- 3 業務代理人は、調査の履行に当たり、技術士（業務に該当する部門）RCCM（業務に該当する部門）等、別紙①～⑤に該当する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 業務代理人に委任できる権限は、約款第10条第2項に規定した事項とする。

ただし、受注者が業務代理人等に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、業務代理人等は受注者の一切の権限（約款第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督員は業務代理人等に対して指示等を行えば足りるものとする。

- 5 業務代理人は、監督員が指示する関連のある調査業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務等を実施しなければならない。
- 6 受注者又は業務代理人は、屋外における調査業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、調査業務等が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

(提出書類)

第7条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。

ただし、業務委託料（以下「委託料」という）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。

ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

- 3 受注者は、契約時または完成時において、委託料500万円以上の業務について、受注者は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りでない。

(休日又は夜間における業務)

第8条 受注者は、調査業務の都合上、通常の勤務時間外に現場業務を必要とする場合は、別紙により事前に監督員に届け出なければならない。

(打合せ等)

第9条 調査業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお連絡は積極的に電子メール等を活用し相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 業務代理人等と監督員は、調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 業務代理人等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

(業務計画書)

第10条 受注者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

2 業務計画書には、契約図書に基づき次に掲げる各号の事項を記載するものとする。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 業務場所 | (2) 業務内容及び方法 |
| (3) 業務工程 | (4) 業務組織計画 |
| (5) 打合せ計画 | (6) 成果物の内容、部数 |
| (7) 使用する主な図書及び基準 | (8) 連絡体制（緊急時含む） |
| (9) 使用機械の種類、名称及び性能 | (10) 仮設備計画 |
| (11) 安全対策 | (12) 環境保全対策 |
| (13) その他 | |

なお、仮設物は、設計図書に指定されたものを除き受注者の責任において行うものとする。

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受注者は、監督員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(資料の貸与及び返却)

第11条 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに監督員に返却しなければならない。

3 受注者は、貸与された図面及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失または損傷してはならない。万一紛失または損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

(関係官公庁への手続き等)

第12条 受注者は、調査業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、調査業務等を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。

2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第13条 約款第12条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、受注者は、監督員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

4 受注者は、調査業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会いするとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。

5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更しなければならない。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

(土地への立ち入り等)

第14条 受注者は、調査業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合には、約款第13条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち調査業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければ

ばならない。

- 2 受注者は、調査業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地所有者又は占有者への許可は発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。

- 3 受注者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは監督員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

(調査業務等の管理)

第 15 条 受注者は、調査業務等の管理を「農林土木工事施工管理基準」の撮影記録による出来形管理に準拠して行い、その記録を監督員に提出しなければならない。

(成果物の提出)

第 16 条 受注者は、調査業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。
- 3 受注者は、成果物において使用する計量単位については、国際単位系 (SI) によるものとする。(従来単位を併記してもよい)
- 4 受注者は、試験結果の記録及び整理については、原則として JIS 規格、地盤工学会編「地盤調査法」(以下「地盤調査法」という。)及び「土質試験の方法と解説」(以下「土質試験法」という。)に従って行うものとする。
- 5 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 (案)【国土交通省】」、「CAD 製図基準 (案)【国土交通省】」及び「デジタル写真管理情報基準 (案)【国土交通省】(以下「要領」及び「各基準」という。)に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」及び「各基準」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン (案)【静岡県】」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン (案)【設計業務編・静岡県】」、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン (案)【国土交通省】」を参考にするものとする。

(関連法令及び条例の遵守)

第 17 条 受注者は、調査業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

(検査)

第 18 条 受注者は、約款第 31 条第 1 項の規定に基づき、業務完了届出書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了後、監督員に提出していなければならない。

- 2 発注者は、調査業務等の検査に先立って受注者に対して、検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、監督員及び業務代理人の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 調査業務等成果物の検査

(2) 調査業務等管理状況の検査

調査業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については、「電子納品運用ガイドライン (案)【静岡県】」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン (案)【測量編・国土交通省】」、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン (案)」を参考にするものとする。

(修 補)

第19条 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

2 受注者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。

3 検査員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査員の指示に従うものとする。

4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は約款第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(跡片付け)

第20条 受注者は、現場業務が終了した時は、跡埋め、跡片付け及び清掃等を実施期間内に完了しなければならない。

(条件変更等)

第21条 約款第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第29条第1項に規定する不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督員が受注者に対して約款第17条、第18条、第19条及び第21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

(契約変更)

第22条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、調査等業務の委託契約の変更を行うものとする。

(1) 委託料に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督員と受注者が協議し、調査業務等履行上必要があると認められる場合

(4) 約款第30条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 前条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項

(2) 調査業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

(履行期間の変更)

第23条 発注者は、受注者に対して調査業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

2 受注者は、約款第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

3 約款第23条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

(一時中止)

第24条 発注者は、約款第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、発注者は書面をもって通知し、必要と認める期間、調査業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

(1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合

(2) 関連する他の調査業務等の進捗が遅れたため、調査業務等の続行を不適当と認めた場合

(3) 環境問題等の発生により調査業務等の続行が不適当又は不可能となった場合

(4) 天災等により調査業務等の対象箇所の状態が変動した場合

(5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合

(6) 前各号に挙げるもののほか、発注者が必要と認めたもの

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、調査業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う調査業務等の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

(発注者の賠償責任)

第25条 発注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第26条 受注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第27条に規定する一般的損害、約款第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 約款第40条に規定する、瑕疵責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

(部分使用)

第27条 発注者は、次の各号に掲げる場合には、約款第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途調査業務等の用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。

(再委託)

第28条 約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することができない。

- (1) 調査業務等における総合企画、業務遂行管理、手法の決定および技術的判断
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、調査業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。なお、協力者が、静岡県建設業関連業務の委託に係る競争入札参加に必要な資格を有する者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

(成果物の使用等)

第29条 受注者は、約款第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

(守秘義務)

第30条 受注者は、約款第1条第5項の規定により、調査業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

ただし、成果物の公表に際しての守秘義務について、前条第1項の承諾を受けた場合にはこの限りでない。

(安全等の確保)

第31条 受注者は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下「使用

- 人等」という)の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、承認なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為等、公衆に迷惑を及ぼす作業方法を採用してはならない。
 - 3 受注者は、屋外で行う調査業務等に際しては、調査業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
 - 4 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、調査業務等実施中の安全を確保しなければならない。
 - 5 受注者は、業務箇所及びその周辺にある地上又は地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な防護工等の措置について事前に監督員に報告のうえ、対応しなければならない。
 - 6 受注者は、業務現場が危険なため、一般立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適当な柵を設けるとともに「立入禁止」の標示をしなければならない。
 - 7 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
 - 8 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
 - 9 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1)屋外で行う調査業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2)受注者は、使用人等の喫煙の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (3)受注者は、火薬、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - 10 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - 11 受注者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
 - 12 受注者は、屋外で行う調査業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(別記様式)

休日・夜間 作業届

1 業務委託名

2 施工箇所

作業年月日	平成 年 月 日 (曜日)
作業時間	(自) 時 分 (至) 時 分
作業内容	

上記のとおり作業を行うのでお届けします。

平成 年 月 日

総括監督員 様

申請者
現場代理人

印

農林土木業務委託における管理技術者等の資格について 別紙資料

該当業務	資格名	摘要	備考
農業土木設計業務に係る管理技術者及び照査技術者	①技術士（総合技術管理部門）	農業土木、地域農業開発計画、農村環境に限る。	事業内容や地域の特殊性又は受注者の事業を考慮して、契約当事者が必要と認めるときは、技術士（建設部門）とすることができる。
	②技術士（農業部門）	農業土木、地域農業開発計画、農村環境に限る	
	③RCCM（農業土木） RCCM：シビルコンサルティングマネージャー	農業土木に限る。	契約当事者が必要と認めるときは、部門以外のRCCMとすることができる。
	④農業土木技術管理士		
	⑤畑地かんがい技士	畑地かんがい部門に限る。	
	⑥建設コンサルタント登録規定第3条-ロ	該当する部門に限る。	国土交通大臣が同程度の知識及び技術を有する者と認定したもの。
森林土木設計業務に係る管理技術者及び照査技術者	①技術士（総合技術管理部門）	林業、森林土木、森林環境に限る。	事業内容や地域の特殊性又は受注者の事業を考慮して、契約当事者が必要と認めるときは、技術士（建設部門）とすることができる。
	②技術士（森林部門）	林業、森林土木、森林環境に限る。	
	③RCCM（森林土木）	森林土木に限る。	契約当事者が必要と認めるときは、部門以外のRCCMとすることができる。
	④林業技士		
	⑤建設コンサルタント登録規定第3条-ロ	該当する部門に限る。	国土交通大臣が同程度の知識及び技術を有する者と認定したもの。
地質・土質調査業務委託の業務代理人	①技術士（総合技術管理部門）	地質に限る。	
	②技術士（応用理学部門）	地質に限る。	
	③RCCM（地質）	地質部門に限る	
	④地質調査技士		
	⑤建設コンサルタント登録規定第3条-ロ	該当する部門に限る	国土交通大臣が同程度の知識及び技術を有する者と認定したもの。
用地調査業務の主任技術者	①土地改良補償業務管理者		
	②上記と同等の能力と経験を有する技術者		土地改良事業又は治山・林道事業の用地補償業務に関し7年以上の経験を有するもの

測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）について

1. 目的

建設コンサルタント等の選定手続きについて、より一層の客観性、透明性及び競争性を確保しつつ、技術力に信頼のおける業者を選定するため、財団法人日本建設情報総合センターが運営する「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS：Technical Consulting Records Information Service）」へのデータ登録を行い、全国のコンサルタント業者等に関する業務実績情報、技術者情報、会社情報のデータベース化を図るものである。

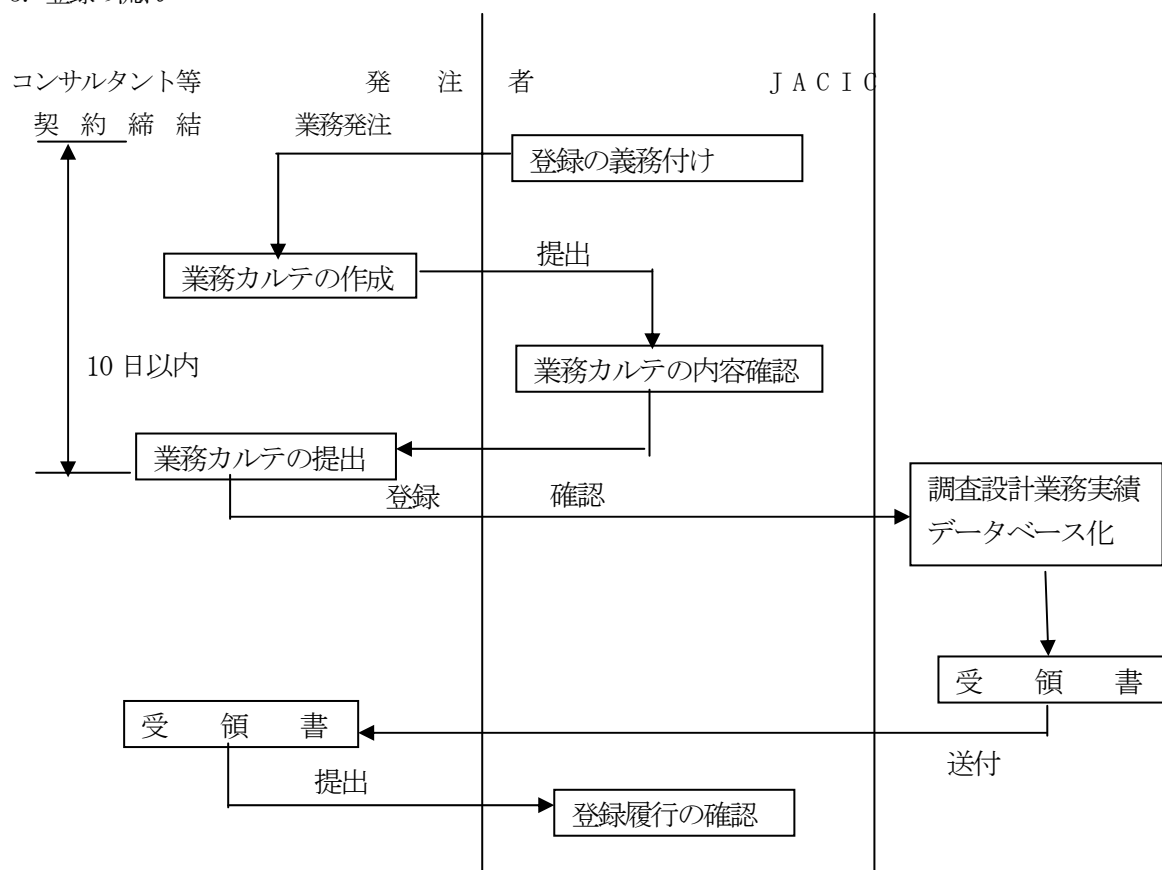
2. 対象業務

契約金額5百万円以上（消費税込み、最終金額）の土木関係建設コンサルタント業務、地質業務及び測量作業を対象とする。

注) 1) 公益法人に発注した業務は対象としない。

2) 複数の業務内容（測量＋土木コン等）で発注した業務については、主たる業務（業者選定を行った業務）で判断する。なお、金額は、請負金額（合計金額）とする。

3. 登録の流れ



注) ・業務カルテの登録は、業務契約時、中間変更時、業務完了時ごとにおこなう。

・業務カルテの登録は、コンサルタント等からJACICにフロッピーを提出するか、又は、オンラインで
する。なお、発注者は業務カルテの記載内容の確認及び登録視行の確認をおこなう。

・業務カルテの内容確認は、監督員がおこなう。

・CORINS/TECRISセンター東京都赤坂7丁目10番20号アカサカセブンスアベニュービル4F
(電話) 03-3505-2973 F X番号 03-3505-2974 Eメール:tecris@sup.jacic.or.jp

第2編 農地 地質・土質調査編

第1章 地形、地質踏査

第1節 概 要

(目的)

第1条 調査地域の地質に関する既存資料の収集及び地形、地質踏査等を行い、地質の性状及び構造等を把握する。これらの成果は、ダム、トンネル、頭首工、ポンプ場、道路、水路、地下水取水施設等（以下「諸構造物」という。）の位置選定、地質構造解析、地すべり機構解析、基礎設計等の基礎資料とするものである。

第2節 一般地形、地質踏査

(調査方法)

第2条 踏査は、調査目的に沿った地形、地質露頭及び転石の観察、測定を行い特記仕様書で示す縮尺の地形図にまとめる。

- 2 踏査に当たっては露頭、湧水、地形の変化等諸種の事象に留意し、特に重要と思われる露頭等では、スケッチ、カラー写真撮影等を行う。
- 3 調査地域に関係する既存の地形、地質資料（地質図及び説明書、調査史、空中写真、井戸、ボーリング資料等）をできるだけ多く収集する。

(成果物)

第3条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 調査経過
- (2) 地形図（地形分類とその説明）
- (3) ルートマップ（踏査を行ったルートの露頭記載図を作成する。記載は、地質、層理面、断層面等の走向傾斜、亀裂、節理の状況、風化の状況、岩級区分、湧水状況等について行う。）
- (4) 地質図（地質分類、各分類単位ごとに構造、工学性、科学性等について説明する。なお、地質平面図、地質断面図に使用する地質略号、記号色彩等は、農林水産省「土地改良事業計画設計基準（設計ダム）」（以下「設計基準（ダム）」という。）に準ずる。）
- (5) 土木工学及び水文地質学的所見（調査目的及び調査結果に対する所見、判断、設計施工上注意すべき地形地質条件等を土木工学及び水文地質学的に説明する。）
- (6) 地層露頭等のカラー写真はサービス判以上とし、被写体の性質、地点、調査経過が判別できるよう説明文を添える等明確なものとしなければならない。又、寸法の確認等の場合は、スケール等をあて調査終了後確認ができるものでなければならない。
- (7) その他

第3節 地すべり地形、地質踏査

(調査方法)

第4条 既存資料、空中写真等を参考にして現在及び過去の地すべりの範囲、地すべり地域区分、地すべり移動方向を原則として1/2,000の地形図にプロットする。

- 2 過去の地すべりの記録、現在の状況、営農上の特徴や作業習慣等を地元民から聞きとる。
- 3 岩石の種類や各種の堆積物（段丘、扇状地、沖積層、崖錐等）の分布、地層層理面、節理面、片理面などの走向、傾斜、背斜軸、向斜軸、断層、基盤内の亀裂など地質的要素の位置、分布状態等を調査する。
- 4 構造物、田畑、道路、溜池、樹木の被害状況を調査する。
- 5 地表面の亀裂や崩落崖の状況、隆起地、陥没地の分布を調査する。なお、亀裂はその発生形態（新・旧等）により

区分し、それぞれ段差、開口幅、落差、傾斜角度及び比高差等を計測する。

- 6 地下水の分布（温泉、湿地、井戸内の水位、湧水）を確認し湧水量、水温及び電気伝導度を測定する。
- 7 溪流の地すべり崩土、地すべり面の分布を確認し、溪流による侵食の有無及びその地すべりに対する影響について調査する。
- 8 溜池、水路等の漏水の有無とその地すべりに対する影響を調査する。

（成果物）

第5条 第2編農地地質土質調査編第1章第2節第3条に定める成果物及び第1章第3節第4条に基づく成果物とするが、地質図、地質断面図等については地すべりに関するすべての情報を表現し、地すべり機構図としてまとめる。

第2章 ボーリング調査

（目的）

第1条 ボーリングは、コアを採取して土質、地質の状態を調査し又は、地中に孔をあけ、その孔を利用して諸種の原位置試験並びに測定、計器埋設及び試料採取を行うものであり、これらの成果は、諸構造物の位置選定、地質構造解析、地すべり機構解析、基礎設計等の基礎資料とするものである。

（土質の分類）

第2条 土質の分類は、日本統一土質分類法によるものとする。

（調査方法）

第3条 ボーリング機械は、特に定めのない限りロータリーボーリング機械を使用するものとし、所定の方向及び深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。

- 2 ボーリングの位置、基準となる標高、深度、孔径及び数量については、特記仕様書による。
- 3 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督員の立会いのうえ行うものとし、後日調査位置の確認ができるようにしなければならない。
- 4 足場、やぐら等は、作業の完了まで機械を安定に保ちかつ、試験器具を正しく所定の位置に挿入できるよう十分堅固な構造でなければならない。
- 5 掘進方向は、特に指示の無い限り鉛直方向とする。
- 6 基準となる高さ（深度0m）の標示杭等は孔口付近に明示しておくものとする。
- 7 土質地盤の掘削は、地下水の確認ができる深さまで原則として無水堀とする。
- 8 孔口は、ケーシングパイプ又は、ドライブパイプで保護するものとする。
- 9 掘進中は、深度、作業前後の孔内水位、掘進速度、ロッドの手ごたえ、給水量、圧力計、循環水量（漏、湧水量）及び色、スライムの状態、混入物の状態等に絶えず注意し、変化した場合は、深度とともにただちに記録するものとする。
- 10 孔壁崩壊のおそれがある場合には、速やかに監督員に連絡し、その指示を受けなければならない。
- 11 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく排除するものとする。
- 12 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破砕帯、湧水、漏水等に十分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。
- 13 コア採取を目的とするボーリングにあつては、次の各号に掲げる事項によるものとする。
 - (1) コアを採取する際には、採取を始める深さまで送水により洗孔し、孔中のスライムを排出させた後採取するものとする。ただし、洗孔することで孔内を乱すおそれがあると判断される場合は、監督員と協議するものとする。
 - (2) 未固結土でコアボーリングを行うには、土質に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるよう努めなければならない。

- (3) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
- (4) コアチューブはコアの採取ごとに水洗いして、残砂を完全に除去しなければならない。
- (5) コアの採取率は100%を目標とする。
- (6) コアに破損をきたすようなロッドの昇降又は給水圧の大幅な変動は、行ってはならない。

ただし、事故を生ずる恐れのある場合はこの限りでない。

- (7) 採取したコアは、コア箱（原則として内長1m程度で5m分のコアが収納できるもの。）に丁寧に収め深度を明記する。その際、1回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。また、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。
 - (8) コア写真は、カラーパネル等を添えて真上から適切な距離で撮影し、地質の状況が正確に把握できるものでなければならない。
 - (9) コア箱の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。
- 14 ノンコアボーリングは、原則として1mごと又は岩質の変わるところごとにスライムを採取し、深度を明記した試料ビン等に保存するものとする。
 - 15 孔内地下水位は、毎日作業終了時と翌日の作業開始前に測定し、翌日の作業開始前の水位をその深度における孔内地下水位とする。
 - 16 水平ボーリングを施工する場合のケーシングの挿入段数、仕上げ方法等は、仕様書等によるものとする。
 - (1) 地すべり調査等は掘削長まで硬質塩化ビニール管を挿入する。調査結果により10～20cm千鳥に径5mm以上のストレーナーを切る。また、外周には必要に応じてビニール管のフィルターの機能をもつ材料をもって被覆する。
 - (2) 排水量を測定する場合は、掘削直後から排水量が徐々に減り、一定量になるまで測定する。また、地すべり調査等については毎朝作業前とロッド継ぎ足し時に湧水量を測定する。なお、測定期間、時期については、監督員の指示によるものとする。

(オーガーボーリング)

- 第4条** オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態の把握や土質の分類を行ない、かつ地下水位を確認するために行うことを目的とする。
- 2 掘削は、原則としてハンドオーガータイプのポストホールオーガー又はスクリーオーガーによるが機械使用の場合は掘削深度に応じたものを用いるものとし、知り得た限りの地質状況を記録するものとする。
 - 3 掘削に使用するオーガーは、土質に応じた種類を用いるものとする。
 - 4 掘進中地下水の逸出があったときは、その水位を記録する。ただし、粘性土の場合は、定常状態になるまでに時間がかかるので、水位の観測は、数回にわたって行わなければならない。
 - 5 地下水位以下の試料を採取する場合は、細粒分が洗い流される恐れがあるので観察には十分注意しなければならない。
 - 6 掘進中、砂礫層等に遭遇し、掘進が困難になった場合は、監督員の指示を受けなければならない。
 - 7 崩壊性の砂層等孔壁が著しく崩壊し掘進が不可能となった場合は、速やかに応急の処置を講じて、監督員の指示を受けなければならない。

(調査日報)

- 第5条** 調査日報には、次に掲げる各号の事項を記載するものとし、監督員の要求があった時は直ちに提示可能な態勢にしておかななければならない。
- (1) 調査名、調査場所、孔番号、調査地点標高、深度、穿孔角度（傾斜、水平ボーリング）、地下水位、日付、調査責任者、主たる使用材料等。
 - (2) 層序、層厚、深度、地層の観測事項、試料の採取位置、試料の採取量、掘進時の観測事項（掘進速度、ロッド回転数、給水圧、使用ビット、送水量、逸水量又は湧水量、排水色、ケーシングの有無、ケーシング口径、挿入深度、

崩壊等の事故の位置と程度等)等。

(検尺)

第6条 ボーリング延長の確認は、調査目的を終了後、原則として監督員立会のうえ、ロッドを挿入して行うものとする。

(コアの鑑定)

第7条 コアの鑑定は、原則として肉眼観察又は触手等によるものとする。

なお、この場合、鑑定基準を明確にしておくものとする。

(成果物)

第8条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 調査経過
- (2) 農地編第2章第5条に記載する事項を含んだ地質柱状図
- (3) 地質学的考察に基づき地質柱状図から作成した地質断面図(断面図内には地下水位及びひずみ試験結果等を記入する。)
- (4) コアのカラー写真
- (5) 調査日報
- (6) コア又はスライム試料
- (7) その他

(その他)

第9条 指定した深度に達しなくても調査目的を達した場合又は指定した深度に達しても調査目的が果たせない場合は、監督員と速やかに協議するものとする。

第3章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験

第1節 概要

(目的)

第1条 ボーリング孔を利用した試験は、物理検層と力学的及び水文地質学的原位置試験に大別され、これらは、地層の物理性、地下水の挙動等を調査するものである。

なお、物理検層には、速度検層、電気検層、温度検層等がある。力学的試験には、変形・強度試験、変形・ひずみ試験、初期地圧測定試験等があり、水文地質学的試験には、現場透水試験、ルジオンテスト、間隙水圧測定、地下水検層等がある。

第2節 ルジオンテスト

(目的)

第2条 この試験は主としてダム基礎岩盤の透水性等の性状の評価、止水性、岩盤改良としてのグラウチングの計画、施工及び結果の判定などに関する資料を得ることを目的とする。

(準拠資料)

第3条 この仕様書に記載なき事項については、特記仕様書等によるほかルジオンテスト技術指針、同解説((財)国土開発技術研究センター編)によるものとする。

(試験方法)

第4条 使用機器については、事前に監督員の承認を受けるものとする。また、圧力計、流量計については事前に試験を実施し、精度の確認を行うものとする。

2 試験孔の掘削は清水掘りとし、できるだけ孔壁を乱さないようにするものとする。試験孔の孔径は、原則として66mmとする。

- 3 試験は試験区間のボーリング完了後、速やかに実施するものとする。
- 4 試験区間長は5mを標準とし、これによらない場合は特記仕様書等によることとする。また、局部的にポンプ容量が不足する場合は監督員と協議の上、区間長を決定するものとする。
- 5 試験孔は、試験に先立ち十分洗浄するものとする。
- 6 パッカーは、試験区間の止水が完全に行えるよう地質状況に応じて、適切な位置に設置するものとする。
- 7 測定は、次に掲げる各号のとおり行うものとする。
 - (1) 注入圧力の昇降は段階的に行い、昇圧は最大注入圧力を含め原則として5段階以上、降圧は4段階以上とする。なお、最大注入圧力については、監督員の指示によるものとする。
 - (2) 注入圧力は原則として口元圧力とし、注入圧力が一定になるように監視しながら試験するものとする。
 - (3) 注入量の測定は、各注入圧力段階で注入量が一定になったことを確認した後に行うものとする。注入量の測定時間は、原則として5分間とする。
 - (4) 注入量が特に多くグラウトポンプの吐出能力を超え試験ができない場合は、監督員と協議するものとする。

(解析及び資料整理)

第5条 解析は次に掲げる各号のとおり行うものとする。

- (1) 有効注入圧力は、口元圧力に対し、試験区間の中央から圧力計までの静水圧、地下水位及び管内抵抗による損失等の補正を行い算出するものとする。なお、管内抵抗による損失の補正方法については監督員の指示によるものとする。
 - (2) 試験結果から各試験区間ごとに注入圧力-注入量曲線を作成するものとする。
 - (3) 前項の注入圧力-注入量曲線から限界圧力を算出するものとする。
 - (4) 換算ルジオン値の算出については、監督員の指示する方法により行うものとする。この場合、求めたルジオン値が換算ルジオン値であることを明示するものとする。
- 2 データ整理は次に掲げる各号のとおり行うものとする。
- (1) 試験中は、ボーリング記録とあわせてパッカーセットの位置、圧力測定的位置を記録しておくものとする。
 - (2) 試験結果は、注入圧力-注入曲線等にまとめ、地質柱状図に記入する。さらに、必要に応じて孔別、ステージ別の一覧図を作成し、地質柱状図（略図）とあわせて見やすい形で表現するものとする。

(成果物等)

第6条 成果物は、次に掲げる各号の内容を含むものとする。

- (1) 調査の目的及び概要
 - (2) 調査地域の地形及び地質の概要
 - (3) 調査の結果及び考察
 - (4) 試験孔位置図
 - (5) 地質柱状図（ルジオン値を併記する）
 - (6) 測定及び解析のデータ
 - (7) ルジオンマップ
 - (8) その他
- 2 試験記録等は、次に掲げる各号のものとする。
- (1) 試験記録
 - (2) 自記圧力計、流量計記録用紙

第3節 現場透水試験（土層を対象とする場合）

(目的)

第7条 この試験は、基礎地盤の透水性に関する資料を得ることを目的とする。

(試験方法の選定及び試験結果の解析方法)

第8条 試験方法の選定及び試験結果の解析方法は、特記仕様書等によるものとする。

- 2 試験孔の口径、試験の対象とする土層及びその深さは、特記仕様書等によるものとする。
- 3 ボーリングを行う際にベントナイト等の懸濁液類を使用する場合は、孔内の清掃方法と併せて監督員と協議するものとする。
- 4 試験部分の清掃は完全に行うものとする。
- 5 パッカーの使用に当たっては、設置する部分の土質状況に注意し漏水及びパイピングの発生は完全に防止するものとする。
- 6 加圧注水の場合の水頭差は適切なものでなくてはならない。特に、砂質地盤においては過大な水頭差を与えてはならない。
- 7 試験に使用する水は清浄なものでなければならない。

(試験方法)

第9条 注水法は、次に掲げる各号によるものとする。

- (1) 注水法は、地下水面以上の土層を対象とするものである。
 - (2) 試験は、定水位法又は変水位法によって行うものとする。
 - (3) 試験装置は、土層の状況に応じて流入水量が変えられる電気試験器又は定流量タンクを用いるものとする。
 - (4) 定水位法による場合は、水位を観察しながら注入量を変化させ水位を一定に保つものとする。測定間隔は、開始後3時間は15分、次の3時間は30分、以後は1時間ごととし、注水量が定常化したときに、試験を終了するものとする。
 - (5) 変水位法による場合は、孔中に注入し、注水停止後の水位の低下量と低下に要した時間を測定する。測定値が一定になったとき試験を終了するものとする。この際特にケーシングと地盤との間に隙間がないように注意しなければならない。
- 2 加圧注入法は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 加圧注入法は、地下水面下の土層又は比較的透水性の低い土層を対象とするものである。
 - (2) 試験は、地表面以上に水位を保つ場合及び孔中のある位置に水位を保つ場合とがあり、いずれによるかは特記仕様書等によるものとする。
 - (3) 試験装置は、試験中の水位の状態及び流入水量の多少によって電気試験器又は定流量タンクを用いるものとする。
 - (4) パッカーを孔内に設置した後、試験に先立って完全止水を確認するため、漏水テストを行うものとする。
 - (5) 地表面以上に水位を保つ方法による場合は、次の順序で行う。
 - ア 注水前、水位計で孔内水位を測定してこの水位をこの層のA地下水位とする。
 - イ 注水を開始し孔への流入量を測定する。測定間隔は、試験開始後3時間は15分、次の3時間は30分、以後は1時間ごとに行うものとする。
 - ウ 流入量が定常化した時は注水を中止し、減水状況を測定し減水しなくなったときの水位をB地下水位とする。
なお、一般にはA及びBは等しくなるが、相違する場合もあるので正確に記録しておくものとする。
 - (6) 孔中のある位置に水位を保って試験を行う方法による場合は、第1項第5号に準じた試験法とする。
- 3 簡易揚水試験は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 地下水位、地下水量（湧水）、透水係数を測定し、排水に伴う地下水位や影響圏を測定する。
 - (2) 揚水試験区間は3mとし、試験区間以外は遮水して実施し、試験は3mごとに行う。
 - (3) 水位を一定に保って（試験区間の上部1m程度とする。）、40分間揚水を継続する。終了後直ちに回復水位測定を行う。
 - (4) 1分ごとに揚水量（L/min/3.0m）を測定し、それらの平均値を求める。
 - (5) 回復水位測定は30分以上測定する。測定間隔は最初の2分は30秒おき、10分までは1分おきとするが、10分以上は水位の回復速度により適宜決定する。

- (6) 使用機器は地下水が多量で試験区間が9～12m 区間以浅についてはポンプ使用、それ以深及び地下水が少量の場合はペーラーを使用することとする。
- (7) 地下水がない場合、あるいは揚水開始直後から水位回復がない場合は、注入法により平均注入量から透水係数を求めることとする。
- (8) 孔内の水位上昇量と経過時間を片対数グラフにプロットし、ヤコブ等の方法により透水係数を算出する。

(成果物)

第10条 成果物は、次に掲げる各号の内容を含むものとする。

- (1) 調査の目的及び内容
- (2) 試験結果（データなど）
- (3) 透水係数などの計算
- (4) 総合考察

第4節 電気検層

(目的)

第11条 この調査は、地層の見かけ比抵抗を測定し、それにより定性的に岩質、土質及び含水状態を検討するものである。

(調査方法)

第12条 調査方法は、特に指示がない限りノルマル法（2極法）とし、電極間隔及び測定間隔は監督員の指示によるものとする。

- 2 測定に先立ち、孔壁の崩壊を引き起こさない範囲内で清水により孔内を洗浄するものとする。
- 3 泥水を使用している場合は、その固有比抵抗を測定する。

(成果物)

第13条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 測定記録
- (2) 比抵抗曲線図
- (3) その他

第5節 地下水検層

(目的)

第14条 地下水の電気抵抗、温度等を測定することにより、地下水の流動状況等を検討するものである。

(調査方法)

第15条 地下水検層は、裸孔又は地下水観測施設を設置した孔内に電解物質（以下食塩等という。）を投入して孔内水の電気抵抗を一時的に変化させ、その後の地下水の希釈による電気抵抗の時間的変動を地下水検層器により測定するものである。

- 2 孔内の水位、水温等の測定を行う。
- 3 検層にあたりゾンデを孔内に挿入し、計器の調整を行い孔内水のバックグラウンドの電気抵抗値を測定しておかなければならない。
- 4 孔内に投入した食塩等は、孔底付近まで挿入したビニールホース等を通じてコンプレッサー等により空気を圧入して孔内水が均一な溶液となるよう十分に攪拌しなければならない。この場合の食塩等の投入量は、孔内水の電気抵抗値の低下がバックグラウンドの電気抵抗値の10分の1程度となるようにしなければならない。
- 5 孔内水の電気抵抗値の測定は、原則として0.25m 間隔に一定時間（攪拌直後、5分、10分、20分、30分、60分、120分、180分）ごとに行うものとする。また、180分経過後にも電気抵抗値の変化が明瞭でない場合は、更に240

分後に再び測定するものとする。

- 6 電気検層を行う場合は、孔内の自然状態における電気抵抗値を原則として農地編第3章第12条により測定しなければならない。

(成果物)

第16条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 測定記録（電気抵抗値、水温等）
- (2) 検層図
- (3) 流動層の考察判定
- (4) その他

第6節 孔内載荷試験

(目的)

第17条 この試験は、孔壁を水平方向に加圧し、地層の変位量によりその力学的性質を調査するものである。

(調査方法)

第18条 各孔は、測定に先立ち洗浄を行う。ただし、洗浄することで孔内を乱すおそれがある場合は、監督員と協議するものとする。

- 2 装置は、調査目的及び地層に応じたものを使用するものとする。
- 3 試験方法等は、地盤調査法等によるものとする。

(成果物)

第19条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 測定記録
- (2) 圧力-変位曲線
- (3) K値及び変形係数E値
- (4) その他

第7節 地中歪計の設置観測

(目的)

第20条 地すべり運動ともなうボーリング孔の孔曲がり測定し、地すべり面深度及び地すべり運動の状況を調査するものである。

(調査方法)

第21条 ゲージの設置は、特記仕様書によるものとし、その装着にあたっては漏電、湿気等のないよう十分注意し、かつ計数値を順逆とも、 $8,000 \times 10^{-6}$ ～ $12,000 \times 10^{-6}$ の間に調整されたものを使用することとする。なお、ゲージは工場で装着されたものを用い、現地において装着してはならない。

- 2 リード線は4心平行リボン線を使用し、硬質塩化ビニールパイプの外側に配線して、ビニールテープで固定するものとする。
- 3 中継塩化ビニールパイプの規格は、特記仕様書によるものとし、径5mm以上の穴を10～20cm間隔千鳥状にパイプを四方に穿ったものとする。また、パイプは、地表面上に50cm以上出し、パイプ挿入後、孔壁とパイプの間の隙間は砂で充填するものとする。
- 4 歪計は、埋設前と埋設後にそれぞれ順逆で測定し、その計数値を記録する。なお、埋設前の測定で計数値が $8,000 \times 10^{-6}$ ～ $12,000 \times 10^{-6}$ の範囲を超えたり、測定器の指針が一定値を示さない場合は、ただちに歪計を交換するものとする。測定は、次に掲げる各号のとおり行うものとする。
 - (1) 削孔後、歪計用パイプはただちに挿入する。

- (2) パイプとパイプの接続はソケットを用い、ネジ止めボルトは使用せず接着剤を用いる。
- (3) パイプに貼りつけてあるストレンゲージが同一面に、上部から下部まで直線となるように接続しなければならない。
- (4) ボーリング孔内で、2ゲージ法はストレンゲージの応力面が地すべり運動に垂直に受けるよう設置する。
- (5) 挿入のときは、測定パイプに電線をビニールテープで巻きつけて深層部に設置するパイプから順次接続しながら挿入してゆく。
- (6) 静歪指示計は使用前にその電圧をチェックする。

(成果物)

第22条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 測定結果表
- (2) 構造断面図
- (3) 調査経過等のカラー写真（サービス判以上とし、内容は農地編第1章第2節第3条に準ずる。）

第8節 孔内傾斜計

(目的)

第23条 地すべり運動ともなうボーリング孔の孔曲がり測定し、地すべり面深度及び地すべり運動の状況を調査するものである。

(調査方法)

第24条 不動層地質を3m以上確保し、通常86mm以上の孔径でボーリングする。

- 2 孔内に溝付きのケーシングパイプを挿入し、パイプと孔壁の間をグラウトで十分充填する。
- 3 グラウトが十分硬化した後、初期値を取る。
- 4 測定はケーシングパイプに沿って、傾斜計を内蔵したプローブを降下し、通常50cmごとに昇降させながら、パイプの傾きを地表の指示針により傾き量を読み取る。
- 5 測定は地すべり測線に平行する方向とそれに直交する方向について測定し、すべりの平面的変位方向及び変位量を求める。
- 6 地すべりの進行状況は、測定値と初期値の差を求め、それを継続的に並べて検討する。

(成果物)

第25条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 測定結果表
- (2) 構造断面図
- (3) 調査経過等のカラー写真（サービス判以上とし、内容は農地編第1章第2節第3条に準ずる。）

第4章 サウンディング

第1節 概要

(目的)

第1条 サウンディングは、ロッドに付けた抵抗体を地中に挿入し、貫入、回転、引き抜き等の抵抗から地層の性状を調査するものである。

第2節 標準貫入試験

(目的)

第2条 この試験は、原位置における土の硬軟、締まり具合の相対値を知るため行うものである。

(試験方法)

第3条 試験方法及び器具は、JISA1219によるものとする。

- 2 試験の開始深度は、特記仕様書によるものとする。また、その後の試験深度は、原則として深度1mごとに行うものとする。
- 3 打込完了後ロッドは、1回転以上回転させてからサンプラーを静かに引き上げなければならない。
- 4 サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質、色調、状態、混入物等を記録した後、保存しなければならない。

(成果物)

第4条 試験結果及び保存用資料は、JISA1219に従って整理し提供するものとする。

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

(目的)

第5条 この試験は、軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又は土層構成を判定するために行うものである。

(試験方法)

第6条 試験方法及び器具は、JISA1220によるものとする。

- 2 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定する。

(成果物)

第7条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJISA1220に準拠して整理する。

第4節 ポータブルコーン貫入試験

(目的)

第8条 この試験は、人力により浅い軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定するために行うものである。

(試験方法)

第9条 試験方法及び器具は、地盤調査法に示す単管式のポータブルコーンペネトロメーターによるものとする。

- 2 貫入方法は、人力による静的連続圧入方式で貫入抵抗を深さ10cmごとに測定し、そのときの貫入速度は、1cm/secを標準とする。
- 3 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
- 4 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。

(成果物)

第10条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 深度と静的貫入抵抗 q_c の関係

第5節 スウェーデン式サウンディング試験

(目的)

第11条 この試験は、比較的浅い原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、上層の硬軟、締まり具合又は上層の構成を判定するために行うものである。

(試験方法)

第12条 試験方法及び器具は、JISA1221によるものとする。

- 2 試験中、スクリーポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質の推定が可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
- 3 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録しなければならない。

(成果物)

第13条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとし、調査結果については、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JISA1221 に準拠して作成するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 土質又は地質断面図（着色を含む）、その他各種図面類

第5章 サンプルング

第1節 概 要

(目 的)

第1条 サンプルングは、観察及び保管を目的とする標本用試料並びに土質試験を目的とする試験用試料の採取を目的とする。

第2節 標本用試料

(試料作製)

第2条 標本用試料の採取位置及び数量は、特記仕様書等又は監督員の指示によるものとする。

- 2 試料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。
なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。

調 査 名	
地 点 番 号	No. 号 番
採 取 深 度	m～ m
土 質 名	
打 撃 回 数	
採 取 月 日	平成 年 月 日
採 取 者 名	

第3節 土質試験用試料（乱した試料）

(試料採取)

第3条 試料は、原則として地盤を構成する地層が変化することに伴って採取するものとする。

ただし、同一地層が連続する場合、その他特別な場合は、特記仕様書等又は、監督員の指示によるものとする。

- 2 乱した試料の採取は、含水量が変化しないようにして試料箱又はビニール袋等に密封しておかななければならない。
なお、ビニール袋を用いる場合は、袋内に極力空気が残らないようにしなければならない。

第4節 土質試験用試料（乱さない試料）

(目 的)

第4条 乱さない試料のサンプルングは、室内試験に供する試料を、原位置における性状を変えことなく採取することを目的とする。

(試料採取)

- 第5条** 採取位置は、特記仕様書等又は監督員の指示によるものとする。
- 2 採取方法については、土質及び調査目的に適したサンプラーを選定し、事前に監督員の承認を受けなければならない。
 - 3 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる採取方法は地盤工学会基準 JGS1221 「固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土の乱さない試料の採取法」に準拠して行う。
 - 4 デニソン型サンプラーによる採取は、土の硬軟に合わせて調整されたものを使用する。その他の採取方法については、固定ピストン式に準拠する。

第6章 物理探査

第1節 概要

(目的)

- 第1条** 物理探査（地表探査法）は、地震波、音波、重力、電気、磁気、放射能、温度等を媒介として地下の地質構造、地層の物理性等を調査、検討するものである。

第2節 弾性波探査

(調査方法)

- 第2条** 探査は、火薬の爆発等によって発生する弾性波を測定するものとし、測線位置、延長及び探査深度は、設計図書等による。
- 2 探査に先立ち測線全線を踏査する等、地質構造の概略を察知しておかなければならない。
 - 3 探査力は原則として屈折法とし、受振点間隔は5mを標準とする。
 - 4 爆発点の間隔は、仕様書等によるが1つの受振器に少なくとも5回以上の地震波を受けるようにしなければならない。また、崖の上、大きな岩石の近傍、極端な地形の変化点等は避けなければならない。
 - 5 弾性波探査装置は、原則として24成分のものを使用するものとする。
 - 6 測線の両端、爆発点及び測点には、木杭等により位置を明示し、かつ、亡失しないように努めなければならない。
 - 7 観測の前に計器の調整、ピックアップの固定及び、爆発符号の確認を行うものとする。
 - 8 1つの展開が終わり次の展開に移る時には、測点を1点以上重複させるものとする。
 - 9 観測は、必ず往復観測とするものとする。
 - 10 火薬、雷管等の取扱いに当たっては、特に関係諸法規を遵守して安全に万全を期さなければならない。
 - 11 爆発効果、ノイズの大小を考慮した火薬量を使用するものとする。
 - 12 爆発孔は、調査終了後完全に埋戻しておくものとする。
 - 13 隣接した2点以上の測点で欠測した場合は、再測定を行うものとする。
 - 14 作業期間中は常に測定記録を点検し、不良の場合は速やかに再測定を行わなければならない。

(成果物)

- 第3条** 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 測定記録（記録用紙には地区名、日時、番号、爆発点、受振器の設置区間、ダイナマイト量、天候等を記入する。）
- (2) 測線位置図、測線別速度断面図、走時曲線図
- (3) 計算書及び解析報告書、なお報告書には次の事項も整理しておくものとする。
 - ア 記録（オッシログラフ）

- イ 記録の読み取り
- ウ 読取値の補正
- エ 計算法及び計算経過
- オ 作業経過のカラー写真等
- カ その他

第3節 電気探査

(調査方法)

- 第4条** 探査に先立ち測線全線を踏査し、露頭により、地質層序、固有比抵抗値等の概略を察知しておかなくてはならない。
- 2 電気探査装置は、必要に応じた性能を持つものを用いることとし、測線電極の配列は、次の各号に掲げる事項によるものとする。
- (1) 測線の位置、数、測点間隔は、調査の目的、探査対象の種類、大きさ、深度、地形、地質等を十分に検討した上で決定するものとする。
 - (2) 電極配置は、特に定めがない限りウエナー法（4極法）又はシュランベルジャー法（4極法）によるが、使用に先立ち監督員の承認を得るものとする。
 - (3) 測線方向は、地形的に凹凸のある所や局部的に異物を埋設する箇所は避けなければならない。
 - (4) 測点を中心として地形、地質ともなるべく対称が保てる位置とする。
 - (5) 測点は、杭等により位置を明確にしておくものとする。
- 3 記録に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) その日の天候の他、前日の降雨の有無についても記入する。
 - (2) 測線方向を測定し記入する。
 - (3) 地形に異常のある場合、又は障害により測線を曲げた場合は、その状況を記入する。
 - (4) 同一地点を2回測定した場合は、2回分とも記入し、両対数方眼紙にプロットの上、スムーズカーブに近い値を取る。
- 4 電極の接地に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 礫が多い所や、地表の固い所は接地面積を大きくするため電極を2本又は太いものにするか、土盛りして注水する。
 - (2) 測線下に障害があり接地困難の時は、測線と直角方向に電極を若干移動しながら接地の良い場所を探して電極を設置するものとする。
 - (3) 地形の傾斜方向に測線をはる場合、各電極は、傾斜面に対して直角に設置する。
 - (4) 水田や小川（ただし、水深50cm以内）に電極を設置する場合は、電極棒を横だおしにしておくだけでもよいが、その方向は測線に直角とする。
 - (5) 非分極電極を用いる場合は、接地に十分注意する。
 - (6) 測定用のコードは、十分に強度があり絶縁したものを用いる。
- 5 測定中は、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。
- (1) 測定中の天候変化による地表の電气的特性の急変等、測定条件の変化を避けるため、測定はできるだけ短時間に行う。
 - (2) 測定値は、ただちに記録するとともに係数を乗じて ρ を算出し方眼紙上にプロットする。そして ρ の値に不連続な点があれば再測定を行い、スムーズカーブに近い値を採用する。
 - (3) ダイアルのタップを切替える場合は、3点、2通りのタップで測定する。

(解析方法)

第5条 解析方法は、特に定めがない限り次に掲げる各号によるものとする。

- (1) 比抵抗値の解析は、標準曲線法、地層境界の解析は、標準曲線法と直視法等を併用して行うものとする。
- (2) 付近に露頭がある場合は、その地質の固有比抵抗値を測定し、また、ボーリング資料がある場合は、その柱状図を参考にして解析を行うものとする。

(成果物)

第6条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 測定位置図、 $\rho \sim a$ 曲線（柱状図、層比抵抗値を併記する。）、比抵抗断面図
- (2) 解析結果（一覧表にまとめ地層との対比等について考察を行うものとする。）
- (3) 作業経過のカラー写真等
- (4) その他

第7章 試掘坑

(目的)

第1条 試掘は、試掘地点の地質の状況等を直接観察、調査するとともに試料採取及び原位置試験を行うためのものである。

(調査方法)

第2条 試掘坑の断面及び延長は、設計図書等によるものとする。

- 2 掘削に当たり、坑内の崩壊のおそれのあるところは、支保工等により作業の安全を期すものとする。
- 3 原則として、1/100の縮尺により地質展開図を作成するものとする。

(試験等)

第3条 この試掘坑を利用して行う試験等については、特記仕様書等によるものとする。

(成果物)

第4条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 地質展開図
- (2) 地質の状況（種類、走向、傾斜、岩級区分、掘削の難易、地下水位、礫混入状況、風化の程度、岩盤亀裂状況、湧水量等）
- (3) 地すべり調査に当たっては、地すべり面、粘土の厚さ、含水の状況、擦痕の有無、地すべり面の方向等
- (4) 試験及び写真撮影位置を図示した図面
- (5) 作業経過及び坑内のカラー写真等
- (6) その他

第8章 試掘井、揚水試験

第1節 試掘井

(目的)

第1条 試掘井は、各種探査で推定された水文地質環境を実証し、可採水量を算出するために行う。

(調査方法)

第2条 試掘井（揚水井、観測井）の位置、深度、孔径及び数量は、特記仕様書等によるものとする。

- 2 使用する機械は、コア、スライムをできるだけ多く採取することができるものを用いるものとする。
- 3 掘削に当たって、孔口はケーシングし、やむを得ない場合に限り、泥水を使用するものとする。セメンテーションを行う場合は、監督員の承認を得なければならない。
- 4 掘削中は、地層の変化に十分留意しなければならない。また、粘土と礫が混在しているような場合は、礫ばかりでなく、礫間を充填している粘土の採取にも努めるものとする。

- 5 毎日、掘削開始前と作業終了時に孔内水位を測定するものとする。
- 6 事故等で作業の継続が不可能になった場合は、速やかに監督員に連絡し、その処理について指示を受けなければならない。
- 7 掘削中は、地質の種類、深度、層厚、色調、硬さ、孔内水位の変動、使用ビットの種類、その他地層の判定に役立つ事項を必要に応じて記録するものとする。
- 8 掘削完了後、次に掲げる各号の検層を行うものとする。
 - (1) 電気抵抗値測定（電極間隔は0.5m、1.0mのそれぞれについて深度0.5mごと又は連続記録で行う。）
 - (2) 自然電位測定（深度0.5mごと又は連続記録で行う。）
 - (3) 水温測定（深度0.5mごと又は連続記録で行う。）
- 9 検層完了後、その結果を監督員に報告し、スクリーンの設置深度、数量について指示を受けるものとする。
- 10 ケーシングパイプ及びスクリーン加工パイプの挿入は、仕様書等によるものとする。

第2節 揚水試験

(調査方法)

- 第3条** ケーシング完了後、監督員の承認した揚水ポンプを設置し、清水になるまで十分に洗浄を行わなければならない。
- 2 揚水量は、主に三角堰により測定する。また、三角堰から越流した水が井戸に逆流しないように排水施設を整えるものとする。
 - 3 洗浄完了後12時間以上経過した後、予備揚水試験を行う。予備揚水時間は、浅井戸においては、7時間以上揚水の後2時間の回復水位を測定し、12時間以上経過ののち本揚水試験を行う。また、深井戸における予備揚水時間は、7時間以上とし2時間の回復水位を測定し、24時間以上経過の後本試験を行うものとする。
 - 4 本試験は、次に掲げる各号により行うものとする。
 - (1) 浅井戸における揚水試験は、連続揚水試験法（以下「連続」という。）で行い、揚水時間は12時間以上とし、後12時間の回復水位を測定する。また、深井戸における揚水試験は、段階揚水試験法（以下「段階」という。）及び連続で行うものとし、その揚水時間は段階については、往に6時間以上、復に6時間以上とし、2時間の回復水位を測定する。この後、24時間以上経過の後連続して行う。連続の揚水時間は、12時間以上とし、後12時間の回復水位を測定する。
 - (2) 段階は、揚水量を段階的に変化させて、これに対応する地下水位の安定状態を測定する。
 - (3) 連続は、揚水量を一定にして地下水位を変化させ、揚水停止後の地下水位の回復状態を測定する。
 - (4) 段階は、少なくとも揚水量を5段階以上変化させて行う。なお、各段階ごとの揚水時間は2時間以上とする。
 - (5) 段階での揚水量、水位の測定は、原則として、少量の揚水から始め漸次水量を増加させ、回復水位は、正確にこの逆をとる。得られた水位変化曲線は、縦軸に水位を横軸に経過時間をとる。
 - (6) 段階完了後、水位の回復を待って12時間同一量を連続揚水し、水位、水量を測定する。
 - (7) 連続の揚水量は、段階の結果から監督員が指示する。
 - 5 揚水水位及び三角堰越流深は、原則としてmm単位まで測定するものとする。
 - 6 観測時間の間隔は、段階、連続とも特に定めがない限り次のとおりとする。

経過時間 観測の種類		最初の5分	1時間	つづく2時間	以降
		揚水量	5分おき		20分おき
水位	揚水井	30秒おき	5分おき	20分おき	1時間おき
	観測井	—	5分おき	20分おき	1時間おき

- 7 回復水位の測定は、上表の経過時間を揚水停止後のものとして実施する。
- 8 揚水試験の結果から、次に掲げる各号の式によって水理定数を算定する。
- (1) タイスの非平衡式
 - (2) ヤコブの式
 - (3) 回復式
 - (4) ティームの平衡式
 - (5) その他監督員の指示する式
- 9 算出すべき水理定数は次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 透水係数 k (cm/S 又は m/d)
- (2) 透水量係数 T (cm²/S 又は m²/d)
- (3) 貯留係数 S
- (4) その他

(水質試験)

第4条 約20水を採取し、有資格の研究所又は機関において水質試験を行うものとする。なお、水質試験項目は特記仕様書によるものとする。

第3節 成果物

(成果物)

第5条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 地質柱状図
- (2) 検層測定表 (比抵抗値、自然電位、水温等)、検層図
- (3) 揚水試験記録表、水位変動図、水理定数計算書
- (4) 水質試験成績書
- (5) 標本用試料
- (6) 試験経過及び試料のカラー写真等
- (7) その他

第9章 土質試験

(試験法)

第1条 採取された試料の土質試験は、特に定めがない限り次に掲げる各号によるものとし、併せて土質試験法等を参考にするものとする。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 乱した上の試料調製 | JIS A 1201 |
| (2) 土粒子の密度試験 | JIS A 1202 |
| (3) 土の含水比試験 | JIS A 1203 |
| (4) 土の粒度試験 | JIS A 1204 |
| (5) 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 |
| (6) 土の収縮定数試験 | JIS A 1209 |
| (7) 土の締固め試験 | JIS A 1210 |
| (8) CBR 試験 | JIS A 1211 |
| (9) 土の pH 試験 | JGS T 211 |
| (10) 有機物含有量試験 | JGS T 231 |
| (11) 土の密度試験 | JIS A 1214 |

- | | |
|----------------|---------------|
| (12) 土の一軸圧縮試験 | JIS A 1216 |
| (13) 土の圧密試験 | JIS A 1217 |
| (14) 土の透水試験 | JIS A 1218 |
| (15) 土の一面せん断試験 | 「土質試験法」 |
| (16) 土の三軸圧縮試験 | JGS T 521～524 |
- (成果物)

第2条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 土質試験結果一覧表
- (2) 試験経過のカラー写真等
- (3) その他

第10章 岩石試験

(試験法)

第1条 採取された試料の岩石試験は、特に定めがない限り次に掲げる各号によるものとし、併せて岩の調査と試験等を参考にするものとする。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 粗骨材の比重及び吸収率試験 | JIS A 1110 |
| (2) 岩石の圧縮強さ試験 | JIS M 0302 |
| (3) 岩石の引張強さ試験 | JIS M 0303 |
| (4) 岩石の強さ試験用試験片の作製方法 | JIS M 0301 |
| (5) 骨材の安定性試験 | JIS A 1122 |
| (6) 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 |

(成果物)

第2条 成果物は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 岩石試験結果一覧表
- (2) 試験経過のカラー写真等
- (3) その他

第3編 治山地すべり調査編

第1章 予備調査及び現地踏査

第1節 予備調査

(調査項目)

第1条 調査項目は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 自然環境調査
- (2) 社会的特性調査
- (3) 法令・規制等調査
- (4) 防災施設等調査
- (5) その他

(自然環境調査)

第2条 自然環境調査は、既往の資料によって調査区域及び周辺区域の地形、地質、土壌、気象、植生、水文等について調査するものとする。

(社会的特性調査)

第3条 社会的特性調査は、調査区域及び周辺区域の人口、公共施設などの保全対象、土地利用状況及び当該地区の社会的な位置付、災害が発生した場合に考えられる被害の程度、既往の災害記録等を調整するものとする。

(法令・規制等調査)

第4条 法令・規制等調査は、地すべり防止事業を実施するのに必要な法指定の有無及び工事施工に制約を受ける法規制等について調査するものとする。

(防災施設等調査)

第5条 防災施設等調査は、既往の防災を対象とした防災施設（他省庁を含む。）等の現状及び今後の計画、目的等について調査するものとする。

(その他の調査)

第6条 その他の調査は、当該地すべりに必要な事項を調査するものとする。

第2節 現地踏査

(調査項目)

第7条 調査項目は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 地形、地質調査
- (2) 植生調査
- (3) 水文調査
- (4) 地すべりのブロック区分

(地形、地質調査)

第8条 地形、地質調査は、地形図、地質図、空中写真等を基に現地を調査し、地すべりの滑落崖、亀裂等の地形的特徴及び岩石、地層の種類、断層等の地質的特性を調査するものとする。

(植生調査)

第9条 植生調査は、地すべり地特有の植生の種類、分布及びその生態を調査し、地すべりの移動状況、湿地帯の分布等を把握するとともに、地すべりブロックの把握を行うための基礎資料とする。

(水文調査)

第10条 水文調査は、地表水文及び地下水文諸量を地表から把握できる範囲で調査するものとする。

(地すべりのブロック区分調査)

第11条 地すべりのブロック区分は、地形、地質調査、植生調査及び水文調査の結果に基づき、地すべりの移動の状況及び範囲を把握し、地すべり諸調査の基本単位となる移動ブロックを決定する。

(地形測量)

第12条 地形測量は、空中写真及び空中写真を図化した地形図等を参考にして、地すべり地及び周辺地域の地形を把握するとともに、地すべり地形の特徴を示す不動地、滑落崖、亀裂、沼、凹地、隆起地帯、断層等の位置・方向及び湧水点及び保全対象等を測量し、地形図上に正確に図示することを目的とする。

第13条 測量方法は適切な方法によるが、測量にあつたつては地すべり地外の不動地に基準点を設け、地すべりの移動後も旧位置が照査できるようにするとともに、諸調査の測線の基準として使用可能なものとする。

第14条 測量の結果に基づき平面図を作成するが、測量した地形的特徴及び保全対象の関係を記載するものとする。また縮尺は、地すべりブロックの面積、保全対象の重要度・位置等を考慮して適切なものとする。なお、それまでに判明した調査の基本的事項及びその他重要事項を併せて記載するものとする。

第2章 地表移動量調査

第1節 標柱観測

(目的)

第12条 標柱による観測は、地すべり地内外の地表面に設置した標柱等を測量し、地すべりの範囲、移動方向及び移動速度等を把握するために行うものとする。

(標柱の設置)

第13条 標柱は、杉（松）の角材（1.5m×9cm×9cm）を標準とし、観測点が明示できるよう頭部にピンを設置するなど、標柱の設置位置の状況を踏まえて、監督員と協議して決定するものとする。

2 標柱の種類は、地すべりブロック外の不動地点に固定杭を設置するとともに、地すべりブロック内に移動杭を適宜設置するが、設置位置、設置本数等については監督員と協議して決定するものとする。

(観測)

第14条 観測は、トランシット（光波測距計器など）で実施し、杭間の水平距離、垂直距離、斜距離、方向を計測するものとする。

2 測定間隔は、設計図書によるものとするが、異常降雨時の後には努めて測定するものとする。

(資料整理)

第15条 観測結果は、座標計算で示し、固定杭（不動点）からの移動量を検討するものとする。移動量は、固定杭（不動点）との絶対的な移動量と前回の観測値との相対的な移動量を把握するものとする。

2 標柱移動杭観測時に地すべり地の現況を踏査し、観測結果と対比検討するものとする。

第2節 地表伸縮計

(目的)

第16条 地表伸縮計による調査は、不動地と地すべり地内、地すべり亀裂によって隔てられた2点間の伸縮量によって移動量を連続的に計測し、地すべりの移動時期、速度及び移動量を把握するために行うものとする。

(地表伸縮計の設置)

第17条 伸縮計の設置場所は、計測目的に合せて効率的な設置方法を選定し、監督員と協議しなければならない。

2 地表伸縮計は、2点の一方の点に設置固定された伸縮計と、他方の点に打ち込まれた太い杭との間にインバー線を張り、インバー線が外乱を受けないう、直径100mm前後の塩化ビニールパイプを防護カバーとして用いなければならない。また、計器の本体は、保護箱（30cm×40cm×30cm以上）により風雨等から保護しなければならない。

(観測)

第18条 観測は1週間単位の自記記録とし、記録紙の取り換えおよび補充調整を1週間に1回行うことを標準とする。ただし、一般に時計装置は1週間又は1ヶ月用となっているが、歯車の交換により1日用又は1週間用に変更が可能であるので、緊急性の高い地すべり地などでは、記録の単位について監督員と協議するものとする。

(資料整理)

第19条 伸縮計の観測データは、時間—移動量曲線図に示し、地すべりの移動量、ブロック化した地すべりの相対移動量、地すべり移動方向などを解析し、地下水圧や日降水量を併記するものとする。また、加速性のある地すべりにおいて避難等の緊急措置が必要と判断される場合等は、観測データから崩落時期の予測を行うものとする。

第3節 地表傾斜計

(目的)

第20条 地表傾斜計による調査は、地表面の地すべりに伴う微少な傾斜変動（数秒～数10秒）を高感度の傾斜計によって計測し、地すべりの前兆、移動状況、移動範囲（ブロック区分）などを把握するために行うものとする。

(地表傾斜計の設置)

第21条 傾斜計の設置場所は、傾斜計の配置計画に従って外乱ノイズの少ない地点を選定し、監督員と協議しなければならない。

- 2 傾斜計の設置に当たっては、地表に外乱に耐える頑丈な基礎台を設置し、その上に傾斜計を据え付けるものとする。傾斜計の据え付けは、正確に東西及び南北の方向に合わせて位置を決め、傾斜計脚軸の軸受坂を基礎台に接着するものとする。また、傾斜計を保護するため保護箱を設置するものとし、コンクリート台の場合は、保護箱の内寸を台の外寸より大きくとり、箱が台に触れないように設置するものとする。

(観測)

第22条 観測は、週1回を標準とし、分度盤を回転して主気泡管の気泡を管の中心に合わせ、分度盤の読み及び回転方向を計測するものとする。

(資料整理)

第23条 観測結果に基づき、計算表により地盤傾斜の諸元を計算する。計算結果より解析図を作成し、地盤の傾斜方向、すべり面の形などを推定するものとする。

第3章 主測線設定

(主測線設定)

- 第24条** 主測線の設定は、実態調査に基づき当該ブロックを代表する位置に設定し、調査及び安定解析などの基準線とするものとする。設定に当たっては、設定の位罫、設定延長について監督員と十分に協議するものとする。
- 2 主測線のみでは十分な調査結果が得られない場合は、監督員と協議のうえ、必要に応じて副測線を設定するものとする。
 - 3 設定した測線は、縦断測量を行い、平面図に測線の位置を示すとともに、縦断図を作成するものとする。また必要に応じて横断測量を行い、平面図に測線の位置を示すとともに横断図を作成するものとする。

第4章 物理探査

第1節 弾性波探査

(目的)

第25条 弾性波探査による調査は、弾性波のうち伝播速度のもっとも速いP波（地球内部を伝達する実体波）の到達時間を計測することにより、深さ方向での地層区分（崩積土層、風化岩層、基盤岩層）を行うことを主目的とする。また、走時曲線の異常形態から水平方向での地層の不連続部（直立層界、断層、破碎帯）の介在を推定する。

(測線設定)

第26条 測線は設計図書に示すが調査着手前に現地を踏査して、機構解析にもっとも有効な測線を設定し、監督員と協議しなければならない。

- 2 受震点及び発破点の位置関係を明らかにするため、図根測量及び縦断測量を行い、平面図、断面図を作成するものとし、縮尺は1/1,000程度とする。

(測定)

第27条 測定器は、12連式以上の探査装置とする。

- 2 受振器間隔は5～10mの範囲で、探査目的、目的深度、目標精度及び地形条件等を勘案のうえ決定するものとする。最大受振距離（主発破点間の距離）は探査目的深度の6倍以上とするが、地形条件その他により困難な場合は、監督員の承諾を得るものとする。
- 3 発破孔の位置は、測線上で、発破孔間隔は受振ケーブル展開内で30～40m、ケーブル展開外で60～80mを標準とする。遠隔発破は測線両端から探査目的深度の3～4倍離れた地点に設けるものとする。
発破孔は適当な深さまで地表面を掘削し、ダイナマイトを埋設して土中発破を行うものとする。
発火器は、安全装置の十分なものを使用し、発破作業に際し危険標識、見張人等により安全監視を確実にし、また付近の民家及び構造物等に危害を与えないよう万全の措置をとらなければならない。
- 4 発破観測は往復観測とし、受振ケーブル展開間の継ぎ目は受振器1点以上重複させるものとする。

(資料整理)

第28条 オッシログラフペーパーは1/100秒の縦線目盛のものを用い、時間は1/1,000秒まで判読するものとする。

- 2 測定結果は縦軸を時間（走時）、横軸を距離とする走時曲線を作成し、受振点、及び発破点等を横軸に併記し、断面図に対比させるものとする。
- 3 解析は走時曲線について縦波の屈折波法及びはぎとり法により行い、各弾性波速度ごと地質層厚、断層、破碎帯及び軟弱層等を解析するものとする。
- 4 解析結果は地すべり断面図にとりまとめ、探査目的層（地すべり層、基盤面等）上面等高線、及び断層、破碎帯等を記入した地すべり平面図を作成するものとする。

第2節 水平電気探査

(目的)

第29条 水平電気探査による調査は、地層の見かけの比抵抗の変化を測定して断層、破碎帯、地下水脈等の地下構造を推定することを目的とする。

(測線設定)

第30条 測線の位置は設計図書に示すが、調査着手前に現地を踏査して、機構解析にもっとも有効な測線を設定し、監督員と協議しなければならない。

(測定)

第31条 測定器は、探査深度等を考慮して十分な解析が行えるような機種とする。

- 2 電極配置はウエンナーの4極法により行うものとするが、地形条件等によりシュランベルガー電極法等を用いる場合は、監督員の承諾を受けなければならない。また、電極系の展開方向は、測線方向に一致させるものとする。
- 3 測定深度は、監督員の指示によるものとし、測点間隔は、各測線上において5~10m、最大20m以内を標準とする。
- 4 各測点での電極間隔のとり方は、最大電極間隔を基盤面深度の2.0~3.0倍にとり、最大電極間隔までを10段階程度の電極に区分するものとする。

(資料整理)

第32条 測点の位置関係を明らかにするため、図根測量および縦断測量を行い、平面図、断面図を作成するものとし、縮尺は1/1,000程度とする。

- 2 断面図には、解析された問題層の起伏、地下水脈、断層、破碎帯等を図示する。また、平面図には、地下水脈、断層、破碎帯等の推定位置及び平面的なつながりを図示するものとする。
- 3 解析は縦軸に見かけの比抵抗値、横軸に測点距離をとり、各深度に対応する見かけ比抵抗値を各々プロットし、断面図に対比させて行うものとする。
- 4 同一の測点または同一測線上の測定において、各測定深度での比抵抗測定値が著しく変化し、明らかに地質的不連続が推定される場合は、リーの分割法により電極端子間接続を変更し、比抵抗測定値の左右間非対称性を確認するものとする。

第3節 垂直電気探査

(目的)

第33条 垂直電気探査による調査は、測定地点の垂直方向における見かけの比抵抗を測定して、基盤岩及び地下水面の深さ等の地下構造を推定することを目的とする。

(測点設定)

第34条 測点の位置は設計図書に示すが、調査着手前に現地を踏査して、機構解析にもっとも有効な地点を設定し、監督員と協議しなければならない。

(測定)

第35条 測定器は、探査深度等を考慮して十分な解析が行えるような機種とする。

- 2 電極配置はウエンナーの4極法により行うものとするが、地形条件等によりシュランベルガー電極法等を用いる場合は、監督員の承諾を受けなければならない。
- 3 電極系の展開方向は、地形条件や推定される地質構造等を考慮して決定するものとする。
- 4 比抵抗が急変する地点では、電極系の展開方向を同一測点につき2通り以上にとるものとする。
- 5 測点深度は探査目的層深度の1.5~2.0倍にとるものとし、各測点における電極間隔は次のものを標準とし、最大電極間隔は基盤面深度の2.0~3.0倍以上とする。

探査深度	電極間隔の展開 (m)								測定機種
~ 30m	0.5	1.0	1.5	2	3	4	6	8	乾電池式3244型
~ 60m	10	14	18	22	26	30			蓄電式3244型
~ 90m	38	46	54	62					蓄電式3244型
~150m	78	91							電試型または農資S型
	110	126	142	158					

(資料整理)

- 第36条** 測点の位置関係を明らかにするため、図根測量及び縦断測量を行い平面図、断面図を作成するものとし、縮尺は1/1,000程度とする。
- 2 解析はサンドベルグの標準曲線及びフンメルまたは小野の補助曲線によるものを原則とし、さらに直視法を併用するものとする。
 - 3 解析結果は地質（比抵抗）断面図及び探査目的層（岩質の違い、地すべり層、帯水層、基盤面等）上面等高線図として取りまとめるものとする。

第4節 電気検層

(目的)

- 第37条** 電気検層による調査は、ボーリング孔を利用して各深さの比抵抗値を測定し、地層の状況、層界及び透水性等を推定することを目的とする。

(設置)

- 第38条** 電極配置は、2極法（ノルマル配置）、3極法（ラテラル配置）及び4極法とする。

(観測)

- 第39条** 測定器は、横河製3244型大地比抵抗測定器又はこれと同等以上の性能を有する機種とする。
- 2 電極間隔 a は、ボーリング孔径 d に対して次に掲げる各号のとおりとする。
 - (1) 2極法の電極間隔 a は、
 - ア 泥水ノルマル : $a < 0.5 d$
 - イ ショートノルマル : $a = 0.8 \sim 1.0 d$
 - ウ ロングノルマル : $a = 1.5 \sim 2.0 d$
 - エ ロングロングノルマル : $a = 2.0 \sim 3.0 d$ （必要に応じて追加する）
 - (2) 3極法の電極間隔 a は、2極法のロングノルマル a の1.2～1.5倍の1通りとし、この際の電位電極（P1、P2）は a に等しくとるものとする。
 - (3) 4極法の電極間隔は $a = 1.0 d$ 、 $a = 3.0 d$ を標準とする。
 - 3 観測は回連続方式を原則とする。
ただし、漏水等が予測される場合は、ボーリング日掘進区間ごとに測定するものとする。
 - 4 観測間隔は、25cmを原則とする。
 - 5 観測野帳にはベントナイト使用箇所、孔内崩壊箇所、湧・漏水箇所、無水掘進箇所等、削孔状況を記載するものとする。

(資料整理)

- 第40条** 測定結果から、2、3、4極法による比抵抗曲線をプロットした電気検層解析図を作成する。
- 2 解析図から、直視的に泥質層、透水層及び固結層を判定する。また、F値（地層係数）を標準曲線から算定し、地層の透水性判定の材料とする。
 - 3 解析結果は、地質柱状図と対比し、すべり面判定の資料とする。

第5章 ボーリング調査

(目的)

第41条 地すべり機構調査におけるボーリング調査は、地すべり地及びその周辺の地下を掘削し、土質、地質、地質構造等を直接把握するとともに、ボーリング孔を利用する各種調査を実施するために行うことを目的とする。

(調査位置、深度決定等)

第42条 ボーリングの位置は、実態調査等の結果に基づき必要な位置を選定し、調査の目的に応じて深度、解度、口径等と併せて、監督員と協議の上、決定するものとする。

(掘削)

第43条 地すべり調査に使用するボーリング機械は、ロータリーボーリングを標準とし、口径は66mmを標準とする。

- 掘削水は清水を用いるものとし、孔壁の維持、漏水等の防止が必要であると認められる場合は、ケーシングパイプを使用しなければならない。孔壁保護のためのベントナイトは、電気検層を実施する場合を除いて原則として使用してはならない。

(保孔管の設置)

第44条 保孔管は、VP40を標準とし、ストレナー加工し、継手はスリーブ加工を行って継ぐものとする。

- 保孔管の設置は、ボーリング孔の孔底まで挿入し、それを地表面に1m程度出し、その周辺を30cm×30cm×10cm以上のコンクリートで固定するものとする。地上部の保孔管はストレナー加工しないものとする。

(コアの採取)

第45条 ボーリングはコアボーリングを標準とし、目的に応じてノンコアボーリングを行うものとする。

- コアボーリングは、コア(岩芯)を採取し、直視により地下の状態を把握するために行うものとする。
- コア資料の採取は原則として全掘削長にわたって行い、採取率を100%に近づけるように注意深く掘進しなければならない。また、試料が攪乱されないように注意し、必要に応じてダブルコアチューブ、コーリフタリング等を使用するものとする。

(試錐日報等の資料整理)

第46条 試錐日報は、ボーリング施工中、地盤の構成と土質及び地下水の状態を判断するために、次に掲げる各号の事項を記入し整理するものとする。

- 掘進状況(概略の柱状図を付す。)
- 地層の変り目、岩質、土質、毎回のコア採取率(コア長/掘進長)、化石・亀裂の有無、ガスの存在、孔内温度の急激な変化等
- 孔内の状況、特に崩壊、孔曲り、湧水、漏水の場合はその量(ℓ/分で表示)
- 毎日の作業開始前、及び作業後の孔内水位
- 地層の種類、硬軟、色調(標準土色帳による)、転石の大きさとその位置
- スライムの種類、色調(標準土色帳による)、粒度
- ボーリング中の送水量、送水圧、掘進圧とその変化、レバーの抵抗とその変化、ロッドの反動
- ケーシングパイプの挿入長
- 掘削中にみられた地すべりの兆候、土質試料の採取位置

(コア等の資料整理)

第47条 標本箱は、長さ1mで掘進長5m分のコアが1箱に入るように5列の溝を設けたものを使用し、予定掘進長の全量に相当するだけのコア箱を用意する。

- 採取したコアは、そのまま標本箱の所定の位置に整理し、採取区分ごとに仕切り板を置いて、各々の深度を仕切り板に記入する。標本箱の蓋には、事業名、調査地区名、ボーリング孔番号を記入する。

- 3 コア採取率が低く、標本箱に空間が出来てもこれを詰め寄せてはならない。
- 4 掘進終了後はコアの内容を1箱ごとに撮影し、カラー写真で提出しなければならない。
- 5 スライムは、その旨を記入したビニール袋に深度等を記入して、標本箱に保管するものとする。
- 6 採取したコアの乾燥を防止するため、写真撮影後ビニールシートを用いて保管するものとする。

(断面図の作成)

第48条 ボーリング調査の結果は、試錘日報解析図、地質柱状図、地質断面図等にとりまとめるものとし、地質的な観点からすべり面の判定根拠を明らかにするものとする。

- 2 地質柱状図の作成は、地質・土質の専門技師が行うものとし、次に掲げる各号の事項を記入するものとする。
 - (1) 担当技術者名、ボーリング技工名
 - (2) 柱状図、地質、土質、色調、硬軟
 - (3) 地下水位（毎日の作業開始前及び作業後の孔内水位）、送水排水量
 - (4) コア採取率
 - (5) 地中ひずみ計の設置位置
 - (6) 土質試料の採取位置
 - (7) 標準貫入試験の結果等
 - (8) 観察事項の欄には、礫径、礫の種類、礫の形状（円礫、亜角礫、角礫の別）、マトリックスの状態、基盤岩の破碎状態、クラック、湧水の位置と湧出量、孔内崩壊、孔曲り、ガスの存在、地温の急激な変化等について出来るだけ詳しく記入するものとする。

(地質・土質の判定)

第49条 地質・土質等の判定は、専門技師の立会いのもと、その責任において行うものとする。

- 2 基礎地番の構成と岩質は、採取された試料の観察と付近の地質状況を総合して判断する。

(ノンコアボーリング調査)

第50条 ノンコアボーリング調査により地下構造を概括的に調査する場合は、掘進中における地質の硬軟、排水の色調、及び周辺の地質状態を検討し、概略の地質・土質柱状図を作成するものとする。

- 2 スライムは、採取地点、深度等を記載したビニール袋等に入れ、整理して保存するものとする。

第6章 地中移動量調査

第1節 パイプ歪計調査

(目的)

第51条 パイプ歪計による調査は、地すべりの移動が比較的小さい場合に用い、ボーリング孔にストレインゲージを張り付けたパイプを挿入固定し、歪量からすべり面の位置、地すべりの活動状況、地すべりの発生機構等（発生・停止の条件等）等を判定することを目的とする。

(設置)

第52条 パイプ歪計は、基岩中に十分深く掘削したボーリング孔に、パイプ歪計同上または中継パイプと交互につながりながら孔底まで挿入するものとする。

- 2 パイプ歪計の設置方向は、パイプの表面に記されたマークを地すべりの移動方向に合わせるものとする。
- 3 パイプ歪計の固定は、パイプと地盤との間の空隙を埋め戻し固定するものとし、埋め戻しの材料は洗砂を使用すること。また、不完全な埋め戻しに起因するノイズが懸念される場合は、グラウトで固定（パイプ歪計観測専用孔）する。この場合、地下水位は別途水位観測専用孔を設けて観測する。
- 4 ボーリング結果等からすべり層が概ね判明している場合は、監督員と協議のうえ、歪ゲージを50cmピッチ程度とし、かつ特定区間のみ歪計を設置するなどの工夫を行って、すべり面確認の精度向上に努めるものとする。
- 5 設置作業にあたっては、歪ゲージの防水加工部分やリード線を傷つけないよう注意深く作業しなければならない。歪計設置後、リード線は順序よく整理して保護箱に収納し、風雨等から防護するものとする。

(観測)

第53条 計測は静歪指示計又は記録計を使用して行うものとする。リード線を計測器のターミナルに接続し、計測器の使用手順に従って歪量を測定するものとする。

- 2 計測のインターバルは、地すべりの規模や地すべりの発生と停止の条件等（臨界水位など）調査目的に応じて、監督員と協議のうえ決定するものとする。

(資料整理)

第54条 データの解析にあたっては、可能な限りノイズを消去するものとする。

- 2 解析結果により次に掲げる各号の解析図を作成し、それぞれの解析図には、地質柱状図、地下水位、降雨量などを併記するものとする。
 - (1) 歪柱状図：縦軸＝深度、横軸＝累積歪量 ϵ 、パラメータ＝測定月日
 - (2) 深度別歪累積図：縦軸＝累積歪量 ϵ 、横軸＝月日、パラメータ＝深度

第2節 地中傾斜計調査

(目的)

第55条 地中傾斜計による調査は、ボーリング孔に挿入固定されたガイドパイプに傾斜計を挿入して傾斜角を測定し、すべり面の位置、地すべりの移動状況等を判定することを目的とする。

(設置)

第56条 基岩内に十分深く掘削されたボーリング孔に、ガイドパイプを接続しながら挿入し、ガイドパイプと孔壁との空隙はグラウトにより完全に充填するものとする。

- 2 ガイドパイプの挿入にあたっては、大きい初期たわみの発生を避けるため無理に押し込まずに、ガイドパイプが真直ぐになるように設置するものとする。

- 3 ガイドパイプのガイド溝の一方を地すべりの移動方向に合わせ、ガイド溝同士がスムーズにつながるようガイドパイプを接続するものとする。また、地すべりの移動方向が不明の場合は、ガイド溝を東西、南北に合わせて設置する。

(観測)

第57条 地中傾斜計の観測開始は、グラウト硬化後（少なくとも7～10日）に実施するものとする。

- 2 観測は、原則として50cm間隔で2方向測定するものとし、1方向当たり180°変えて2回以上測定するものとする。
- 3 計測のインターバルは、1孔当たり1ヶ月に5回程度を標準とするが、地すべりが活発な場合は、測定インターバルを監督員と協議するものとする。

(資料整理)

第58条 計測データは、区間長50cm当たりの水平変化量として得られているものとして整理するものとする。

- 2 計算値を基に、各測定日ごとのA、B（Y、X）各軸のたわみ図を作成するものとする。また、特定の深度におけるたわみ量の経日変化図、たわみ方向をみるためのベクトル図を作成するものとする。
- 3 たわみ図からすべり面の位置を直視判定するとともに、たわみ量の経日変化図から、地すべり滑動の時期、滑動開始の条件（臨界水位）などを判定するものとする。

第3節 地中伸縮計調査

(目的)

第59条 地中伸縮計による調査は、地すべりのすべり面位置での変位量を計測し、地すべり移動状況（移動時期、速度、発生と停止の条件）を判定することを目的とする。

(設置)

第60条 地中伸縮計は、すべり面より1.0m程度深く余裕をもって掘削されたボーリング孔にステンレス製の計測ワイヤーを挿入し、ワイヤーの先端を所定の位置に固定するものとする。固定の方法は、グラウトを標準とする。

- 2 ワイヤーはビニールパイプ等により保護し、自由に動くようにしておくものとする。
- 3 多段式ワイヤー伸縮計を用いる場合は、保護パイプの中にワイヤーを整列させ、最小間隔1mごとに固定点を設けるものとする。
- 4 大きな移動量が予想される地すべり地においては、計測ワイヤーの地上引き出し長さを十分長くとり、移動量の計測範囲を大きくするものとする。

(観測)

第61条 計測装置として伸縮計を用いる場合は、農地編第2章第18条に準ずるものとする。

- 2 計測のインターバルは、パイプ歪計や地表傾斜計と同程度を標準とするが、地すべりの活動状況を考慮して適切な間隔を選定し、監督員と協議しなければならない。

(資料整理)

第62条 地中伸縮計データは、時間—移動量曲線図にまとめるものとする。

- 2 多段式の場合は、深度の順序に曲線図を並列させるものとする。

第7章 地下水調査

第1節 地下水位調査

(目的)

第63条 地下水位調査は、ボーリング孔等を使用し、地下水の圧力水頭を測定するために行うものとする。

(自記水位計の設置)

第64条 観測に用いる観測孔は、鉛直で孔曲りのないものを使用するものとする。

- 2 水位計の計器は、水平に堅固に設置し、ボーリング孔から水位計までのフロートワイヤー及び錘用孔は、塩化ビニールパイプ等で保護するものとする。
- 3 使用するボーリング孔は、基盤岩内の亀裂により地下水位がすべり面以深に著しく落ち込んでいたり、ボーリング孔内へ地表水の流入が顕著であるなど現地の地下水位を反映していないと認められる場合は、監督員と協議するものとする。

(自記水位計の観測)

第65条 観測時期や観測期間について監督員と協議し決定するものとする。

(携帯用触針式水位計の観測)

第66条 観測のインターバルは、地下水位と地すべり活動との関係の把握が可能になるように監督員と協議し決定するものとする。

(資料整理)

第67条 地下水位の観測データは、時間—地下水位変動図に取りまとめ、地すべりの移動状況や日降雨量を併記するものとする。

- 2 地下水位変動図から、地すべり発生時の水位、最高水位、平常時水位を判読するものとする。

第2節 間隙水圧調査

(目的)

第68条 間隙水圧調査は、地すべりに関係する地下水の間隙水圧を直接測定するために行うものとする。

(間隙水圧計の設置・測定方法)

第69条 間隙水圧計を埋設して、直接水圧を測る方法とすべり面付近のみをストレーナー加工し、その上下を遮水した水分観測専用孔で水位を観測する方法があるが、実用的な後者によるものとする。

(観測)

第70条 観測時期や観測期間について監督員と協議し決定するものとする。

(資料整理)

第71条 地下水位の観測データは、時間—間隙水圧変動図に取りまとめ、地すべりの移動状況や日降雨量を併記するものとする。

- 2 計測器械の特性を十分に把握したうえで、データの整理を行うものとする。

第3節 地下水追跡調査

(目的)

第72条 地下水追跡調査は、地下水の流動状況、特に地下水の経路及び流速の確認を行い、地すべり区域に存在する地下水の起源及び分布状態を流動的に把握するために行うものとする。

(観測)

第73条 トレーサーの投入孔と採水地点は、調査結果が対策工の立案に十分反映できるように監督員と協議し決定するものとする。

- 2 調査に用いるトレーサーは、食塩、硫酸マンガン、フルオレッセンスーダを標準とし、これらについての現地でのバックグラウンドを調査したうえで、監督員と協議して判定可能なトレーサーを用いるものとする。なお、地下水が当該区域又はその下流地域で飲料に使用されている場合は、毒性のあるものは使用してはならない。

(資料整理)

第74条 トレーサー投入地点、採水地点を明らかにするため図根測量及び縦断測量を行い、平面図、断面図を作成するものとする。

- 2 調査結果は、トレーサー検出濃度一覧表に取りまとめ、これにより横軸を時間、縦軸を濃度とするトレーサー検出濃度曲線を作成するものとする。
- 3 バックグラウンドにおけるトレーサー検出濃度曲線より、統計的にバックグラウンドの限界値を求め、これ以上の濃度検出をもって、トレーサーの採水地点への到達、すなわち、地下水の到達と判定し、各採水地点の結果を地下水追跡結果一覧表に取りまとめるものとする。
- 4 トレーサー検出濃度曲線図の形態から、地層条件（透水性、亀裂の有無等）を吟味するものとする。
- 5 平面図に投入地点、採水地点を明示し、解析結果を図示した地下水供給経路想定平面図を作成する。その際、投入日時、検出経過日数、流速等を記載するものとする。

第4節 揚水試験

(目的)

第75条 揚水試験は、地すべりに関係する地下水の賦存状況、特に地下水の分布を制限し又は地下水供給源となる横方向の地下水的境界面を把握することを目的とし、このほか帯水層の透水係数や地下水排除工の配置、規模等を決定するために行うものとする。

(簡易揚水試験の観測)

第76条 簡易揚水試験の試験区間は3.0mを標準とし、試験区間以外はケーシングで遮水するものとする。

- 2 観測は、水位が一定になるまで揚水を継続し、その後回復水位を測定するものとし、揚水量は1分ごとに測定し、それらの平均値を求めるものとする。
- 3 回復水位の測定間隔は、最初の2分間は30秒ごと、10分間までは1分ごととし、10分以上は水位の回復速度により監督員と協議のうえ決定するものとする。また、回復水位の測定時間は、30分以上測定するものとする。
- 4 揚水の使用機器は、地下水が多量の場合は簡易揚水ポンプを使用し、地下水が少ない場合はベラーを使用するものとする。

(簡易揚水試験の資料整理)

第77条 測定区間ごとに平均揚水量を整理し、回復水位と経過時間を片対数グラフにプロットしてヤコブ等の方法により透水係数を算出するものとする。

(揚水試験の観測)

第78条 揚水試験は、揚水孔および観測孔を設置し、予備試験に基づき本試験の観測を次に掲げる各号により実施するものとする。

- (1) 揚水孔の位置は、地すべり機構調査の結果から、地下水的境界面を把握するのにもっとも適切と判断される位置を監督員と協議のうえ選定するものとする。
- (2) 揚水孔は、揚水ポンプの全長を考慮し、基岩内に2m程度根入れするものとする。

- (3) 揚水孔設置位置では、先行調査ボーリングを実施し、地質状況や地下水検層結果から揚水孔の使用を監督員と協議のうえ決定するものとする。

- (4) 揚水孔の仕上がり口径（スクリーンおよび保孔管外径）は、150mm 以上とし、揚程及び計画揚水量に適した口径とし、掘削径はスクリーンの挿入とフィルター材（砂利、砂等）の充填並びに揚水対象外の区間の目封じ作業が確実にされるよう十分にとるものとする。
- (5) スクリーン区間は、揚水試験対象の地下水帯の厚さに合わせて計画し、開口率は10%以上とし、スクリーン以外の区間は筒状布パッカーを装着し、パッカー内にグラウトすることで完全に目封じするものとする。孔の仕上げ後地下水検層を実施し、他の地下水帯からの水の混入がないことを確認するものとする。
- 2 観測孔は、次に掲げる各号に試験方法の選定及び試験結果の解析方法より設置するものとする。
- (1) 観測孔の配置は、監督員と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 観測孔は、揚水孔と同様に着岩させるものとし、揚水試験の対象とする地下水帯部分にのみスクリーンを設置するものとする。スクリーン及び保孔管径は40mm 以下とする。
- 3 予備試験は、次の試験方法の選定及び試験結果の解析方法より実施するものとする。
- (1) 予備試験は、本試験の揚水量を決定するために行うものとする。
- (2) 計画揚水水位は、原則としてすべり面位置に一致させるものとし、地下水排除工の計画上、別に定められた計画水位がある場合はこれに一致させるものとする。
- (3) 揚水孔、観測孔のすべてについて、揚水開始直前の孔内水位を観測して、初期水位とし、揚水孔の水位が計画揚水水位を保つように揚水量を調節しながら揚水し、揚水量が平衡に達するまで継続して得た平衡揚水量を計画揚水量とする。
- 4 本試験は、次の試験方法の選定及び試験結果の解析方法より実施するものとする。
- (1) 予備試験による水位低下が揚水孔、観測孔ともに十分回復するのを待って本試験に着手するものとする。
- (2) スクリーンが複数の地下水帯に対して設けられている孔を観測孔として利用する場合は、揚水開始前に地下水検層を実施し、地下水帯別の圧力水頭を確認しておくものとする。
- (3) 本揚水はステップ式揚水を原則とし、水位が平衡状態に達するまで揚水を継続し、各観測孔の水位が平衡に達したことを確認した時点で揚水を停止するものとする。
- (4) 地下水位の観測は、手動若しくは自記若しくは自動計器による連続又は隔測記録とし、下記の要領により実施するものとする。
- ア 手動用の水位計は迅速な計測が可能で、水面の誤認の恐れがなく、精度 1cm 程度のものを使用するものとする。
- イ 自記及び自動計器は精度 1cm 程度で、長期間安定な計測が可能なものを使用するものとする。
- ウ 手動による隔測の場合の観測時間は、下記を標準とする。自動観測による場合は、下表より密な間隔とし、最大間隔は10 分以内とする。

孔の種類		ステップアップ後 最初の1時間 揚水停止後 最初の1時間	以後
揚	水 孔	0、5、10、20、30、40、50、60分	30分ごと
観 測 孔	揚水孔近傍の もの	0、5、10、20、30、40、50、60分	30分ごと
	遠隔地のもの	0、10、20、40、60分	60分ごと

- エ 自記観測による連続記録の場合は、最小時間目盛り1時間以内で、1/10 時間の読み取りが可能な記録紙を使用するものとする。
- (5) 揚水量の観測は、揚水量の多寡により、三角ノッチ、転倒ます流量計、リットルます等を使用し、最初の3時間は5~10分ごと、それ以後に30分以内ごとに観測し、所定の揚水量を保つように調整するものとする。
- (6) 揚水前、地下水検層を実施した観測孔については、本揚水の最終段階での平衡水位時において再度、地下水

検層を実施し、各地下水帯別の水頭低下高を確認するものとする。

(揚水試験の資料整理)

第79条 揚水試験の観測結果は、S-t 曲線図、水位（水頭）低下高等値線図、揚水前及び揚水中の地下水（水頭）面等高線図に取りまとめるものとする。

- 2 解析図に基づいて、地下水文的境界面（不透水壁、かん養壁）の判定を行いチーム（Thiem）の揚水公式を用いて水文定数を算定するものとする。
- 3 揚水試験の成果物は、試験孔位置図、各解析図及び解析計算書を作成するものとする。

第5節 水質分析試験

(目的)

第80条 水質分析試験は、地すべり地及びその周辺一体の地下水を科学分析し、水質の異同から地下水系及び水文地質条件の違いを判定することを目的とする。

(採水)

第81条 試水は、調査地全域について踏査を行い、湧水点、ボーリング孔等から採水するものとし、その位置の決定に当たっては監督員と十分協議するものとする。

- 2 採水時には、外観、味、におい、天候、気温等を記録するものとし、採水量は1箇所につき1,000cc以上とする。

(資料整理)

第82条 水質の分析試験は現地試験と室内試験を行い、分析は次に掲げる各号の項目について実施するものとする。

(1) 現地試験

- ア 水温
- イ pH及びRpH
- ウ 電導度又は水比抵抗
- エ 溶存酸素量

(2) 室内試験

- ア pH及びRpH
- イ ナトリウムイオン
- ウ カリウムイオン
- エ カルシウムイオン
- オ マグネシウムイオン
- カ 塩素イオン
- キ 硫酸イオン
- ク アルカリ度
- ケ ケイ酸

- 2 水質分析試験の結果は、次に掲げる各号の項目を記載した水質説明書を作成して取りまとめるものとする。

- (1) 採水箇所位置
- (2) 水質分析の方法
- (3) 水質分析値一覧表
- (4) 溶存イオン座標分類図（三角形、菱形又はヘキサダイアグラム分類図等）
- (5) 水質による分類平面図（採水地点をプロットし分類する）

第6節 地下水検層

(目的)

第83条 地下水検層による調査は、ボーリング孔内の地下水の比抵抗又は温度を測定し、地下水流動面の有無、相対量及び深度等地下水の動態を把握するために行うものとする。

(自然水位法による地下水検層の観測)

第84条 自然水位法による地下水検層は、ボーリング調査終了後、調査孔内に形成された地下水位のもとで実施するものとする。

- 2 ボーリング孔内へ電解質物質（一般には食塩を使用）を投入し、その後の経時的な電解質物質の濃度変化を直接的に測定するか、又は間接的に電気的比抵抗値あるいは電導度を測定するものとする。
- 3 測定は、バックグラウンド値、電解質物質投入直後、投入後10分、20分、30分、60分、120分の計7回以上を標準とする。
- 4 測定器は、電極間隔25cmの電導度計を用いた単電極・懸走式測定器又はこれと同等以上の性能を有する電気電導度測定器を使用するものとする。

(汲み上げ法による地下水検層の観測)

第85条 汲み上げ法による地下水検層は、孔内での地下水の流入若しくは孔内水の流出により発生する鉛直上昇流又は下降流を把握し、すべり面となり得る地質的不連続面及び不連続面に働く揚水圧を推定するために実施するものとする。

- 2 ベーラー等により孔内水の汲み上げを行い孔内水位を低下させてから、地下水検層を測定するものとする。

(ステップ検層による地下水検層の観測)

第86条 ステップ検層による地下水検層は、ボーリング掘進中漏水が激しい地層で、すべり面に関連する地下水流動層を把握するため、毎日のボーリング掘進終了後に測定区間を限定して地下水検層を測定するものとする。

(資料整理)

第87条 解析は、測定結果より、観測時間をパラメータとし、深さを縦軸、抵抗値を横軸にとって抵抗変化解析図を作成し、地下水の流動面、流動層、有圧地下水帯、逸水面等を判定するものとする。

- 2 抵抗変化解析図で作成する水比抵抗曲線は、経時的な水比抵抗値をプロットするものとし、水比抵抗曲線の横軸は対数尺で表示するものとする。

第7節 水収支調査

(目的)

第88条 水収支調査は、地すべり地内における水の流入、浸透及び流出諸量を把握するために行うものとする。

(自記雨量計の設置)

第89条 自記雨量計の設置位置は、原則として地すべり地内とし、気流の影響がでないような箇所を選定し、監督員と協議して決定するものとする。

- 2 設置にあたっては、強い雨の際の地面からの跳ね返りが入らないようにするため、受水器の設置位置は地表から十分な距離を取り、コンクリート基礎などにしっかりと固定するものとする。

(観測)

第90条 観測時期や観測期間について監督員と協議して決定するものとする。

(資料整理)

第91条 連続雨量、最大日雨量、最大時間雨量等を計測し、地下水位の上昇や地すべり移動との関係を検討する基礎資料を整理するものとする。

第8章 土質特性等調査

第1節 土質試験

(目的)

第92条 土質試験は、地すべり地の土の物理的及び力学的性質を把握するために行うものとする。

(試料採取)

第93条 土質試験試料の採取は、試験の目的に応じた方法によって行うものとし、採取位置及び深さについては、ボーリング調査等の結果を踏まえて監督員と協議して決定するものとする。

(物理試験)

第94条 物理試験は、地すべり地の土の物理的特性を判定するために行うものとし、試験方法は、次に示す日本工業規格等によるものとする。

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 土粒子の比重（密度）試験 | JIS A1202 |
| (2) 土の粒度試験 | JIS A1204 |
| (3) 土の含水量試験 | JIS A1203 |
| (4) 乱さない試料の単位重量試験 | JIS A1214 |
| (5) 液性限界 | JIS A1205 |
| (6) 塑性限界 | JIS A1206 |
| (7) 収縮限界 | JIS A1209 |

(力学試験)

第95条 力学試験は、地すべり地の土の内部摩擦角、粘着力、粘性係数、弾性係数及び地盤支持力等、土の力学的特性を把握するために行うものとし、試験方法は、次に示す日本工業規格等によるものとする。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 圧密試験 | JIS A1217 |
| (2) 直接せん断試験 | 地盤工学会編「土質試験法」 |
| (3) 一軸圧縮試験 | JIS A1216 |
| (4) 三軸圧縮試験 | 地盤工学会編「土質試験法」 |
| (5) 透水試験 | JIS A1218 |
| (6) 突固め試験 | JIS A1210 |

第2節 貫入試験

(目的)

第96条 貫入試験は、地すべり地における土層の相対的な強さ及び密度等を知るために行うものとする。

(試験方法)

第97条 試験方法は、次に示す日本工業規格等によるものとする。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 土の標準貫入試験 | JIS A1219 |
| (2) スウェーデン式サウンディング | JIS A1221 |
| (3) オランダ式貫入試験 | JIS A1220 |

第9章 機構調査解析

(総合解析)

第98条 機構調査の総合解析は、各項で解析を行い判定又は決定した地すべり層、各調査の相互関係に基づく安定解析結果により、立体的かつ総合的な解析判定を行い、地すべり防止工事の工種、工法、施工位置及び規模等を的確に判断し得るように取りまとめなければならない。

2 地すべりブロック区分は、現地踏査及び機構調査の解析結果に基づいて判定し、地すべりの移動状況及びその危険度、保全対象の重要度等を総合的に判断して決定するものとし、地すべり防止計画作成の基本単位とするものとする。

3 地すべり層の判定は、現地踏査の地形地質調査による亀裂・滑落崖・構造物のクラック・隆起等、機構調査のボーリングによるコアの風化度・粘土層の存在・破砕帯・基岩面等、弾性波探査、電気探査による基盤又は基岩の推定面、地中移動量調査等による移動面及び地下水文条件等の解析結果を検討把握した上で、総合的に判断し決定するものとする。

判定結果は地すべり断面図に取りまとめ、風化土層の種類、粘土層、すべり面、基盤面及び基岩の傾斜、地下水の状況等を記入するものとする。

(現地検討)

第99条 現地検討は、現地踏査及び機構調査の解析結果に基づいて判定した諸事項を現地と照会し、防止工法の計画位置等を検討するものとする。

(防止工法計画)

第100条 防止工法計画は、機構調査の総合解析や安定解析の結果より、最も効率的かつ経済的な全体計画を策定するものとする。全体計画の策定に当たっては、必要な防止工法の位置、数量及び優先順位とその理由を明示するものとする。

2 全体計画を実行するために必要な仮設工、附帯工、安全施設等についても併せて計画するものとする。

(安定解析)

第101条 斜面の安定解析は、地すべり移動を抑制又は抑止するための、工種及び工事の規模を決定するために行うものとする。次に掲げる各号の事項については、当該地すべりの地形、地質、社会的特性を踏まえて、監督員と協議して決定するものとする。

- (1) 安定解析の方法及び種類
- (2) 初期安全率及び目標安全率
- (3) 土質強度定数及びその決定方法

(照査)

第102条 機構調査の解析結果や防止工法計画、安定解析等に誤りがないか照査を行うものとする。

(報告書)

第103条 報告書の内容は、原則として次に掲げる各号のものを具備するものとし、その他必要な事項については監督員と協議して決定するものとする。なお、成果物一覧表(別紙1)を添付するものとする。

- (1) 調査項目、数量及び調査担当技術者名
- (2) 予備調査及び現地踏査結果
- (3) 各種実態調査結果
- (4) 各種機構調査結果
- (5) 機構調査解析結果
- (6) 防止工法計画の樹立
- (7) 今後の課題

(8) 参考文献（別紙2）等

(9) その他必要な事項

2 報告書の提出に当たっては、その内容を監督員に説明しなければならない。また、必要に応じて中間報告を行うものとする。

3 報告書の提出部数は、3部を標準とする。

ただし、設計図書及び監督員の指示があった場合は、これによるものとする。

成果物一覧表

記載項目等		記載内容等	成果品必要項目	備考
予備調査	自然環境	仕様書による		
	社会的特性	〃		
	法令・規制等	〃		
	防災施設等	〃		
	その他	〃		
現地踏査	地形・地質	〃		
	植生	〃		
	水文	〃		
	地すべりブロック	〃		
実態調査	標柱観測	〃		
	地表伸縮計調査	〃		
	地表傾斜計調査	〃		
機構調査	弾性波探査	〃		
	水平電気探査	〃		
	垂直電気探査	〃		
	電気検層	〃		
	ボーリング調査	〃		
	ハ°イフ°歪計調査	〃		
	地中傾斜計調査	〃		
	地中伸縮計調査	〃		
	地下水水位調査	〃		
	間隙水圧調査	〃		
	地下水追跡調査	〃		
	揚水試験	〃		
	水質分析試験	〃		
	地下水検層	〃		
	水収支調査	〃		
	土質試験	〃		
	貫入試験	〃		
	アンカー引抜・載荷試験	〃		
	機構調査解析	〃		
写真		予備調査、現地踏査、実態調査、機構調査に伴う必要な写真		
図面	位置図			
	荒廃現況図			
	地質断面図			縮図を含む
	全体計画図			縮図を含む
	構造物等定規図			縮図を含む
	その他必要な図面	各機構調査仕様書による		縮図を含む
設計打ち合わせ簿	最低3回分			

※成果品必要項目欄は、該当するものに○を記入する。

図 書 一 覧 表

図 面 名	制 定	備 考
治山技術基準・解説	林野庁監修	
治山林道必携・設計積算編	林野庁	
治山必携 法令通達編	〃	
治山・保安林関係質疑応答集	治山研究会	
土質試験法	地盤工学会	
静岡県治山必携（技術基準編）	農林水産部	
静岡県治山必携（要領編）	〃	
治山ダム・土留工断面表	林野庁監修	
林道規定	林野庁	
林道必携技術編	日本林道協会	
静岡県林道必携(技術編)	環境森林部	

第4編 林道 地質・土質調査編

第1章 浅い基礎又は地表部等の土質調査

(調査の実施)

第1条 林道の設計等に必要と比較的浅い基礎又は地表部等（路床土を含む）の土質資料を得るために行い、調査の種類、数量及び調査箇所は、図書（設計図書）又は特記仕様書に定めるものとする。

(サウンディング)

第2条 サウンディングとは、ロッドに付けた抵抗体を地中に挿入し、貫入、回転、引き抜きなどの抵抗から土層の性状を探查することである。

2 サウンディングの調査方法の種類は、次に掲げる各号のとおりである。

- (1) 標準貫入試験
- (2) 動的貫入試験
- (3) 静的コーン貫入試験
- (4) スウェーデン式サウンディング試験
- (5) ベーン試験
- (6) その他

(サウンディング試験の方法)

第3条 サウンディングの試験方法は、それぞれの試験方法に応じた試験方法等の規定により行うものとする。

(土質試験用試料の採取)

第4条 土質試験用試料の採取方法及び試料作成方法等は、JISの規定又は特記仕様書によるものとする。

(土質試験)

第5条 土質試験はJIS および地盤工学会の規定する試験方法によらなければならない。

上記以外の試験方法は、特記仕様書によるものとする。

第2章 深い基礎等の土質調査

(調査の実施)

第1条 この調査は、林道の設計等に必要と比較的深い基礎等（橋台、橋脚、擁壁等の基礎、トンネル箇所の地質調査等）の土質試料を得るために行う。

2 調査の種類、数量及び調査箇所等は、図書（設計図書）又は特記仕様書に定めるものとする。

(調査の種類)

第2条 調査の種類は、次に掲げる各号のとおりである。（地すべり調査を除く。）

- (1) ボーリング調査
- (2) 物理探査（弾性波探査）（電気探査）
- (3) その他

(ボーリング調査)

第3条 ボーリング調査は、土質・地質・地下水等の条件を調査し、構造物の位置選定、基礎設計等のための基礎資料を得るものである。

2 ボーリング調査は、所定の箇所における地質状況を明らかにすることを目的としているので、コア採取率は100%を目標とする。掘進の方向は、特に指示のない限り鉛直方向とする。

(使用機械)

第4条 使用する機械は、所定の方向、深度に対して余裕のある能力を有する機械とし、原則として油圧式高速回転機を使用するものとする。

2 掘進口径は、特に指示のない限り66mm以上とする。

3 コアチューブはダブルとする。ロッド定尺で曲がりのないものを使用するものとする。

(調査方法等)

第5条 足場、櫓等は作業の完了まで機械を安定に保ち、かつ試験器具を正しく所定の位置に挿入できるよう十分堅固な構造としなければならない。

2 基準となる高さ（深度0m）の標示杭は、監督員の指示によって孔口付近に明示しておくものとする。

3 掘進中の注意事項、コア採取、その他の留意事項等は、特記仕様書又は監督員の指示によるものとする。

(記録)

第6条 調査日報には、調査名、調査場所、孔番号、調査地点の標高、掘進深度、日付、就労人員、主たる使用材料を記録するものとする。

2 層序、層厚、深度及び地層の観測事項、その他掘進時の観測事項を記録するものとする。

(物理探査)

第7条 物理探査により、地震、音波、重力、電気、磁気、放射能、温度等を媒介として地質構造、地層の物理性、資源の所在などを推定する。

(弾性波探査)

第8条 測線の位置、延長及び探査深度は設計図書に従う。ただし、監督員の了解を得たものに限り、現地の実情に応じて変更してよいものとする。

2 測線は正確に縦断測量して配置するものとする。

3 探査に先立ち、測線全線を踏査し、地質構造の概略を察知しておく。発破点については、岩質、風化の程度、亀裂状態、土層深さ、地下水位等を観察し、スケッチしておく。探査は別に定める場合のほかは屈折法により行い、測点間隔は原則として5mとする。

4 発破点の間隔は、1つの受振器に少なくとも5回以上の地震波を受けるように設定する。崖上、大きな岩石の近傍等の極端な地形の変化点は避けなければならない。

- 5 弾性波探査装置は原則として 12 成分以上のものを使用するものとする。
- 6 測線の両端、発破点及び測点には杭等により位置を明示しなければならない。
- 7 観測に先立ち、計器の調整、ピックアップの固定、爆発符号の確認を行うものとする。
- 8 観測は、往復観測とし、目的の地質構造を把握するものとする。
- 9 作業中適当な時期において、記録用紙を点検し、不良の場合は直ちに再測定を行わなければならない。

(電気探査)

第9条 探査に先立って地表露頭を観察し、地質・層序の概略を予察しておく。また、代表的露頭 10 点程度で岩層の固有比抵抗値を測定し、これらの電氣的性質をあらかじめ知った上で、探査に望むものとする。

- 2 測線、電極の配列は次に掲げる各号の事項により行うものとする。
 - (1) 電極の配置は、ウエナーの 4 極法又はシュランベルジャー4 極法とし、現地の状況に応じて適宜使い分けるものとする。
 - (2) 測線方向は、地形的に凸凹のある所や、局部的に遺物を埋設する所は避ける。
- 3 野帳の記入に当っては、次の試験方法の選定及び試験結果の解析方法事項に留意するものとする。
 - (1) その日の天候及び前日に降雨があった場合にはその旨を記入する。
 - (2) 測線方向を測定し記入する。
 - (3) 地形の異常がある場合、又は障害により測線を曲げた場合はその状況を記入する。
 - (4) 同一地点を 2 回測定した場合は、2 回分とも記録し、両対数方眼紙にプロットし、スムーズカーブに近い値をとるものとする。
- 4 電極の設置に当っては、次の試験方法の選定及び試験結果の解析方法事項に留意するものとする。
 - (1) 礫が多い所や、地表の堅い箇所は土盛して注水する。
 - (2) 測線下に障害があり、設置困難なときは、測線に直角方向に移動し接地のよい場所を探して電極棒を設置する。
 - (3) 地形の傾斜方向に測線を張る場合、各電極は傾斜方向に対して直角に設置する。
 - (4) 水田や小川（ただし水深 50 cm 以内）に電極を設置する場合は電極棒を横倒しにしておくだけでよいが、その方向は測線に直角とする。しかし、各電極の設置条件は同一条件とする。
- 5 測定中は、次の試験方法の選定及び試験結果の解析方法事項に注意する。
 - (1) 測定中の天候変化による地表の電氣的特性の急変等、測定条件の変化を避けるため、測定は出来るだけ短時間に行うこと。
 - (2) 測定値は、直ちに野帳に記入するとともに係数を乗じて ρ を算出し、方眼紙上にプロットする。そして ρ の値が不連続な点があれば再測定を行い、スムーズカーブに近い値を採用する。
 - (3) ダイヤルのタップを切り替える場合、3 点位、2 通りのタップで測定する。なお、L-10 型の場合はタップ切り替えのたびに必ず零調整を行う。
- 6 解析法は、次に掲げる各号によるものとする。
 地層境界の解析は、標準曲線法、直視法を併用して行うものとする。
 シュランベルジャー法の場合は、KS 直視を行う。

第3章 補 則

補 則

この林道地質・土質調査編に定めのない事項については、第2編農地地質・土質調査編の規定によるものとする。

用地調査業務等共通仕様書
(農林土木工事)

平成19年10月
静岡県建設部監修

第1編 共通編

第1章 総 則

(適用)

第1条 この用地調査業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、静岡県が発注する農林土木工事（漁港に係るものを除く。）の用に供する土地等の取得又は使用等に伴う損失の補償に必要な土地等の測量及び調査土地の権利取得及びその他の損失補償等に関して、関係者への補償説明等及び補償金額の積算並びに建設工事等に伴って発生する振動又は地盤変動による建物等への影響を把握するための事前、事後調査及び調査結果に基づく建物等の費用負担額の積算、及び当該事業の完了に伴い必要となる完了図書の作成及び事業施行地に係わるその他必要な用地調査等（以下「用地調査等」という。）の業務を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。

(用語の定義)

第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「発注者」とは、知事及び知事の委任を受けて業務委託契約の締結を行うかい長をいう。
- (2)「受注者」とは、用地調査業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3)「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、約款第9条第1項に規定する者をいう。
- (4)「検査員」とは、用地調査等の完了の検査に当たって、約款第31条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5)「主任技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、約款第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (6)「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、約款第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (7)「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (8)「約款」とは、「静岡県業務委託契約約款」をいう。
- (9)「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (10)「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- (11)「共通仕様書」とは、用地調査等の業務に共通する技術上の指示事項等を定めた図書をいう。
- (12)「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該用地調査等の業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (13)「現場説明書」とは、用地調査等の業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等の業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (14)「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (15)「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面の基になる計算書等をいう。
- (16)「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等の業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (17)「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。

- (18)「通知」とは、発注者又は監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督員に対し、用地調査等の業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (19)「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等の業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20)「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (21)「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地調査等の業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (22)「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (23)「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (24)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (25)「提出」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等の業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (26)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。
緊急を要する場合は電子メール及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (27)「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した用地調査等の業務の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (28)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が用地調査等の業務の完了を確認することをいう。
- (29)「打合せ」とは、用地調査等の業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (30)「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (31)「協力者」とは、受注者が用地調査等の業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- (32)「調査区域内」とは、契約図書で用地調査等の業務を行うものと定めた地域をいう。

(用地調査等の施行の原則)

第3条 受注者は、契約図書及び仕様書に準拠し、用地調査等の調査区域内の土地等（土地収用法（昭和26年法律第219号）第5条の規定に掲げる権利、同法第6条の規定に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び同法第7条の規定に掲げる土石砂れきをいう。以下同じ。）の権利者（残地及び隣接土地に関する権利者を含む。）、建設工事等に伴って発生する振動又は地盤変動による建物等への影響を把握するため事前、事後調査の対象となった者、及び当該事業の完了に伴い必要となる完了図書の作成等に関係する者（以下「関係人」という。）及び関係官公署と協調を保ち、監督員の指示を受けて正確かつ誠実に用地調査等を行わなければならない。

2 受注者は、用地調査等に際して発注者又は監督員が別途関係人と補償交渉等を行うに当たって障害となるおそれのある言動等をしてはならない。

(調査対象物件の区分)

第4条 この仕様書における建物、建物以外の工作物（以下「工作物」という。）及び立竹木に係る調査対象物件は、次の各号に定める区分による。

一 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられているおおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

二 工作物は、表2により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機械設備	<p>原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい。建築設備以外の動力設備（変電設備を含む。）、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。</p>
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池、沈澱池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
附帯工作物	<p>表1の建物（注に掲げる設備、工作物を含む。）及び表2の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。</p> <p>門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、一般住居にあっては屋外の給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等</p>
庭 園	<p>立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいう。</p>
墳墓	<p>墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。</p>

三 立竹木は、表3により庭木等、用材林立木、薪炭林立木、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹、広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>B 効 用 樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風 致 木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D そ の 他 敷地内に植込まれた芝、地被類、草花等をいう。</p>
用材林立木	<p>ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。</p>
薪炭林立木	<p>なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。</p>
収 穫 樹	<p>りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。</p>
竹 林	<p>孟宗竹、ま竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。</p>
苗木 （ 植木畑）	<p>営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。</p>
その他の立木	<p>上記の区分に属する立木以外の立木をいう。</p>

(業務の着手)

第5条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に用地調査等の業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が用地調査等の業務の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

(設計図書の支給及び点検)

第6条 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。

ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等は無償で貸与又は追加支給するものとする。

(監督員)

第7条 発注者は、用地調査等の業務における監督員を定め、受注者に書面により通知するものとする。

- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、約款第 9 条第 2 項に規定した事項である。
- 4 監督員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従わなければならない。監督員は、その指示等を行った後、7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

(主任技術者)

第8条 受注者は、用地調査等の業務における主任技術者を定め、業務代理人通知書により発注者に提出しなければならない。

- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。
- 3 主任技術者は、用地調査等の業務の履行に当たり、土地改良補償業務管理者又はこれらと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 4 主任技術者に委任できる権限は、約款第 10 条第 2 項に規定した事項とする。

ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は、受注者の一切の権限（約款第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督員は工作技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

- 5 主任技術者は、監督員が指示する関連のある用地調査等の業務の受注者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 受注者又は主任技術者は、用地調査等の業務に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、用地調査等の業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

(提出書類)

第9条 受注者は、契約締結後、契約に係る関係書類を発注者が指定した様式により監督員を経て発注者に、遅滞なく提出しなければならない。

ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

- 3 用地測量業務を受注した場合、受注者は、契約時又は完了時において、契約金額 500 万円以上の業務について、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から 10 日以内に、完了時は完了後 10 日以内に測量調査設計業務実績サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(打合せ等)

- 第10条** 用地調査等の業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に E メール等を活用し、E メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 主任技術者と監督員は、用地調査等の業務に着手した時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ簿等に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

(監督員への進捗状況の報告)

- 第11条** 受注者は、監督員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 請負者は、前項の進捗状況の報告に主任技術者を立ち合わせるものとする。

(成果物の一部提出等)

- 第12条** 受注者は、用地調査等の実施期間中であっても、監督員が成果物の一部の提出を求めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 受注者は、前項で提出した成果物について監督員が審査を行うときは、主任技術者を立ち合わせるものとする。
- 3 受注者は、用地調査のうち精度管理を実施するものとされたものについては、監督員の指示により第 17 条に定める成果物の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

(資料の貸与及び返却)

- 第13条** 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、資料貸与通知書により受注者に貸与するものとし、受注者は、当該支給材料を受領したときは、速やかに、資料受領書を監督員に提出しなければならない。

- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、資料返却書を添付し、速やかに、監督員に返却しなければならない。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複製してはならない。

(関係官公庁への手続き等)

- 第14条** 受注者は、用地調査等の業務の実施に、当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。又、受注者は、用地調査等の業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。

- 2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

- 第15条** 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、受注者は、監督員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接するものと

し、交渉等の内容を書面で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

- 2 受注者は、用地調査等の業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、用地調査等の業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。
- 4 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更しなければならない。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上、定めるものとする。
- 5 土地への立入りに当たっては、身分証明書の交付を受け身分証明書を携帯しなければならない。なお受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

(成果物の提出)

- 第 16 条** 受注者は、用地調査等の業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。この場合において野帳、計算表等は実際に使用した原簿を提出しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

(関係法令及び条例の遵守)

- 第 17 条** 受注者は、用地調査等の業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

(検査)

- 第 18 条** 受注者は、約款第 31 条第 1 項の規定に基づき、業務完了届出書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備を全て完了し、監督員に提出しなければならない。
- 2 発注者は、用地調査等の業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備しなければならないものとし、当該検査に直接要する費用を負担するものとする。
 - 3 検査員は、監督員及び主任技術者の立会いの上次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 用地調査等の業務の成果物の検査
 - (2) 用地調査等の業務の管理状況の検査この場合、用地調査等の業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

(修補)

- 第 19 条** 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 2 受注者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。
 - 3 検査員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査員の指示に従うものとする。

(条件変更等)

- 第 20 条** 約款第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第 29 条第 1 項に規定する不可抗力による場合の他、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が受注者に対して、約款第 17 条、第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

(契約変更)

- 第 21 条** 発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地調査等の業務の委託契約の変更を行うものとする。
- (1) 業務委託料に変更を生じる場合

- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督員と受注者が協議し、用地調査等の業務の履行上必要があると認められる場合
- (4) 約款第 30 条の規定に基づき、業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 次条の規定に基づき、監督員が受注者に指示した事項
- (2) 用地調査等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

(履行期間の変更)

第22条 発注者は、受注者に対して用地調査等の業務の変更の指示を行う場合には、履行期間の変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

- 2 受注者は、約款第 22 条の規定に基づき、履行機関の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、約款第 23 条の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、速やかに業務工程表を修正し、発注者に提出しなければならない。

(一時中止)

第23条 発注者は、約款第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、用地調査等の業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の用地調査等の業務の進捗が遅れたため、当該用地調査等の業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により用地調査等の業務の続行が不可能となった場合
- (4) 天災等により用地調査等の業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 関係権利者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等で、監督員が必要と認めた場合には、用地調査等の業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

3 前 2 項の場合において、受注者は用地調査等の業務の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

(発注者の賠償責任)

第24条 発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 約款第 27 条に規定する一般的損害、約款第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が、契約に違反し、その違反の内容が原因で契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第25条 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第 27 条に規定する一般的損害、約款第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 約款第 40 条に規定する瑕疵責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

(部分使用)

第26条 発注者は、次の各号に掲げる場合には、約款第 33 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途用地調査等の業務の用に供する必要がある場合

(2) その他特に必要と認められた場合

2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。

(再委託)

第27条 約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等の業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断を要する部分のうち、発注者が別途指定した部分をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、用地調査等の業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し用地調査等の業務の実施について適切な指導、管理のもとに用地調査等の業務を実施しなければならない。なお、協力者が、静岡県 の測量・建設コンサルタント等契約競争参加資格者であって、指名停止期間中である場合には、当該期間中は再委託してはならない。

(成果物の使用等)

第28条 受注者は、約款第6条第5項の規定に従い、発注者の承諾を得て単独で、又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている調査方法等の使用に関し、設計図に明示がなく、その費用負担を約款第8条の規定に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

(守秘義務)

第29条 受注者は、約款第1条第5項の規定により、用地調査等の業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に洩らしはならない。

ただし、成果物の公表に際しての守秘義務について、前条第1項の規定の承諾を受けた場合には、この限りではない。

(安全等の確保)

第30条 受注者は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2 受注者は、用地調査等の業務に際しては、用地調査等の業務の関係者だけでなく付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、用地調査等の業務の実施中における安全を確保しなければならない。

4 受注者は、用地調査等の業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

5 受注者は、用地調査等の業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

6 受注者は、用地調査等の業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 用地調査等の業務の実施に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止すること。

- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めること。
- 7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、用地調査等の業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。又、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 9 受注者は、用地調査等の業務の実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(疑義)

第31条 受注者は、用地調査等の業務を行うに当たり、契約図書等に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けなければならない。

第2章 数量等の処理

(建物等の計測)

第32条 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。

一 根本周囲、胸高直径、幹周は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

二 枝幅、樹高、葉張、生垣延長は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。

5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

第33条 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(計算数値の取扱い)

第34条 建物等の補償額算定に必要な構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。
- 一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。
この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（補償額算定調書に計上する数値）

第35条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第20条による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、第21条第3項で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（補償額等の端数処理）

第36条 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- 一 補償額算定に必要な資材単価等は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

- 二 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。
- 三 建物の1平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100円未満切り捨てとする。
- 四 工作物等の補償単価は、次による。

100円未満のとき	1円未満切り捨て
100円以上10,000円未満のとき	10円未満切り捨て
10,000円以上のとき	100円未満切り捨て

第2編 農地用地等調査編

第1章 総 則

（用語の定義）

第1条 用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

本共通仕様書において使用する別に定める「木造建物調査・積算要領」「木造特殊建物調査・積算要領」「非木造建

物調査・積算要領」及び「土地評価業務処理要領」並びに「営業調査及び補償金算定要領」とは、『物件等調査・積算要領』（静岡県建設部公共用地室作成）に記載のある各要領をさすものとする。

（業務の従事者の資格）

第2条 受注者は、用地調査等の業務に従事させる者を定める場合は「別記資料1」の業務従事者資格一覧表の定めるところによらなければならない。ただし、発注者が同義に定める者と同等の知識及び技能を有する者と認めた場合にあっては、その者とする。

第2章 用地調査等の準備

（現地踏査）

第3条 受注者は、用地調査等の業務の実施に当たり、あらかじめ、発注者又は監督員の了解を得た上、調査区域内の現地踏査を行い、土地の状況又は土地に定着する建物又は物件の状況等の概要を把握しなければならない。

（業務工程表）

第4条 受注者は、契約締結後7日以内に業務工程表を作成し、監督員と協議し提出しなければならない。

2 受注者は、前項の業務工程表の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上、その都度、監督員に変更後の業務工程表を提出しなければならない。

（土地等への立入り）

第5条 受注者、用地調査等の業務を実施するため国有地、公有地、私有地又は建物等に立入る場合には、約款第13条の規定に従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち用地調査等の業務が円滑に進捗するように努めなければならない。立入りに当たっては、身分証明書の交付を受け携帯しなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

（立会い）

第6条 受注者は、用地調査等の業務を行う場合には、関係人又は監督員が選任した立会人、（以下「立会人」という。）の立会いを得なければならない、ただし立会いを得ることができない等特別の事情があるときは、監督員の指示を受けなければならない。

（障害物の伐除）

第7条 受注者は、用地調査等の業務のため障害となる植物、垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除する必要がある場合には、監督員に報告して、その指示を受けなければならない。

2 受注者は、用地調査等の業務のため、障害物を伐除した場合は障害物伐除報告書（様式第5号）を作成し、監督員に提出しなければならない。

第3章 権利調査

（権利調査）

第8条 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

（地図の転写）

第9条 受注者は、調査区域内の土地について、当該土地の所在地を管轄する地方法務局又はその支局若しくは出張所（以下「管轄登記所」という。）において、当該土地に関する不動産登記法（平成16年法律第123号第14条第1項又は同条第4項の規程により管轄登記所に備える地図又は地図に準じる図面をいう。以下同じ）の規定により、管轄登記所に備える地図を転写し、地図の状態に従って着色するとともに、次の各号に掲げる事項を記入しなければならない。この場合において、土地改良事業及び土地区画整備事業の箇所では換地処分が行われる計画があるものについて

は、監督員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。

- (1) 方位、縮尺、市町村名、大字名、字名及び地番
- (2) 隣接字名及び管轄登記所名
- (3) 転写年月日及び転写した者の氏名
- (4) その他必要と認められる事項

2 受注者は、前項及び次条の調査が完了した場合には、転写地図各葉を複写して連続させた地図を作成し、その地図に土地登記名義人と工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線を記入しなければならない。

(土地の登記記録の調査)

第10条 受注者は、調査区域内の土地について、管轄登記所の土地登記簿等及び実地の調査等により、次の各号に掲げる事項を調査して土地登記記録調査表（様式第6-1号）及び土地登記記録調査表（様式第6-2号）に記入しなければならない。

- (1) 所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- (2) 地目及び地積
- (3) 土地登記名義人の住所及び氏名又は名称、登記年月日及び登記原因
- (4) 共有地については、共有者の持分
- (5) 所有権以外の権利の登記がある場合には、当該権利者の住所及び氏名又は名称、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (6) 仮登記、予告登記等がある場合には、その内容
- (7) その他必要と認められる事項

(建物登記記録の調査)

第11条 受注者は、調査区域内の建物について、第9条で作成した地図から監督員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行わなければならない。

- (1) 建物の所在地、家屋番号、種類、構造、床面積並びに登記原因及びその日付け
- (2) 登記名義人の氏名等及び住所等
- (3) 共有建物については、共有者の持分
- (4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (5) 仮登記、予告登記等がある場合には、その内容
- (6) その他必要と認められる事項

(権利者の確認調査)

第12条 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- 二 商業登記簿、法人登記簿等

2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
- 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
- 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
- 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所

3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地

- 二 法人を代表する者の氏名及び住所
- 三 法人が破産法（大正11 年法律第71 号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあつては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の登記の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

（墳墓管理者等の調査）

第13条 墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

一 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町村吏員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聴き取りによる。この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を調査する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別
- (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- (5) 財産処分等に関する規則がある場合は、その事項
- (6) 永代使用料（入壇志納金）に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

二 墓地使用（祭祀）者の調査

- (1) 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴取する。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。
- (2) それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認する。

三 墓地使用（祭祀）者単位の霊名簿（過去帳）の調査

前2号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴取する。

- (1) 法名（戒名）
- (2) 俗名、性別及び享年
- (3) 死亡年月日
- (4) 火葬、土葬の区分
- (5) 墓地使用者単位の霊数
- (6) その他必要と認める事項

（固定資産課税台帳の調査）

第14条 受注者は、必要があると認めるときは、所轄の市役所等において地方税法（昭和25年第226号）第380条に規定する固定資産課税台帳を調査しなければならない。

第2節 調査書等の作成

（転写連続地図の作成）

第15条 受注者は、転写した地図について、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入しなければならない。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第27条第三号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

(調査書の作成)

第16条 受注者は、第10条から第13条までに調査した事項について、土地の登記記録調査表（様式第6号の1、第6号の2）、建物の登記記録調査表（様式第7号の1、第7号の2）、権利者調査表（様式第8号の1、第8号の2）、墓地管理者調査表（様式第9号の1）及び墓地使用（祭祀）者調査表（様式第9号の2）に所定の事項を記載しなければならない。

2 各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

(公共用地境界の打合せ)

第17条 受注者は、測量区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条及び国土交通省所管国有財産取扱規則（平成13年国土交通省訓令第61号）第4条第1項の規定に基づき、知事又は市町村長が管理する国土交通省所管国有財産が存するとき又は、公共物管理者等が管理する土地が存するときは、知事又は市町村長若しくは公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について監督員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

(資料の作成及び立会い)

第18条 受注者は、前条の打合せの結果を監督員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行わなければならない。

2 知事又は市町村長若しくは公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

3 前条の打合せ結果、第16条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、知事又は市町村長若しくは公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第22条第2項に準じた同意をとりつけるものとする。

(境界確定後の図書の作成)

第19条 受注者は、前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図書等の作成を行わなければならない。

(立会い準備)

第20条 受注者は、測量区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第21条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第10条、第11条、第12条及び第13条の調査結果を基に作成しなければならない。

(境界立会いの画地及び範囲)

第21条 受注者は、測量区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

- 一 1筆を範囲とする画地
- 二 1筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地
- 三 1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況の地目ごとの画地、この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則に定める地目の区分によるものとする。
- 四 一画地であって、土地に付属するあぜ、みぞ、その他にこれらに類するものが存するときは、一画地に含まれるも

のとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

(境界立会い)

第22条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行わなければならない。

- 一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。
 - 二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側に片寄ることなく中立の立場で行うものとする。
 - 三 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径15 mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。
 - 四 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。
ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りではない。
- 2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から立会証明書（様式第10号）に確認のための署名押印を求めるものとする。
 - 3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
 - 一 関連する権利者全員の同意が得られないもの
 - 二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの
 - 三 必要な境界点を確定するために測量区域外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

第2節 境界測量

(用地測量の基準点)

第23条 受注者は、用地測量に使用する基準点については当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、基準点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。

- 2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

(境界測量)

第24条 受注者は、各境界点の測量を行うときは、4級以上の基準点に基づき、放射法により行わなければならない。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。なお、境界点の観測は、次表により行うものとする。

区分	方法	較差の許容範囲
水平角観測	0.5対回	—
鉛直角観測	0.5対回	—
距離測定	2回測定	5mm

- 2 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。
- 3 座標値等の計算における結果の表示単位等は、原則として、次表のとおりとする。

なお、計算は計算機が備える全桁数を用いて行い、座標値及び方向角は規定する表示桁数の次の桁において四捨五入とし、距離及び面積は、表示桁数の次の桁以下を切り捨てるものとする。

区分	方向角	距離	座標値	面積
単位	秒	m	m	m ²
位	1	0.001	0.001	0.000001

4 受注者は、第1項の観測を行うに当たり、土地の実測平面図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測しなければならない。

5 各境界点等は、連番を付するものとする。

(補助基準点の設置)

第25条 受注者は、境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準じるものとする。

2 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置する。

なお、観測は次表により行うものとする。

区分	方法	較差の許容範囲	
		倍角差	観測差
水平角観測	2対回 (0°、90°)	60"	40"
鉛直角観測	1対回	60"	
距離側定	2回測定	5 mm	

(用地境界仮杭の設置)

第26条 受注者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトランシットを使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の次号により行わなければならない。

一 原則として、関連する権利者の立会のうえ行う。

二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径15 mm）等のものとする。

三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色する

2 受注者は、前項の用地境界仮杭設置にあたり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第27条 受注者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認しなければならない。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点（用地境界仮杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表のとおりとする。

区分	距離		摘要
	20m未満	20m以上	
平地	10mm	S/2,000	S は点間距離の計算値
山地	20mm	S/1,000	

第3節 面積計算の範囲

(面積計算の範囲)

第28条 受注者は、面積計算の範囲を、第21条に定める画地を単位とし、次の各号によって行わなければならない。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地面積
- 三 全各号の他用地取得の対象となる土地以外の土地（残地等）は、監督員の指示による。

第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図等の作成)

第29条 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行わなければならない。

- 一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督員が指示する事項を記入する。
 - (1) 基準点及び境界点（官民、所有権、借地、地上権等境界点）及び境界線
 - (2) 面積計算表
 - (3) 各筆の地番・地目、土地所有者及び借地人等氏名
 - (4) 境界辺長
 - (5) 隣接地の地番
 - (6) 用地の三斜及び数字
 - (7) 借地境界並びに借地の三斜及び数字
 - (8) 用地取得線
 - (9) 図面の名称、方位、縮尺、測量完成年月日、測量計画、作業機関名称
 - (10) 区市長村名及び大字・字名並びに境界線
 - (11) 中心杭及び幅杭点の位置
 - (12) 現況地目
 - (13) 道路名、水路名
 - (14) 建物及び工作物
 - (15) 画地及び残地の面積
 - (16) その他
- 二 用地平面図は、用地実測図原図から監督員が指示する事項を墨トレースする。（ただし、取得予定地は朱色とする。）

第5章 登記資料収集整理等

(登記資料収集整理)

第30条 受注者は、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定する登記に必要な資料等の収集整理をしなければならない。

(協議)

第31条 受注者は、前項で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果その処理に困難なものがある場合には、監督員と協議し、指示を受けなければならない。

(責務)

第32条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所に対し嘱託書を提出し、登記済証書の交付されるまでの間、発注者を補助しなければならない。

第6章 土地評価

(土地評価)

第33条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

(土地評価の基準)

第34条 受注者は、土地評価について、監督員から特に指示された場合を除き「静岡県が施行する公共事業に伴う損失補償基準基準細則別記1 土地評価事務処理要領（以下「土地評価要領」という。）」に基づき行わなければならない。

(現地踏査及び資料作成)

第35条 受注者は、土地評価に当たって、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要な次の各号に掲げる資料を作成しなければならない。

一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、土地評価要領第5条（2）に規定する標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別、幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第5項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、土地評価要領第11条に基づき収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録の地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100分の1～500分の1程度）

三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適

用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

2 前項のほか、別途定める土地評価業務処理要領により行うものとする。

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第36条 受注者は、土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成しなければならない。

2 受注者は、標準地調査書について、前条第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成しなければならない。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第37条 受注者は、標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第34条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成しなければならない。

2 受注者は、取得等する土地の評価については、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成しなければならない。

3 受注者は、前2項の評価価格は、監督員が指示する図面に記載しなければならない。

4 受注者は、第1項、第2項の調査書の作成に当たっては、別途定める土地評価業務処理要領により行わなければならない。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第38条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第53条及び基準細則第36に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

2 前項の算定調査書の作成に当たっては、別途定める土地評価業務処理要領により行うものとする。

第7章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第39条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第40条 受注者は、次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行わなければならない。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第41条 受注者は、建物等の調査に当たって、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査しなければならない。この場合において、調査対象法令については監督員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第42条 受注者は、木造建物〔Ⅰ〕の調査について、別途定める木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行わなければならない。

- 2 受注者は、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行わなければならない。
- 3 受注者は、前2項の実施に当たっては、別途定める実耐用年数調査要領により行わなければならない。

(木造特殊建物)

第43条 受注者は、木造特殊建物の調査について、前条第2項及び第3項を準用しなければならない。

(非木造建物)

第44条 受注者は、非木造建物〔Ⅰ〕の調査について、別途定める非木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行わなければならない。

- 2 受注者は、非木造建物〔Ⅱ〕の調査について、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行わなければならない。

(機械設備)

第45条 受注者は、機械設備の調査について、次の各号について行わなければならない。

- 一 機械設備の配置状況。屋内の機械設備については、第53条、第54条及び第55条で作成した建物平面図を基に、屋外の機械設備については、第46条に準じて、それぞれ配置状況の調査を行う。
- 二 機械名、規格（能力、型式、概略寸法、重量等）、数量、メーカー名、基礎の形状、寸法、電動機の容量及び各機械設備間の関連性（加工工程）等
- 三 機械設備の装置類については、機器類及びこれらを連絡する配管類の種類、寸法、数量等
- 四 電気（動力）設備の配管、配線、機器（配電盤、制御盤、開閉器、コンデンサー等）の規格、容量、数量等。なお、配管については、種別、用途、経路等
- 五 前3号の設備にあっては、当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 七 機械設備の概要が把握できる写真の撮影。ただし、写真撮影が困難なものについては姿図を作成する。

(生産設備)

第46条 受注者は、生産設備の調査について、次の各号について行わなければならない。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状、寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にある場合は、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にある場合は、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第47条 受注者は、附帯工作物の調査は、次の各号について行わなければならない。

- 一 附帯工作物の配置状況

- 二 附帯工作物の種類、規模、形状、寸法、数量等
- 三 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 四 主たる附帯工作物の概要が把握できる写真の撮影

(庭園)

第48条 受注者は、庭園の調査について、次の各号について行わなければならない。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓)

第49条 受注者は、墳墓の調査について、次の各号について行わなければならない。

- 一 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、圍障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 七 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影

(立竹木)

第50条 受注者は、立竹木の調査について、第1章1. 総則第4条表3の区分ごとに次の各号により行わなければならない。

- 一 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木）の調査
 - (1) 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であつて同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付す。
 - (2) 立木については、樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、管理の状況（表4の判断基準による区分）等を調査するものとし、高木は幹周、玉物は葉張、生垣はその延長も調査するものとする。

表4 管理状況の判断基準

判断基準	区分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良い
年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普通

(3) 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置を(1)の図面に表示するとともに番号を付す。

(4) 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。

二 用材林立木の調査

(1) 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令(又は植林年次)、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査する。

(2) 監督員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。

① 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。

② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令（又は植林年次）を調査する。なお、①で定めた区域が5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行う。

三 薪炭林立木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行う。

四 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、樹齢（又は植付年次）、管理の状況等を調査する。

樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第47条の例により調査する。

五 竹林の調査

(1) 権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。

(2) (1)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径(筍を目的とするものを除く。)

並びに筍の収穫を目的とするものにあつては、その管理の状況等を調査する。

六 苗木（植木畑）の調査

権利者ごとに苗木（植木畑）として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齢（育生年数）及び管理の状況を調査する。この場合において、同樹種同寸法のもが大規模に植栽されている場合には、第二号(2)の標準地調査の例により行うことができる。

七 立毛（農作物）

権利者毎に水稲、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物（以下「農作物」という。）として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を記入する。

八 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。

九 権利者の画地ごとの代表的な立竹木（標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの）の写真の撮影

第2節 調査書等の作成

（建物等の配置図の作成）

第51条 受注者は、建物等の配置図について、前節の調査結果を基に次の各号により作成しなければならない。

一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。

二 縮尺は、原則として、次の区分による。

(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100 分の 1 又は 200 分の 1

(2) 庭園、墳墓、庭木等

50 分の 1 又は 100 分の 1

三 用紙は、日本工業規格 A 3 判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A 2 判によることができる（以下この節において同じ。）。

四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七 図面中に次の事項を記入する。

(1) 敷地面積

(2) 用途地域

(3) 建ぺい率

(4) 容積率

(5) 建築年月

(6) 構造概要

(7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）

(8) 建物延べ床面積

(法令に基づく施設改善)

第52条 受注者は、第 4 1 条の調査結果を基に調査書を作成しなければならない。

2 受注者は、当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載しなければならない。

一 法令名及び条項

二 改善内容

(木造建物)

第53条 受注者は、木造建物の図面及び調査書について、第 4 2 条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 受注者は、木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書について、木造建物要領により作成しなければならない。

3 受注者は、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書について、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成しなければならない。

一 基礎伏図（縮尺 1 0 0 分の 1）

二 床伏図（縮尺 1 0 0 分の 1）

三 軸組図（縮尺 1 0 0 分の 1）

四 小屋伏図（縮尺 1 0 0 分の 1）

(木造特殊建物)

第54条 受注者は、木造特殊建物の図面及び調査書について、第 4 3 条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 受注者は、図面において、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成しなければならない。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 受注者は、調査書について、木造建物要領に準じ、次の各号により作成しなければならない。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（非木造建物）

第55条 受注者は、非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書について、第44条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成しなければならない。

2 受注者は、非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書について、第44条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成しなければならない。

（機械設備）

第56条 受注者は、機械設備の図面及び調査書について、第45条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

一 屋内に設置されている機械設備については第53条又は第55条で作成した建物平面図、屋外に設置されている機械設備については第51条で作成した建物の配置図を基に機械の配置を明示した図面を作成するものとし、電気（動力）設備等の配管及び配線図の図示記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格の図記号を使用する。なお、規模の大きな機械設備にあつては、基礎図等を作成する。

二 機械の配置図には、生産工程に従って機械ごとに番号を付し、図面右側に機械一覧表を作成する。この場合の一覧表には、機械名、規格（型式、重量）、メーカー名、基礎の寸法等を記入する。

三 前各号の図面作成に当たって、機械設備が多数存する場合には、各図面を別葉にする。

3 受注者は、調査書について、機械設備ごとに移設の可否の判断を可能とする内容を記載するものとし、移設を行うことによって従前の機能を回復することが著しく困難であると判断したものについては、その理由を付さなければならない。

（生産設備）

第57条 受注者は、生産設備の図面及び調査書について、第46条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要な平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条第3項に準じ作成するものとする。

（附帯工作物）

第58条 受注者は、附帯工作物の調査書について、第47条の調査結果を基に工作物調査表（様式第11号）を用いて、補償額の算定に必要なと認められる事項を記載しなければならない。

（庭園）

第59条 受注者は、庭園の調査書は、第48条の調査結果を基に工作物調査表（様式第11号）及び立竹木調査表（様式第13号）を用いて、積算に必要なと認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載しなければならない。

（墳墓）

第60条 受注者は、墳墓の図面及び調査書について、第49条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。

二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。

三 土地の取得等の予定線を記入する。

3 調査書は、墳墓調査表（様式第12号）、工作物調査表（様式第11号）及び立竹木調査表（様式第13号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

（立竹木）

第61条 受注者は、立竹木の図面及び調査書について、第50条の調査結果を基に作成しなければならない。

2 第50条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

一 標準地の位置、面積

二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積

3 調査書は、立竹木調査表（様式第13号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

第3節 算定

（移転先の検討）

第62条 受注者は、建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とするものの検討を行う場合（第11章移転工法案の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1（四）第一号から第四号までの要件に該当するか否かの検討をしなければならない。

2 受注者は、前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定再建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成しなければならない。なお、監督員から、当該照応建物の詳細な設計による推定再建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 受注者は、第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得なければならない。

4 受注者は、前3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第51条で定める図面に対象となるものを明示しなければならない。

（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）

第63条 受注者は、既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第52条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、基準細則第15第3項の定めるところにより行わなければならない。

（木造建物）

第64条 受注者は、木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第53条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算しなければならない。

2 木造建物の移転料の算定は、監督員から指示された移転工法により行うものとする。

（木造特殊建物）

第65条 受注者は、木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第54条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算しなければならない。

2 木造特殊建物の移転料の算定は、監督員から指示された移転工法により行うものとする。

(非木造建物)

第66条 受注者は、非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第55条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、非木造建物〔Ⅱ〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算しなければならない。

2 非木造建物の移転料の算定は、監督員から指示された移転工法により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第67条 受注者は、第62条第2項なお書きによる照応建物の推定再建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成しなければならない。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第14号の2、第14号の3）
- 二 面積比較表（様式第14号の4）

(機械設備)

第68条 受注者は、機械設備の補償額の算定について、第56条で作成した資料を基に当該機械の移設の可否及び適否について検討しなければならない。

2 受注者は、機械設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについて、次の各号によりメーカー等から当該機械設備と同種のものの新設価格等の見積書を徴しなければならない。なお、当該機械設備が現在製造されていないときは、その機能が最も近似のもの機械設備によるものとする。

- 一 見積書を徴する機械設備の範囲を明確にする（特に基礎、配管関係等）。
- 二 見積りは、原則として、機種単位とする。
- 三 見積書は、原則として、2社から徴する。
- 四 見積書は、原則として、次の項目について記載を得る。

- (1) 機械本体価格（工場又は製造所売り渡し価格）又は移設費
- (2) 梱包運搬及び据付費
- (3) 試運転その他の費用
- (4) 撤去費（発生材価格、廃材処分費を含む。）
- (5) 雑費
- (6) 諸経費

3 前2項の実施に当たっては、別途定める工作物移転料積算基準により行うものとする

(生産設備)

第69条 受注者は、生産設備の補償額の算定について、第57条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討しなければならない。

2 受注者は、生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条第2項に準じて処理しなければならない。

3 前2項の実施に当たっては、別途定める工作物移転料積算基準により行うものとする

(附帯工作物)

第70条 受注者は、附帯工作物の補償額の算定について、第58条で作成した資料を基に当該附帯工作物移設の可否及び適否について検討しなければならない。

2 前項の実施に当たっては、別途定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(庭園)

第71条 受注者は、庭園の補償額の算定は、第59条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討しなければならない。

2 前項の内、庭石等の補償額の算定に当たっては、別途定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(墳墓)

第72条 受注者は、墳墓の補償額の算定について、第60条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

2 前項の内、墓石等の補償額の算定に当たっては、別途定める工作物移転料積算基準により行うものとする。

(立竹木)

第73条 受注者は、立竹木の補償額の算定について、第61条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討しなければならない。

第8章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第74条 営業その他の調査とは、営業、居住者及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第75条 受注者は、法人が営業主体である場合の営業に関する調査について、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行わなければならない。

一 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (3) 資本金の額
- (4) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

- (1) 業種
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 品目等別の売上構成
- (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第15号の1から第15号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- (4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

① 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳

② 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

四 その他補償額の算定に必要となるもの

2 受注者は、個人が営業主体である場合の営業に関する調査について、前項に準じて行わなければならない。

3 受注者は、仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督員に報告しなければならない。

一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

4 前3項の調査に当たっては、別途定める営業調査・算定要領により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第76条 受注者は、居住者等に関する調査について、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行わなければならない。

一 氏名、住所（建物番号、室番号）

二 居住者の家族構成（氏名、生年月日）

三 住居の占有面積及び使用の状況

四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

2 受注者は、居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査しなければならない。

(動産に関する調査)

第77条 受注者は、動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行わなければならない。

一 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）

二 動産の所在地

三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。

四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量

五 その他必要と認める事項

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第78条 受注者は、前3条の調査に係る調査書について、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成しなければならない。

一 営業調査表（様式第15号の1から第15号の4）及び別途定める営業調査・算定要領様式第1号から第9号）

二 居住者等調査表（様式第16号1～2）

三 動産調査表（様式第17号）

第3節 算定

(補償額の算定)

第79条 受注者は、営業に関する補償額の算定について、監督員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行わ

なければならない。

- 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督員の指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、動産移転料の算定について、前条で作成した調査書を基に行わなければならない。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。
- 4 第1項の補償額の算定に当たっては、別途定める営業調査・算定要領により行うものとする。

第9章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第80条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第81条 受注者は、土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査について、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行わなければならない。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度不適用届出書
- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(補償の要否の判定等)

第82条 受注者は、消費税等に関する調査書について、第81条の調査結果を基に作成しなければならない。

- 2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成9年4月1日事務局長通知）別添－5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割

合の算定を含む。)するものとし、消費税等調査表(様式第18号表1、2)を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第10章 予備調査

第1節 調査

(予備調査)

第83条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの(以下「工場等」という。)の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画(レイアウト)案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

(企業内容等の調査)

第84条 受注者は、予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先(得意先)
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程(図式化したもの)
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第85条 受注者は、予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途(使用実態)
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
 - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
 - (4) 工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

(建物調査)

第86条 受注者は、予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第42条から第44条に準ずる方法により行わなければならない。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の

積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

(機械設備等調査)

第87条 受注者は、予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査について、前条に準じて行わなければならない。

2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第88条 受注者は、企業内容等の調査書について、第84条の調査結果を基に企業概要書(様式第19号の1)を用いて、作成しなければならない。

(配置図)

第89条 受注者は、予備調査に係る工場等の配置図について、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第85条の調査結果を基に次の各号により作成しなければならない。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)

二 製品等の製造、加工又は販売等の工程

三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

(建物、機械設備等の図面作成)

第90条 受注者は、予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面について、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成しなければならない。

(移転計画案の作成)

第91条 受注者は、予備調査に係る工場等の移転計画案について、第84条から第87条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成しなければならない。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1(四)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画

二 建物、機械設備等の移転計画

三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要

四 建物、機械設備等の移転工程表

五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)

六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第19号の2)

七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第19号の3)

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定再建築費は第90条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

一 照応建物についての計画概要表(様式第14号の1、第14号の2)

二 面積比較表(様式第14号の4)

三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第14号の3)

第3節 算定

(補償概算額の算定)

第92条 受注者は、前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定について、第87条、第88条、第89条及び第90条で作成した調査書及び図面を基に行わなければならない。

第11章 移転工法案の検討

第1節 調査

(移転工法案の検討)

第93条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第94条 受注者は、工場等の企業内容等の調査について、次の各号に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第87条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第95条 受注者は、工場等の敷地の使用実態の調査について、次の各号に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第85条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
 - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
 - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第96条 受注者は、企業内容等の調査書について、第93条の調査結果を基に企業概要書（様式第19号の1）を用いて、作成しなければならない。

(移転工法案の作成)

第97条 受注者は、工場等の移転工法案について、第40条から第48条まで、第50条、第93条及び第94条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成しなければならない。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1(四)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
 - 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画
 - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
 - 四 建物、機械設備等の移転工程表
 - 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
 - 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第19号の2)
 - 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第19号の3)
- 2 前項の検討にあたり照応建物の推定再建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定再建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。
- 一 照応建物についての計画概要表(様式第14号の1、第14号の2)
 - 二 面積比較表(様式第14号の4)
 - 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第14号の3)

(補償額の比較)

第98条 受注者は、前条の移転工法案を作成したときは、基準細則第15第1(四)第四号に定める補償額の比較を行わなければならない。

- 2 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督員から教示を得るものとする。

第12章 再算定業務

(再算定業務)

第99条 再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する(再調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(再算定の方法)

第100条 受注者は、建物等の移転補償額の再算定について、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行わなければならない。

- 一 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、基準細則又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。この場合における移転工法は、監督員の指示による。

第13章 補償説明

(補償説明)

第101条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第102条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

第103条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第104条 受注者は、権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議しなければならない。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第105条 受注者は、権利者に対する説明について、次の各号により行わなければならない。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
- 2 受注者は、権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行わなければならない。

(記録簿の作成)

第106条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第20号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第107条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

第14章 事業認定申請図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第108条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（事前審査のための資料を含む。）を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第109条 受注者は、事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けなければならない。

(現地踏査)

第110条 受注者は、事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行わなければならない。

(起業地の範囲の検討)

第111条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第112条 受注者は、事業認定申請図書について、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、別途定める事業認定申請図書作成要領により作成しなければならない。

(事前審査用資料の作成方法)

第113条 発注者が事業認定機関と事業認定申請に先立って行う事業認定申請図書の事前審査用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前審査に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前審査用資料の提出)

第114条 受注者は、前条の事前審査用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第115条 受注者は、事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成について、監督員の指示により事前審査用資料を修補し、又は補足資料を整備して行わなければならない。

第15章 完成図書作成等

(完成図書作成等の作業項目)

第116条 受注者は、事業の完了に伴い必要となる完成図書の作成について、発注者が別に貸与する関係資料及び図面を基に、次に掲げる各号の作業を実施しなければならない。

- (1) 施設整理台帳の編集及び調整
 - ア 工作物の部
 - イ 土地の部
 - ウ 権利の部

- (2) 施設整理台帳の編集及び調整
 - ア 工作物の部
 - (ア) 道路、水路、貯水池、堤防等
 - (イ) 堰堤、頭首工、機場、樋門、電気施設等
 - イ 土地及び権利の部
 - (ア) 土地取得及び区分地上権設定図
 - (イ) 用地実測平面図（用地管理図等を含む）

- (3) 占使用台帳の編集及び調整

- (4) 他目的使用調書の編集及び調整

- (5) 地区編入承認台帳の編集及び調整

- (6) 譲与済台帳の編集及び調整

- (7) 補償施設整理表の編集及び調整
 - ア 土地改良補償施設整理台帳
 - イ 引継施設整理台帳

- (8) 関連他事業に関する文書の編集及び調整
 - ア 他事業の概要等
 - イ 協定書等（共同工事）

- (9) マイクロ図面整理表の編集及び調整

- (10) 関係文書（経過一覧表）の編集及び調整
 - ア 事業計画に係る共同事業関係協議
 - イ 水利使用協議
 - ウ 水利使用規則に基づく協議
 - エ 河川協議
 - オ 道路協議
 - カ 土地等の使用協議
 - キ 保安林協議
 - ク 補償に関する協議（協定書等）
 - ケ 兼用工作物に関する協議（協定書等、共同工事に係るものを除く。）

- (11) その他事業の完了に伴い必要な資料等の編集及び調整

第16章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

- 第117条** 受注者は、第2編農地用地等調査編第8、9、11、12章に規定する調査と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。
- 一 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第90条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
 - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

第17章 土地調書及び物件調書の作成

(土地調書等の作成)

- 第118条** 受注者は、第2編農地用地等調査編第3、4、7、8章に規定する業務の成果物により土地調書（様式第21号）又は物件調書（様式第22号）を作成しなければならない。

第18章 検証

(検証)

- 第119条** 請負者は、請負に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者は、受注に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第16条に定める成果品のうち地図の転写図及び土地の平面実測図について、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。
- 2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

第3編 治山用地等調査編

(打合せ)

第1条 業務実施に当たって、業務の適切な遂行を図るため主任技術者と監督員とは常に密接な連絡を取り、必要な段階で十分打合せを行うものとし、その内容を監督員と、相互の記載事項について確認しお互い各一通保管するものとする。

(土地の立入り及び立会い)

第2条 受注者（以下「乙」という。）は、現地調査を実施するため、他人の所有する土地に立入る場合は、事前に監督員と日程及び土地の所有権又は所有権以外の権利を有する者及び地元住民並びに町内会長及び区長等（以下「関係者」という。）との協議事項について打合せを行い、立入りの周知を確認の上、関係者と緊密かつ十分な協調を保ち、円滑な進捗を期さなければならない。

なお、土地の立入りについての了解は、原則として発注者（以下「甲」という。）が得るものとするが、監督員の指示がある場合は乙が了解を得なければならない。この場合において、了解が得られない場合は速やかに監督員に報告してその指示を受けなければならない。

- 2 乙は、現地調査を行う場合は関係者の立会いを得なければならない。この場合、監督員の立会いを得るものとする。ただし、関係者の立会いが得られない場合は、監督員の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、必要があると認められるときは、土地の立入りに先立ちあらかじめ身分証明書交付願を甲に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては常にこれを携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示しなければならない。

(成果物)

第3条 乙は、業務が完了した場合は成果物一覧表（別表1）及び特記仕様書に示す成果物を、成果物内訳表及び業務完了報告書とともに甲に提出し、完了検査を受けるものとする。

- 2 成果物はすべて甲に帰属するものとし、成果物の内容及び成果物の作成上知り得た事項等については、甲の承認を受けずに他に公表、貸与、閲覧、複写及び譲渡してはならない。
- 3 観測手簿の測量記録は、無修正の原簿を提出しなければならない。また、主任技術者は、観測手簿等を十分に点検しなければならない。

(予備資料の交付)

第4条 監督員は、次の予備資料をあらかじめ乙に交付するものとする。

- (1) 用地調査対象地明細書（様式第1号）
- (2) 森林計画図（1/5,000）
- (3) 治山事業計画平面図
- (4) 森林所有者の承諾書の写し

(登記簿等調査)

第5条 法務局で登記記録により調査に係る土地の地番、地目、地積、土地所有者、所有権以外の権利を有する者の住所氏名等の調査を行う。

(地図転写(公図))

第6条 法務局備え付けの地図又は地図に準ずる図面（以下、「地図等」という。）の転写及び転写した地図等の位置関係を整合させた連続図を作成する。

(現地調査)

第7条 調査対象地の現地において、次に掲げる各号の事項について調査を行う。

- (1) 地況（位置、地質、土壌、傾斜、標高、降水量）
- (2) 林況（樹種及び混交歩合、林齢、粗密度、蓄積、生育状況、下層植生、無立木地面積等）

- (3) 荒廃状況等（山腹崩壊地面積、溪流荒廃地面積、危険地判定区分、その他荒廃状況等）
- (4) 治山事業等との関係

- (5) 受益対象（範囲、種類、数量等、既往の被災状況等）
- (6) 指定施業要件として定めるべき内容（具体的内容は附表による）
- (7) 関係者の意見
- (8) 他の法令による森林の施業制限等との関係

（一筆の土地の一部の境界確認）

第8条 対象は、一筆の土地の一部について調査を必要とする箇所とする。

2 関係者及び隣接土地所有者の立会いの上、調査の対象となる一筆の土地の一部についてその境界を確認し、屈曲点及び隣接地の地番界等、必要な箇所に合成樹脂製以上の耐久性のある杭を設置する。

（境界測量）

第9条 確定した境界点をトータルステーションにより測定、境界点間の距離等の観測（座標法）を行う。

2 測量終了後、その結果に基づき実測図（様式第14号）を作成するとともに面積計算をする。

（分筆調査）

第10条 分筆調査をしようとする場合は、必要な書類（土地境界立会確認書、土地現地調査書等）、資材（登記基準点、境界杭等）、図面（測量方法、地積測量図等）等の詳細について、あらかじめ調査に係る土地を所管する法務局の登記官と十分打ち合わせるものとする。

（用地調査報告書作成）

第11条 用地調査報告書の作成については、次に掲げる各号の事項のとおりとする。

（1）用地調査報告書

ア 報告書の様式は第2号から第11号について調査内容に応じた必要な様式を用いる。

イ 調査地の森林の現況がわかるように全景写真を撮影する。なお、プリントサイズはA4台紙に収まる範囲内なるべく大きいサイズとする。また、調査地の全景写真が撮れない場合は、監督員に申し出て協議するものとする。

ウ 調査報告書の内容についてはあらかじめ監督員と打ち合わせておく。

（2）調査位置図

ア 国土地理院発行の5万分の1又は2.5万分の1の地形図を用い、調査地区ごとに作成する。（様式第12号）

イ 要調査地を赤色で着色する。また、受益の対象区域を黄色、周辺の既設保安林については、水源かん養保安林を緑色、土砂流出・土砂崩壊防備保安林を茶色、4号以下保安林を橙色でそれぞれ着色する。

ウ 図面の余白に要調査地の所在場所、方位、凡例、縮尺を記載する。

エ 図面の大きさは、原則として日本工業規格A3判とする。

（3）用地調査地図

ア 森林計画図（1/5,000）の写しを用い、調査地区ごとに作成する。（様式第13号）

イ 現地確認調査に基づき調査地の地番界を図示し、地番、治山施設等を記載する。

ウ 図面の余白に要調査地の所在場所、縮尺、方位、凡例を記載する。

エ 要調査地が地番区域の一部である場合は、要調査地の部分とそれ以外の部分とを「○—○」の記号で結ぶ。

オ 図面に表示する要調査地の大きさが小さく、各記号を記載した場合にその識別が困難となるときは、当該部分について識別が容易になるように拡大した図面を別に作成する。

カ 要調査地の周囲の地番も記載する。

キ 図面の大きさは、原則として日本工業規格A3版とする。

(4) 実測図

実測図(様式第 14 号)の精度は国土調査法に基づく地積調査の精度区分と同等とし、地積調査の行われていないところ、又は行われる予定のないところで、精度区分の把握ができない場合においては、国土調査法施行令別表 5 に掲げる精度区分に応じ、村落・農耕地周辺にあつては乙 1 まで、山林原野の周辺にあつては乙 3 までとする。

(5) 部分調査図

ア 一筆の土地の一部について調査を行った箇所については、当該一筆の全体と、調査した一部の位置関係が分かる部分調査図(様式第 15 号)を作成する。

イ 一筆の土地の全体を作図する必要がある場合、用紙は様式第 15 号のトレーシング用のものを用い、墨又は細字用ボールペンにより、0.2 ミリメートル以下の細線で記載する。

ウ 一筆の土地の全体が分かる図面に、調査した一筆の土地の一部の境界線を、赤の墨又は細字用ボールペンにより、0.2 ミリメートル以下で表示する。

エ 方位、縮尺、土地の所在、地番及び隣接地番を記載する。

別表－ 1

成果物一覧表

種 類	数量	備 考
用地調査報告	1 部	<u>記録媒体を含む</u>
登記簿謄本	1 部	要調査地 1 筆ごと
公図転写図	1 部	1 調査地区ごと
調査位置図	1 部	〃
用地調査図	1 部	〃
[部分調査がある場合]		
実測図	1 部	
部分調査図	1 部	

別記1

業務従事者資格一覧表

業務内容	資格
第3章 権利調査	1 公共用地取得実務経験者（国、地方公共団体等において、公共用地等取得等に関する実務経験が10年以上有する者をいう。）（以下同じ）
第4章 用地測量	1 測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補
第7章 木造建物の調査	1 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士
第7章 木造特殊建物の 調査	1 建築士法第2条に規定する建築士
第7章 非木造建物の調査	1 建築士法第2条に規定する建築士
第7章 機械設備 生産設備の調査	1 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条に規定する技術士で当該設備に係る技術士 2 公共用地取得実務経験者
第7章 附帯工作物、立竹木・庭園 墳墓等の調査	1 公共用地取得実務経験者
第8章 営業に関する調査	1 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に規定する公認会計士又は会計士補 2 税理士法（昭和23年法律第237号）第18条に規定する税理士 3 中小企業指導事業の実施に関する基準に定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第4条第1項に規定する診断士 4 公共用地取得実務経験
第8章 居住者、動産に関する調査	1 公共用地取得実務経験
第10章 予備調査	1 建築士法第2条に規程する建築士 2 公共用地取得実務経験者
第11章 移転工法検討	1 建築士法第2条に規定する建築士 2 公共用地取得実務経験者
第12章 再積算業務	1 上記各項目で従事したもの
第6章 土地評価	1 不動産鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第15条に規定する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補 2 公共用地取得実務経験者
第13章 補償説明等	1 公共用地取得実務経験者
第14章 事業認定申請図書の作成	1 公共用地取得実務経験者

第3編 治山用地等調査編

(打合せ)

第1条 業務実施に当たって、業務の適切な遂行を図るため主任技術者と監督員とは常に密接な連絡を取り、必要な段階で十分打合せを行うものとし、その内容を監督員と、相互の記載事項について確認しお互い各一通保管するものとする。

(土地の立入り及び立会い)

第2条 受注者（以下「乙」という。）は、現地調査を実施するため、他人の所有する土地に立入る場合は、事前に監督員と日程及び土地の所有権又は所有権以外の権利を有する者及び地元住民並びに町内会長及び区長等（以下「関係者」という。）との協議事項について打合せを行い、立入りの周知を確認の上、関係者と緊密かつ十分な協調を保ち、円滑な進捗を期さなければならない。

なお、土地の立入りについての了解は、原則として発注者（以下「甲」という。）が得るものとするが、監督員の指示がある場合は乙が了解を得なければならない。この場合において、了解が得られない場合は速やかに監督員に報告してその指示を受けなければならない。

- 2 乙は、現地調査を行う場合は関係者の立会いを得なければならない。この場合、監督員の立会いを得るものとする。ただし、関係者の立会いが得られない場合は、監督員の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、必要があると認められるときは、土地の立入りに先立ちあらかじめ身分証明書交付願を甲に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては常にこれを携帯し、関係者から請求があったときはこれを提示しなければならない。

(成果物)

第3条 乙は、業務が完了した場合は成果物一覧表（別表1）及び特記仕様書に示す成果物を、成果物内訳表及び業務完了報告書とともに甲に提出し、完了検査を受けるものとする。

- 2 成果物はすべて甲に帰属するものとし、成果物の内容及び成果物の作成上知り得た事項等については、甲の承認を受けずに他に公表、貸与、閲覧、複写及び譲渡してはならない。
- 3 観測手簿の測量記録は、無修正の原簿を提出しなければならない。また、主任技術者は、観測手簿等を十分に点検しなければならない。

(予備資料の交付)

第4条 監督員は、次の予備資料をあらかじめ乙に交付するものとする。

- (1) 用地調査対象地明細書（様式第1号）
- (2) 森林計画図（1/5,000）
- (3) 治山事業計画平面図
- (4) 森林所有者の承諾書の写し

(登記簿等調査)

第 5 条 法務局で登記記録により調査に係る土地の地番、地目、地積、土地所有者、所有権以外の権利を有する者の住所氏名等の調査を行う。

(地図転写 (公図))

第 6 条 法務局備え付けの地図又は地図に準ずる図面(以下、「地図等」という。)の転写及び転写した地図等の位置関係を整合させた連続図を作成する。

(現地調査)

第 7 条 調査対象地の現地において、次に掲げる各号の事項について調査を行う。

- (1) 地況 (位置、地質、土壌、傾斜、標高、降水量)
- (2) 林況 (樹種及び混交歩合、林齢、粗密度、蓄積、生育状況、下層植生、無立木地面積等)
- (3) 荒廃状況等 (山腹崩壊地面積、溪流荒廃地面積、危険地判定区分、その他荒廃状況等)
- (4) 治山事業等との関係
- (5) 受益対象 (範囲、種類、数量等、既往の被災状況等)
- (6) 指定施業要件として定めるべき内容 (具体的内容は附表による)
- (7) 関係者の意見
- (8) 他の法令による森林の施業制限等との関係

(一筆の土地の一部の境界確認)

第 8 条 対象は、一筆の土地の一部について調査を必要とする箇所とする。

2 関係者及び隣接土地所有者の立会いの上、調査の対象となる一筆の土地の一部についてその境界を確認し、屈曲点及び隣接地の地番界等、必要な箇所に合成樹脂製以上の耐久性のある杭を設置する。

(境界測量)

第 9 条 確定した境界点をトータルステーションにより測定、境界点間の距離等の観測 (座標法) を行う。

2 測量終了後、その結果に基づき実測図(様式第 14 号)を作成するとともに面積計算をする。

(分筆調査)

第 10 条 分筆調査をしようとする場合は、必要な書類(土地境界立会確認書、土地現地調査書等)、資材(登記基準点、境界杭等)、図面(測量方法、地積測量図等)等の詳細について、あらかじめ調査に係る土地を所管する法務局の登記官と十分打ち合わせるものとする。

(用地調査報告書作成)

第 11 条 用地調査報告書の作成については、次に掲げる各号の事項のとおりとする。

- (1) 用地調査報告書
ア 報告書の様式は第 2 号から第 11 号について調査内容に応じた必要な様式を用いる。

イ 調査地の森林の現況がわかるように全景写真を撮影する。なお、プリントサイズは A 4 台紙に収まる範囲内なるべく大きいサイズとする。また、調査地の全景写真が撮れない場合は、監督員に申し出て協議するものとする。

ウ 調査報告書の内容についてはあらかじめ監督員と打ち合わせておく。

(2) 調査位置図

ア 国土地理院発行の 5 万分の 1 又は 2.5 万分の 1 の地形図を用い、調査地区ごとに作成する。(様式第 12 号)

イ 要調査地を赤色で着色する。また、受益の対象区域を黄色、周辺の既設保安林については、水源かん養保安林を緑色、土砂流出・土砂崩壊防備保安林を茶色、4 号以下保安林を橙色でそれぞれ着色する。

ウ 図面の余白に要調査地の所在場所、方位、凡例、縮尺を記載する。

エ 図面の大きさは、原則として日本工業規格 A 3 判とする。

(3) 用地調査地図

ア 森林計画図 (1/5,000) の写しを用い、調査地区ごとに作成する。(様式第 13 号)

イ 現地確認調査に基づき調査地の地番界を図示し、地番、治山施設等を記載する。

ウ 図面の余白に要調査地の所在場所、縮尺、方位、凡例を記載する。

エ 要調査地が地番区域の一部である場合は、要調査地の部分とそれ以外の部分とを「○ー○」の記号で結ぶ。

オ 図面に表示する要調査地の大きさが小さく、各記号を記載した場合にその識別が困難となるときは、当該部分について識別が容易になるように拡大した図面を別に作成する。

カ 要調査地の周囲の地番も記載する。

キ 図面の大きさは、原則として日本工業規格 A 3 版とする。

(4) 実測図

実測図(様式第 14 号)の精度は国土調査法に基づく地積調査の精度区分と同等とし、地積調査の行われていないところ、又は行われる予定のないところで、精度区分の把握ができない場合においては、国土調査法施行令別表 5 に掲げる精度区分に応じ、村落・農耕地周辺にあっては乙 1 まで、山林原野の周辺にあっては乙 3 までとする。

(5) 部分調査図

ア 一筆の土地の一部について調査を行った箇所については、当該一筆の全体と、調査した一部の位置関係が分かる部分調査図(様式第 15 号)を作成する。

イ 一筆の土地の全体を作図する必要がある場合、用紙は様式第 15 号のトレーシング用のものを用い、墨又は細字用ボールペンにより、0.2 ミリメートル以下の細線で記載する。

ウ 一筆の土地の全体が分かる図面に、調査した一筆の土地の一部の境界線を、赤の墨又は細字用ボールペンにより、0.2 ミリメートル以下で表示する。

エ 方位、縮尺、土地の所在、地番及び隣接地番を記載する。

別表－1

成果物一覧表

種 類	数量	備 考
用地調査報告	1 部	<u>記録媒体を含む</u>
登記簿謄本	1 部	要調査地 1 筆ごと
公図転写図	1 部	1 調査地区ごと
調査位置図	1 部	〃
用地調査図	1 部	〃
[部分調査がある場合]		
実測図	1 部	
部分調査図	1 部	

様式第1号

用地調査対象地明細書

地区名	要調査地所在場所				全部・部分 の区分	備考
	市・町	(大字)	字	地番		

保安林指定調書

所在場所		流域名		整理番号	
		単位 区域名		市町村森林整備 計画区名	
		森林 計画区名		管轄森林 管理署名	
		静岡県 市 郡 町(大字) 字 番地			
森林 所有者	権利の種類				
	住所 氏名				
当該森林 に関する 登記済の 権利	権利の種類				
	権利者	住所			
		氏名			
指定の目的					
面積	区分	不動産登記簿(ha)		実測または見込(ha)	
	全面積				
	要指定面積				
要 指 定 地 の 現 況	地 況	位置	傾斜		
		地質	標高	m	
	土壌	降水量	mm/年		
林 況	樹種及び混交歩合		蓄積(ha当り)	m3/ha	
	林齢		生育状況		
荒 廃 状 況 等	山腹崩壊地面積				
	溪流荒廃地面積				
	その他荒廃状況等 危険地				
治山事業等との関係					

受益 対象	範囲, 種類 数量等				
	既往の被災 状況等				
保安林指定を 必要とする事由					
指定施業要件として 定めるべき内容	具内附と 体容表お 的はのり 伐採種 別面積	伐採種	面積(ha)		特例による面積(ha)
		禁 伐			
		択 伐			
		皆 伐			
		計			
指定に対する 関係者の 意見	森林者等				
	受益者				
他の法令による森林 の施業制限との関係					
附 表		様式4-2 様式4-3 様式4-4 様式4-5 様式4-6 様式4-7			
調査者職氏名 調査年月日		静岡県 平成 年 月 日			
備 考					

保安林指定調書

		整理番号	
所在場所		流域名	
		単位 区域名	市町村森林整備計画区名
		森林 計画区名	管轄森林 管理署名
		静岡県 市 郡 町(大字) 字 番地	
森林 所有者	権利の種類		
	住所 氏名		
当該森林 に関する 登記済の 権利	権利の種類		
	権利者	住所	
		氏名	
指定の目的			
面積	区分	不動産登記簿 (ha)	実測または見込 (ha)
	全面積		
	要指定面積		
要 指 定 地 の 現 況	地況	位置 地質 土壌	傾斜 標高 m 降水量 mm/年
	林況	樹種及び混交歩合 林齢 疎密度	蓄積 (ha当り) m ³ /ha 生育状況 下層植生 無立木地面積
	荒廃状況等	山腹崩壊地面積 溪流荒廃地面積 その他荒廃状況等 危険地	
治山事業等との関係			

受益対象	範囲、種類 数量等				
	既往の被災 状況等				
保安林指定を 必要とする事由					
指定施業要件として 定めるべき内容	具内附と 体的はのり 伐採種別面積	伐採種	面積 (ha)	特例による面積 (ha)	
			禁伐		
			択伐		
			皆伐		
			計		
指定に対する 関係者の 意見	森林所等 所有者				
	受益者				
他の法令による森林 の施業制限との関係					
附 表		様式4-2 様式4-3 様式4-4 様式4-5 様式4-6 様式4-7			
調査者職氏名 調査年月日		静岡県 平成 年 月 日			
備 考					

様式第 6 号

様式 4 - 4

皆伐による伐採の 1 箇所当たりの面積の限度

			整理番号		
所 在 場 所			面 積 (ha)	限度たる 面積 (ha)	当 該 限 度 を 定 め る 理 由
(大 字)	字	地 番			
計					

様式第9号

様式4-7

植 栽

所在場所			面積 (ha)	樹種	地位級	本数	方法	期間
(大字)	字	地番						
計								

伐採種別・樹種別面積一覽表

(ha)

地番	伐採種	スギ	ヒノキ	マツ	ザツ	伐跡	地番計	備考
合計	禁伐							
	択伐							
	皆伐							
	計	%	%	%	%	%	%	

森林計画図

様式第11号

指 定 箇 所 調 書

市 郡 町

調査年月日 平成 年 月 日
調査者

(大字)	字	地番	地目	面積 (ha)	所有 年月日	所 有 者		所 有 者 以 外 の 権 利				備 考	
						住 所	氏 名	権利設定 年月日	権利 の 種類	権 利 者			
										住 所	氏 名		

保安林指定位置図

平成 年 月 日 農林水産省 告示第 号をもって指定
静岡県

整理番号

所在場所 静岡県

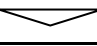
凡 例	
赤色	要指定地
(藍色)	要指定地を含む1団地の保安林の区画線
(藍色)	要指定地を含む1団地の保安林と同一の団地となる保安林予定森林の区画線
薄黄色	受益対象の所在する区域
緑色	既設保安林(水かん)
茶色	既設保安林(土流、土崩)
橙色	既設保安林(4号以下)

縮尺 1/

保安林指定調査地図

平成 年 月 日 農林水産省 静岡県 告示第 号をもって指定

整理番号	
所在場所	静岡県

凡 例					
要指定地およびそれに隣接する土地の地番	数字はアラビア数字を用いる				
要指定地およびそれに隣接する土地の地目	田 畑 宅 原				
要指定地およびそれに隣接する土地に係る地番区域の境界線	—————				
要指定地の区画線	TTTTTT (内側)				
禁伐区域の区画線	-----				
択伐区域の区画線	-----				
間伐を定める区域(禁伐、択伐の部分のみに限る。)	× × × × ×				
1箇所当たりの皆伐面積の限度を定める区域	○ ○ ○ ○ ○				
保安林に指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率または植栽本数若しくは樹種を同一とする区域の区画線	=====				
植栽の方法、期間および樹種を定める区域	^ ^ ^ ^ ^ ^				
治山事業に係る施設(計画を含む)					
谷止工		床固工		護岸工	
流路工		土留工		水路工	
暗渠工		柵工			

縮尺	1/ 5,000
----	----------

様式第 14 号

実 測 図

		地 番	
		土地の所在	
		(単位 ; m)	
作 製 者	(平成 年 月 日作製)		縮尺 1 /

用紙 ; 日本工業規格 A 3 判

様式第 15 号

部 分 調 査 図

		地 番	
		土地の所在	
		(単位 ; m)	
作 製 者	(平成 年 月 日作製)		縮尺 1 /

用紙 ; 日本工業規格 A 3 判

様式第1号

支給材料引渡通知書

年 月 日

様

住所
氏名 印

下記のとおり支給材料を引渡します。

業務名			契約年月日	年月日
品目	規格	単位	数量	備考

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

支給材料受領書

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

印

主任技術者

印

下記のとおり支給材料を受領しました。

業務名		契約年月日			年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回ま で	今 回	累 計	
						月 日から の今回受領分 月 日まで

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

支給材料精算書

年 月 日

様

受注者 住 所

氏 名

印

主任技術者

印

下記のとおり支給材料を精算します。

業務名				契約年月日		年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			支 給 数 量	使 用 数 量	残数量	
監 督 員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。					物品管理簿登記
	年 月 日 職名 氏名					
						年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第4号

支給材料返納書

年 月 日

様

受注者 住所

氏名

主任技術者

印

印

下記のとおり支給材料の使用残を返納します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

年 月 日

様

受注者住所

氏名

印

主任技術者

印

障害物伐除報告書

年 月 日契約のため、障害物を伐除したので用地調査等共通仕様書第12条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

土地登記記録調査表（一覧）

整理 番号	表 題 部				甲 区		乙 区	備 考
	所 在	地 番	地目	地 積 m ²	所有者	住 所	有 無	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第6 号の2

土地登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表題部 (土地の表示)					
所在					
地番		最終支号		地目	地積
所有者					
甲 区 欄 (所有権)					
登記 名 義 人	氏名、名称				共有持分
	住所、所在地				
	氏名、名称				共有持分
	住所、所在地				
乙 区 欄 (所有権以外の権利)					
登記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
仮登記、予告登記の内容					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

建物登記記録調査表（一覧）

整理 番号	所在地番	表 題 部					甲 区	乙 区	備 考
		家屋 番号	種 類	構 造	床 面 積	原因及びその日付	所 有 者	有 無	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする

様式第7号の2

建物登記記録調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
表題部（主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所在				家屋番号	
種類		構造		床面積	
登記原因及びその日付					
所有者					
甲区欄（所有権）					
登記 名義 人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
乙区欄（所有権以外の権利）					
登記 名義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存続期間		
仮登記、予告登記の内容					

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第8号の1

権利者調査表（土地）

調査年月日		調査者		整理番号		
権利者が法人以外	登記名義人の氏名				生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所					
	相続関係			相続系統図	別紙	
	相続人の氏名		生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
	法定代理人等		氏名			
			住所			
	財産管理人		氏名			
		住所				
権利者が法人	法人の名称					
	主たる事務所の所在地					
	法人の代表者	氏名				
		住所				
	破産管財人等	氏名				
住所						

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

権利者調査表（建物）

調査年月日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名		生年月日 死亡年月日		
	登記名義人の住所				
	相続関係			相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所	
権利者が法人	法定代理人等	氏名			
		住所			
	財産管理人	氏名			
		住所			
権利者が法人	法人の名称				
	主たる事務所の所在地				
	法人の代表者	氏名			
		住所			
	破産管財人等	氏名			
住所					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第9号の1

墓地管理者調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
墓地所在地					
所有者	墓地所有者の氏名又は名称	墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地			
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
管理者	墓地管理者の氏名又は名称	墓地管理者の住所又は主たる事務所の所在地			
	代表権を有する者の氏名	代表権を有する者の住所			
包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別					
財産処分等に関する規則					
永代使用料（入檀家志納金）に関する事項					
墓地使用（祭祀）者の氏名		墓地使用（祭祀）者の氏名			
【備考】					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする

様式第9号の2

墓地使用（祭祀）者調査表		調査年月日		調査者		整理番号	
墓地の所在地							
墓地使用（祭祀）者の氏名		墓地使用（祭祀）者の住所					
受任者又は承継人の氏名		受任者又は承継人の住所			原因		
墓地使用（祭祀）者単位の霊数							
番号	法名（戒名）	俗名	性別	享年	死亡年月日	火葬、土葬の区分	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

立 会 証 明 書

土地の表示

上記の土地を測量するの当たり、下記のとおり隣接所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。

申 請 人 住 所
(所有者) 氏 名

印

記

隣接地番	住所・氏名・電話番号	印	立会年月日	所有者との関係
	注1			

本立会証明書のとおり、立会い及び自筆署名押印の事実を確認し、測量したものであることを証明します。

平成 年 月 日
住 所 (事務所)
測 量 者
(土地家屋調査士)

実印
(職印) 注3

- 1 管理人、代理人等が立会いした場合は、その者の住所・氏名・電話番号を併記して、土地所有者の委任状（自筆）を添付する。
- 2 この立会証明書と筆界を明らかにした図面を合てつし、証明者の実印をする。
- 3 測量者の印鑑証明書を添付する。ただし、測量者が土地家屋調査士の場合は、職員をもって実印に代えることができる。

工 作 物 調 査 表

			調査者		調査 年月日		整理 番号	
工作物の 所在地	県 郡 町 大字 市 村							
工作物の 所有者	住所		氏名及び生年月 日又は名称		法人を代表す る者の住所及 び氏名			
土地 所有者	住所		氏名及び生年月 日又は名称		法人を代表す る者の住所及 び氏名			
建物 所有者	住所		氏名及び生年月 日 又は名称		法人を代表す る者の住所及 び氏名			
摘要								
字	地番	番号	種類	規模(形 状・寸法)	単位	数量	摘要	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

墳墓調査表

		調査者		調査年月日		整理番号			
墳墓の所在地	市 町 村 大字								
工作物の所有者	住所		氏名及び生年月日又は名称		法人を代表する者の住所及び氏名				
土地所有者	住所		氏名及び生年月日又は名称		法人を代表する者の住所及び氏名				
建物所有者	住所		氏名及び生年月日又は名称		法人を代表する者の住所及び氏名				
摘要									
字	地番	番号	規模 形状 寸法 使用材料	埋葬 年月 日	遺体数 遺骨の数	火葬 土葬 の別	単位	数量	摘要

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

立竹木調査表

		調査者		調査年月日		整理番号							
立竹木の所在地		市 町 村 大字											
字		地番		地目		所有者の住所及び氏名又は名称							
摘要													
番号	分類	種類及び品種	胸高直径、根廻り、株廻り	樹齢	樹高	枝幅	単位面積当たりの植林の本数又は栽培の本数	収穫量	管理状況	移植の適否	本数、株数又は面積	単位	摘要

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

様式第14号の1

計 画 概 要 表 (検討資料)

整理番号		検討月日		検 討 者			
所在地				用途地域		建ぺい率	
土地所有者				容 積 率		そ の 他	
建物所有者				家族人員		占 有 者	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途	
(1)		,	,	,	,		
(2)		,	,	,	,		
(3)		,	,	,	,		
(4)		,	,	,	,		
計		,	,	,	,		
敷地面積(A)	,	事業用地率 (B) / (A)			特記事項		
事業用地 面積(B)	,	残地建築 可能面積					
残地又は建築 可能面積(C)	,	建築可能 延べ面積					
営 業 の 実 態							
業 種		基 本 額 計	収 益				
従業員数			給 料	円			
一か月の 売上			固定経費	円			
			計				
検討結果							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列縦とする。

様式第14号の2

計 画 概 要 表

所在地		敷 地 面 積 等 の 確 認	・ m ² 1 残地実測図 2 図上求積 3 その他	特 記 事 項	
建物所有者				の 用途に(機能)に係るも	
土地所有者					
道路 関係	計画道路等	郡・区・私・・・m		の 用途に(機能)に係るも	
	敷地に接面 する道路	42条2項 年 月 日 道 路 (第 号) 道路後退距離 m			
建 築 基 準 法 関 係	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域		の 構造(基礎)に係るも	
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業			
		工業専用・特別用途地区()無指定			
		高度地区()種・美観地区・風致地区第()種			
	防火指定	防火・準防火・無指定			
22条・23条 指定地域	防火しなければならない範囲				
基 準 法 関 係	建ぺい率	()% 敷地に二以上の地域・地区のある場合()%		設 備 に 係 る も の	
	角地適用	有・無(条件)			
	容積率	()% 敷地に二以上の地域・地区のある場合()%			
	絶対高	有・無()m			
	建築協定	有・無()			
基 準 法 関 係	壁面後退	有・無()		そ の 他	
	斜 線				
	北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)				

注 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。

用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

計 画 概 要 比 較

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 m ² (・)	建ぺい率(%)	・ %	・ %	・ %
	容 積 率(%)	・ %	・ %	・ %
	建物(計画)延べ面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²
	面積増減率	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)	・ m ² (・ %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メリット=(M) デメリット=(D)		(M)		
		(D)		
総合判断				
判 定				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

面積比較表

建物 No.	現 状 建 物			A 案			B 案			C 案			備 考
	階	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1階床面積													
2階床面積													
3階床面積													
4階床面積													
建物延べ面積													
面積増減率			①		%			%			%		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判横とする。

様式第15号の1

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名						
名称		法人・個人 青・白	代表者名		住所 電話()					
営業種目			開業年月日		資本金					
所属 (組合・団体)名			従業員数		売場面積等					
移 転 対 象 地	営業所名		所在地							
	営業種目		製品の 許認可等		従業員数					
本支店の関連 度(組織図)										
所 得 申 告 額	年別資料 出所先	年	年	年	主な 販売 製造 又は 品目	主な販売 製造品目	主な 仕入れ先	主な 販売先	売上構成	
	税務 署	円	円	円					品目	構成比(%)
	税務事務所									
	市町村								(軒)	(軒)
所 得 額 の 計 算	年別	年	年	年	年	摘 要				
	項目									
	総売上		円			円		円		
	期末棚卸高									
	当期製造原価									
	当期仕入額									
	期首棚卸高									
	売買差益									
営業費										
差引所得額										
売 上 高 の 概 略 調 査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)					平均在庫高(円)年平均回転率(%)				
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)					1人1か月(又は1日)平均売上高(円)				
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)					1か月平均(㎡)当たり売上高(円)				
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)					1か月(又は1日)平均客数(人) 料金等(円)				

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

営業調査総括表（2）

販売方法等	販売方法	店舗	%	代金決済方法	現金	%	販売先	県内	%
		外交			売掛			地方	
		通信			月賦			輸出	
		その他			その他			その他	
得意先の状況	売上に占める地元固定客の割合 (%)			営業の季節的変動	売上の多い時期(月～月) 売上の少ない時期(月～月)				
一般管理費・販売費等	営業費明細				営業用固定経費明細				
	科目	金額	摘要	科目	金額	摘要			
	給料・手当	円		公租公課	円				
	荷造・運賃			基本料金					
	消耗品費			減価償却費					
	水道光熱費			維持管理費					
	宣伝広告費			法定福利費					
	通信・交通費			宣伝広告費					
	接待交際費			諸組合費					
	福利厚生費								
	修繕費								
	公租公課								
	その他			その他					
計			計						
営業用資産	固定資産				流動資産				
	現在価格の総額		売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額		現在価格の総額		売却価格の総額		
	円		円		円		円		
主な取引金融総額									
労働協約等の内容	労働協約 あり・なし								
	就業規則 あり・なし								
	雇用契約 あり・なし								
	その他								
立地条件	立地条件等地域的特性								
	その他								
その他									

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第16号の1

居 住 者 調 査 表

(自家・家主)		調 査 者		調 査 年 月 日		整 理 番 号	
住 所							
氏名又は名称		法人を代表する 者 の氏名及び住所		電 話 番 号		局 番 (呼)	
土地の所有者 住所・氏名							
取得年月日 不明の時 は推定	年	月	日	居住年月日 不明の時 は推定	年	月	日
続 柄	氏 名	生 年 月 日		勤 務 先 所 在 地		職 業	
世帯主		年	月	日			
		年	月	日			
		年	月	日			
貸家・貸間を有する場合							
貸家 の別 貸間	貸家 所在地 貸間	借家 人氏名 借間	家 賃	貸家 面 積 貸間	権 利 金 敷 金	契 約 年 月 日	契 約 書 の 有 無
			円	m ²	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況				住居面 積			
摘 要							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

居 住 者 調 査 表

(自家・家主)		調査者		調査 年月 日		整理 番号	
住 所							
氏 名 又は名称				電話 番号	局 番(呼)		
続 柄	氏 名	生年月日	職 業		勤務先所在地		
世帯主又は 法人を代表 する者		年 月 日					
家主氏名		家 賃	月	円	権利金 敷 金	円	
借家面積		借間面積	m ²		住居面積	m ²	
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契 約 期 間	年		契 約 書 の 有 無	有 ・ 無	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする

動 産 調 査 表

		調査者		調査 年月日		整理 番号	
動産所有者の住所 及び氏名 又は名称			法人の 代表する 者の住所 及び氏名				
建物所有者の住所 及び氏名 又は名称			代表する 者の住所 及び氏名				
建物番号	建物の種類構 造	建物延面 積	常時居住 面積	家族人員	摘 要		
所在地		県	郡	町	大字		
			市	村			
字	地番	動産の 品名	種 類	形状寸法	重量、数量 又は体積	単 位	摘 要

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

消費税等調査表

		調査者	印	年月日	
県		郡	町	大字	
市		村			
調査対象者	住所				
	氏名又は 法人・代表者 名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調査・ 収集した 資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

2 本調査表には、表-1及び表-2を添付すること。

表－２

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年（個人）又は全事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」		<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無
	補償用 課税売上 割合	「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認 書類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税 資産である場合のみ収集する。		<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の共 用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）
	補償用 課税売 上割合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円		
		② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円		
		③ 土地買収代金額等 _____ 円		
		(区分地上権、地役権設定代金を含む)		
	補償用課税 売上割合の 算出	① _____ 円		= _____ %
	①／(②+ ③)	② _____ 円+③ _____ 円		
	補償用課税 売上割合の 率	補償用課税 売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）	
	採用方式	前年又は事業年度 の「消費税及び地方 消費 税確定申告書 (控)」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している (一括比例配分方式へ) <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している (個別対応方式へ)	
個別対応 方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上にのみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）		
個別対応方 式の共用資 産	一 部 補 償	消費税等相当額×(1－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) 円×(1－0.) =		
一括比例配 分方式		消費税等相当額×(1－補償用課税売上割合) 円×(1－0.) =		

補償説明記録簿

説明場所								
説明年月日		平成	年	月	日	時間	自	至
出席者	説明者							
	相手方							
説明内容及び質疑								
特記事項								
主任監督員		監督員		主任担当者		担当者		
印		印		印		印		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

土 地 調 書

静岡県が施行する
する。

工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成

年 月 日

受注者 印
調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所 印
氏名又は名称

年 月 日 関係人住所 印
氏名又は名称

記

市 町 村 地内

大字	字	地番	公 簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘 要
			地 目	地 積	現 況 地 目	面 積	種 類	権利者の氏名	種 類	権利者の氏名	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A 列4判縦とする。

物 件 調 書

静岡県が施行する
 取得
 工事のため、移転の対象となる物件について、下記の
 使用
 とおり調書を作成する。

年 月 日

受注者 印
 調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所
 氏名又は名称 印

年 月 日 関係人 住所
 氏名又は名称 印

記
 市 町 村 地内

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以 外の権 利の種類	関係人 の氏名	土地所 有者の 氏名	移転義 務の有 無	摘 要

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A 列4判縦とする。

(表)

土地現地調査書				
年 月 日調査				
① 調査物件	郡市町村	大字	字	地番
② 所在の確認	登記記録 公図 法14条地図 申請人・立会人の申述 町名地番図 地形・周囲の状況			
③ 所有権確認資料	埋立竣工認可書 贈与・交換・売払証明書(承諾書) 登記簿・相続関係書類・法定代理権限を証する書面 その他()			
④ 地勢・地域	平坦地 起伏地 緩傾斜地 急傾斜地 市街化区域 市街化調整区域 その他 密集市街地 市街地 村落地 農耕地 丘陵地(10°以下) 山地(20°以下)			
⑤ 現況及び利用目的並びに周囲の状況等	(農耕地) (未耕地) (建物敷地) 居宅(専・共同) 店舗 工場 倉庫 その他() 家屋番号 未登記(所有者) (更地の状況) 宅地造成地 石積構築 ガス・水道敷地 建物基礎あり 道路・排水施設あり 駐車場 乾燥場 資材置場 雑草地 その他()			
	北側() 東側() 南側() 西側() 別添図面(備考欄)のとおり			
⑥ 官公署の認可	有・無 農地法第 条許可書 届出受理通知書 登記申請書に添付・写添付 非農地証明書 転用事実確認書 都市計画法第36条2項の検査済証 宅地造成等規制法第12条2項の検査済証 その他()			
⑦ 登記原因日付	官公署の証明 申請人・立会人の申述 その他()により 年 月 日と認定・不詳 錯誤 番 と重複 不存在 その他()			
⑧ 訂正又は抹消等の原因				
⑨ 筆界の調査	地 図 等 の 種 類	法14条地図 地積図 土地改良・土地区間整理等の所在図 台帳付属地図 登記所保管の地積測量図 公用地境界確認協議書 その他		
	境界標等 の種類・状況	別添図面(備考欄)記載のとおり		
⑩ 調査・測量	調査・測量	測量の方法	求 積 の 方 法	
		トランシット測量・テープ測量 平板測量、その他	座標法(直角座標法・倍積距法・) その他()	

(注)1 該当事項を□で囲み該当欄に必要事項を記載する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A 列4判縦とする。

(裏)

⑪ 筆界の確認	①に記載した土地の筆界に関し、現地において立会し、下記のとおり確認した。				
	関係土地 (所在地番)	確認者	住 所	所有者 との関係	確認 年 月 日
			氏 名		
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
	筆界の状況 申請書に添付した地積測量図のとおり 筆界確認の立会者(調査測量した者の職、氏名)				
⑫ 分筆・合筆	規則10 条の誤差限度 ()		所有権以外の権利 有・無		
	現況地目同一・一辺以上接続		()		
⑬ 筆界紛争の有無	有 (具体的内容) 無				
備 考 欄					
上記のとおり調査、測量し、記載内容は、事実 に相違ない。 年 月 日 調査、測量者 職、氏名 印			実地調査の結果、申請は相当であると認めた。 年 月 日 登記官又は法務事務官 印		

工事監理補助業務等共通仕様書

(農林土木工事)

平成 19 年 10 月
静岡県建設部監修

工事監理補助業務等共通仕様書

(適用範囲)

第1条 この工事監理補助業務等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、静岡県産業部(漁港に係るものを除く)及び建設部が静岡県土地改良事業団体連合会等に委託する工事監理補助業務及び、(社)静岡県山林協会等に委託する治山・林道事業現場技術業務(以下「業務」という。)に適用する。

2 この共通仕様書は、共通事項及び各業務に係る一般事項を示すもので、各業務の特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「指示」とは、発注者の発議により監督員が受注者に対し、監督員の業務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- (2)「承諾」とは、受注者の発議により受注者が監督員に書面により報告し、監督員が了解することをいう。
- (3)「協議」とは、書面により監督員と受注者が対等の立場で合議調整し、結論を得ることをいう。

(業務代理人)

第3条 業務の実施に当たり、業務代理人は次に掲げる各号の事項に留意しなければならない。

- (1) 受注者は、工事監理補助業務作業における業務代理人を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 業務を履行する請負工事の契約書及び設計図書の内容を十分理解し、更に工事現場の立地条件等についても十分把握しておくこと。
- (3) 業務の適正な履行を確保するため、農地にあつては技術専門員を、治山・林道にあつては現場技術員を指導監督すること。

(技術専門員又は現場技術員)

第4条 受注者は、工事監理補助業務作業における技術専門員又は現場技術員(以下「技術専門員等」という。)等を定め、発注者に通知するものとし、業務の実施に当たっては、次に掲げる各号の事項に留意しなければならない。

- (1) 監督員の指示に従って、必要な監督等の補助的業務を「静岡県農林土木工事共通仕様書」、「静岡県建設工事監督要領」に基づき厳正に実施すること。
- (2) 外部からの通知若しくは報告を受けた場合には、速やかに監督員に、その内容を正確に伝えること。
- (3) 外部への連絡若しくは通知を行う場合には、相手にその内容を正確に伝えること。
- (4) 工事の契約図書の内容を十分理解するとともに、工事現場の状況についても精通しておかなければならないこと。
- (5) 業務に関する図書等の整理を適切に行うこと。
- (6) 施設等の使用に当たっては、善良な管理を行わなければならないこと。
- (7) 治山・林道にあつては、現場技術員の業務として、監督員が指示する調査、測量、設計又は製図、複写の業務についても従事しなければならない。

(委託業務実施計画書)

第5条 受注者は、委託業務実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。(様式第1号)

(工事管理補助業務実施報告書)

第6条 受注者は、次に掲げる各号の事項を記入した業務実施報告書を監督員に提出し、業務履行状況の点検を受けなければならない。(様式第2号)

- (1) 実施した業務の内容
- (2) その他必要事項

(業務完了報告書の添付書類)

第7条 契約約款第13条の業務完了報告書には、前条に規定する業務実施報告書を一括整理して添付するものとする。

(審査)

第8条 技術専門員等は、監督員の指示により、工事請負者から提出された書類を審査し、その結果を監督員に報告しなければならない。

(立会)

第9条 技術専門員等は、監督員の指示により、完成後、外面から明視することができない工事又は施工の進行過程を記録写真等書類的な方法では、その状況を把握することが十分でない工事等について、現場に立会い、設計図書に適合しない場合は、工事請負者に適合のために必要な助言を行うものとする。また、工事請負者が工事契約の目的を達成するために当然施工しなければならないもので、工事目的物の変更を伴わないものの施工について、必要な助言を行うものとする。なお、その結果は書面で監督員に報告するものとする。

(確認)

第10条 技術専門員等は、監督員の指示により、工事の施工について設計図書等に示す所定の品質及び適正な出来形を確保するため現地で確認し、その結果を監督員に提出するものとする。

2 確認の結果、不適当又はその恐れがあると認められる場合は、工事請負者に対し適合のために必要な助言を行い、その結果を書面で監督員に報告しなければならない。

(材料の品質確認等)

第11条 技術専門員等は、監督員の指示により、材料の品質確認を実施し、次に定める各号の事項を付記してその結果を監督員に報告しなければならない。

- (1) 確認年月日
- (2) 品質、寸法、数量等
- (3) 確認結果
- (4) その他必要と認められる事項

(工程管理)

第12条 技術専門員等は、対象工事の進捗状況を把握し、工事が遅延する恐れがあれば、速やかに書面で監督員に報告しなければならない。

(施工管理)

第13条 技術専門員等は、工事請負者が設計図書等に定められた施工管理を忠実に実行しているか確認し、その結果を書面で監督員に報告しなければならない。

(設計図書と現地の不一致等)

第14条 技術専門員等は、業務中に次の各号に掲げる事項又はこれに類する事項につき工事請負者から通知を受けたときは、速やかに書面及び写真等で監督員に報告しなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと。(図面と仕様書が相互符号しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏等があることを含む。)
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件等が実際と相違すること。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じたこと。
- (5) 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

(検査の立会)

第15条 技術専門員等は、監督員の指示により、請負工事に係わる工事検査および監督員が行う検査に、立会

いを求められた場合には、これに応じなければならない。

(工事現場発生品)

第16条 技術専門員等は、請負工事の施工によって生じた現場発生品について監督員の指示があれば、工事請負者の提出する調書を照査して監督員に報告しなければならない。

(設計変更、工事検査等に関する図書)

第17条 技術専門員等は、監督員の指示により、設計変更、工事完成検査又は既済部分検査等に必要な図書等の資料作成をしなければならない。

(協議等に関する資料)

第18条 技術専門員等は、監督員の指示により、地元又は関係機関等との協議に必要な測量、調査を行わなければならない。

(対外交渉に関する事項)

第19条 受注者は、地元若しくは関係機関等との交渉の必要性を認めたときは、速やかに監督員に報告しなければならない。

2 技術専門員等は、前項の交渉を行う場合、監督員の指示があれば随行しなければならない。

(技術向上支援に関する事項)

第20条 技術専門員等は、監督員の指示があるときは、設計委託業務の打合せ時等に、技術指導・助言を行うものとする。

(書面での報告)

第21条 本共通仕様書の各条にいう書面で監督員に報告するとは、様式第2号によるものとする。

工 事 監 理 補 助 業 務 実 施 報 告 書

委 託 業 務 名			
工 事 名			
業 務 実 施 日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時	天 候	
下記のとおり業務を実施したので、報告します。 技術専門員 現場技術員 印			
実施業務の概要			
担当者氏名 印			
担当者の指示事項			

上記について、確認する。

平成 年 月 日

監督員

印

業 務 代 理 人 通 知 書

1 委託業務の目的

2 契約年月日

3 業務代理人の氏名

区 分	職 名	氏 名	経 歴 等
業務代理人			別紙のとおり
技術専門員			〃
現場技術員			〃

上期のとおり業務代理人等を定めたので、静岡県業務委託契約書約款第10条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

発注者 職名氏名 様

住 所
受注者 商号又は名称
氏 名(法人であっては代表者の氏名)